

足立区教育委員会会議録

会議名	平成27年第1回足立区教育委員会臨時					
開会月日	平成27年3月31日(火)		場所	教育委員会室		
会議時間	(開会) 午前・午後 3時00分			～	(閉会) 午前・午後 時 分	
休憩時間	① (休憩) 午前・午後 時 分		～	(再会) 午前・午後 時 分		
	② (休憩) 午前・午後 時 分		～	(再会) 午前・午後 時 分		
委員 の 出席	委員長	花岡 惠三	出席	委員	桑原 勉	出席
	委員	小川 正人	欠席	委員	小川 清美	出席
	教育長	青木 光夫	出席	出席委員4名、欠席委員1名		
出席 説明 員	鈴木 一夫	教育次長	出席	三橋 雄彦	子ども家庭部長	出席
	石居 聡	学校教育部長	出席	鳥山 高章	子ども家庭課長	出席
	荒井 広幸	教育政策課長	出席	荻原 貞二	子ども・子育て支援課長	出席
	絵野沢秀雄	学校適正配置担当課長	出席	橋本 太郎	子ども・子育て施設課長	出席
	稲本 望	学校施設課長	出席	寺島 光大	青少年課長	出席
	山田美砂緒	学校改築担当課長	出席	西野 知之	こども支援センターげんき所長	出席
	山中 寛	学校改築担当課長	出席	渡邊 勇	子ども支援担当課長	出席
	望月 義実	学務課長 おいしい給食担当課長	出席	浅見 信昭	学力定着推進担当課長	出席
	浮津 健史	教育指導室長	出席	市川 保夫	幼児プロジェクト推進担当課長	出席
	川原井隆之	教職員課長	出席	井元 浩平	地域のちから推進部長	出席
	永井 章子	生涯学習振興公社事務局長	出席	松野 美幸	地域文化課長	出席
書記	山崎 弘孝	庶務係長	楠山 慶之	庶務係主査	依田 慶子	教育政策担当係長
	矢神 功義	教育政策担当係長	佐藤 充弘	子ども家庭係主査		
傍聴者	0名					
会議 に 付 し た 議 題	別紙、会議次第の通り。					

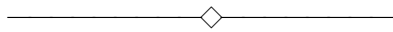
平成27年3月31日

足立区教育委員会

午後 3 時 0 0 分開会

○委員長 ただいまから本年第 1 回足立区教育委員会臨時会を開会いたします。

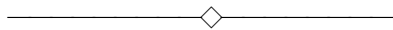
本日の出席委員数は、定足数であります。よって、会議は成立いたします。



○委員長 それでは、これより審議に入ります。

初めに、会議録署名委員の指名をいたします。

本日の会議録署名委員に、青木委員、小川清美委員をご指名いたしますので、よろしくお願いいたします。



○委員長 初めに、日程第 1、第 36 号議案を議題といたします。

庶務係長。

○庶務係長 日程第 1、第 36 号議案足立区地域学習センター条例施行規則の一部を改正する規則。

以上。

○委員長 では、第 36 号議案について、井元地域のちから推進部長から説明をお願いいたします。

地域のちから推進部長。

○地域のちから推進部長 資料 3 ページをごらんください。

件名、所管部課名は記載のとおりでございます。

1、改正理由につきましては、地域学習センターなどを管理する指定管理者を評価する評価委員会の設置が、今年度第 1 回区議会定例会で可決されたため、評価委員会の組織及び運営について必要な事項を規則で定めるものでございます。

2、改正内容につきましては記載のとおりでございますが、4 ページをご覧ください。新旧対照

表のとおり、第 17 条を新たに追加したということでございます。

委員は、第 1 項のとおり、学識経験者、区民、足立区職員からなっております。

第 6 項には、この委員会の庶務は、地域のちから推進部地域文化課において処理するという記載をしております。

説明は、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第 36 号議案について、ご質問、ご意見がありましたら、委員のご発言をお願いいたします。よろしいですか。

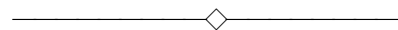
(なし)

ないようですので、これより第 36 号議案足立区地域学習センター条例施行規則の一部を改正する規則を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり議決することにいたします。



○庶務係長 委員長、申し訳ございません。もう一回よろしいでしょうか。

○委員長 庶務係長。

○庶務係長 今、説明を行った井元部長並びに同席している松野課長が、この後、別の会議がございまして、そちらに出席しなければならないので、大変失礼ですが、ここで退室させていただきます。

○委員長 退室を認めます。

(井元部長・松野課長 退室)



○委員長 次からの議案ですが、日程第2、第37号議案から日程第6、第41号議案までは、関連のある議案でありますので、一括して議題といたします。

庶務係長。

○庶務係長 日程第2、第37号議案足立区幼稚園教育職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則。日程第3、第38号議案足立区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則。日程第4、第39号議案足立区幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則。日程第5、第40号議案足立区幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則。日程第6、第41号議案足立区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則。

以上。

○委員長 それでは、第37号議案から第41号議案について、続けて、三橋子ども家庭部長から説明をお願いいたします。

子ども家庭部長。

○子ども家庭部長 資料の13ページで説明させていただきます。

件名、所管部課名は記載のとおりでございます。

改正理由につきましては、昨年10月8日の特別区人事委員会勧告に伴い、足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例を改正したものに従いまして、規則等の改正が必要になりました。人事委員会勧告の内容につきましては、公民格差は0.2%程度で、その解消のための給与額の改定と、それとは別に地域手当の支給割合の2%引上げ及び給与月額と同率程度の引き下げということが反映されてございます。

1、改正の概要でございます。

(1)が、第37号議案の地域手当に関する規則の改正でございます。地域手当の支給割合を2%引き上げて、現行の18%を20%にするものでございます。

(2)が、第38号議案で、勤勉手当に関する規則の改正でございます。地域手当の支給割合の引き上げ分と同金額程度になるよう支給率を引き下げるものでございます。

(3)が、第39号議案で、管理職手当に関する規則の改正でございます。管理職手当は、給与条例で、上限が「最高号給の給料月額20%」と定められてございます。給料表が引き下げられた関係で、それが8万9,600円になりますが、現行の9万1,000円を超えてしまうため、上限の8万9,600円に引き下げるということでございます。

(4)は、第40号議案でございまして、管理職員の特別勤務手当の改正でございます。管理職員の特別勤務手当につきまして、現行は週休日または休日の勤務が対象となりますが、今回平日の午前0時から午前5時までの間に勤務した場合も支給できるといったことで、園長が5,000円、副園長が4,000円の平日の夜間の勤務の手当をご審議いただくものでございます。

それに関連しまして、(5)でございますが、休日、休暇等に関する条例施行規則の中の様式でございます。超過勤務等命令簿のところ、その平日の午前0時から午前5時までの勤務を記入する欄を設けるものでございます。

2、施行年月日は、平成27年4月1日でございます。

私からの説明は、以上でございます。

○委員長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第37号議案から第41号議案について、ご質問、ご意見がありましたら、委員のご発言をお願い

いたします。よろしいですか。

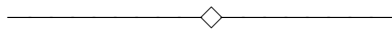
(なし)

ないようですので、これより第37号議案足立区幼稚園教育職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則、第38号議案足立区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則、第39号議案足立区幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則、第40号議案足立区幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則、第41号議案足立区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり議決することにいたします。



○委員長 次に、日程第7、第42号議案を議題といたします。

庶務係長。

○庶務係長 日程第7、第42号議案足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例施行規則。

以上。

○委員長 第42号議案について、三橋子ども家庭部長から説明をお願いいたします。

子ども家庭部長。

○子ども家庭部長 37ページの説明資料に基づきまして説明させていただきます。

件名、所管部課名は記載のとおりでございます。

1、制定の理由につきましては、足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負

担に関する条例の施行に関し、必要な事項を定めるものでございます。

2、主な内容でございます。(1)その階層のところの規定が、所得税から区民税に変わるといったことに付随するものでございます。

①の負担能力の確認につきましては、今後、区民税がもたになるということで、区が管理している情報ですので、利用者の同意に基づきまして、税情報を利用して課税額を確認するものでございます。

②の税額控除の取り扱いについては、現行の考え方と同様に、算定の根拠となる区民税課税額を計算する際には、調整控除を除く税額控除を適用させないといった内容でございます。

(2)利用者負担の減額に関する規定の整備でございます。これについても現行の考え方と同様に、稼働能力のない世帯員が増加したときなど特別の事情がある場合に、別表第1及び第2で減免の規定を設けるものでございます。

3、施行年月日は、平成27年4月1日でございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○委員長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第42号議案について、ご質問、ご意見がありましたら、委員のご発言をお願いいたします。ないですか。

(なし)

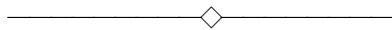
ないようですので、これより第42号議案足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例施行規則を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって、本案は原案のと

おり議決することにいたします。



○委員長 次に、日程第 8、第 4 3 号議案を議題といたします。

庶務係長。

○庶務係長 日程第 8、第 4 3 号議案足立区における保育の実施等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則。

以上。

○委員長 第 4 3 号議案について、三橋子ども家庭部長から説明をお願いいたします。

子ども家庭部長。

○子ども家庭部長 4 3 ページの説明資料に基づきまして説明させていただきます。

件名、所管部課名は記載のとおりでございます。

1、改正の理由につきましては、児童福祉法の改正に伴いまして、新制度の施行に向けた規定の整備を行うものでございます。

なお、第 6 条と第 1 4 条につきましては、平成 2 6 年第 1 0 回の教育委員会定例会で改正いたしました。その後、今年第 1 回教育委員会定例会で「足立区保育施設等の利用の調整に関する規則」を制定したことに伴い、改めて改正が必要になりました。これにつきましては、昨年 1 0 月に議決した「足立区における保育の実施等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を改正する」といった表現になってございます。よろしく願いいたします。

2、改正の内容につきましては、(1) 児童福祉法改正に伴う変更ということで、児童福祉法の表現が「保育の実施」から「保育の利用」に変わるということで、文言訂正でございます。

(2) 入園申込み等の規定でございます。認可保育所、認定こども園等については、「足立区保

育施設等の利用の調整に関する規則」で定めるため、この規則との整合性を図るための文言整理を行うものでございます。

(3) 保育時間等の規定でございます。子ども・子育て支援法施行規則において、「保育標準時間」と「保育短時間」の両方の時間を定めたことがありますので、それぞれの保育時間及び一時延長保育の利用時間の規定を変更するものでございます。

①で、まず保育時間ですが、今まで 8 時間を原則として就労時間等を考慮して園長が定めるとしていましたが、それぞれ標準認定児童につきましては、いわゆる 1 1 時間対象の午前 7 時 3 0 分から午後 6 時 3 0 分までの間で就労時間等を考慮し、園長が定めるといった内容でございます。短時間認定児童につきましては、午前 8 時 3 0 分から午後 4 時 3 0 分までの 8 時間の間で、園長が定めるといった内容でございます。

②につきましては、一時延長保育の利用時間でございます。これについては、まず最初のことについては、(新)のところで、標準認定児童及び短時間認定児童の 1 1 時間対象を超える部分の一時延長保育の利用時間を定めるものでございまして、「午前 7 時から午前 7 時 3 0 分まで」と「午後 6 時 3 0 分から午後 8 時 3 0 分まで」の時間でございます。

次のページ、4 4 ページの上につきましては、短時間認定児童についてでございます。これは 1 1 時間対象の範囲内で、短時間保育の時間の午前 8 時 3 0 分から午後 4 時 3 0 分までの 8 時間を超える部分について、一時延長保育の利用時間を定めるものでございます。

3. 施行年月日は、平成 2 7 年 4 月 1 日でございます。

私からの説明は、以上です。

○委員長 ただいま説明がありましたので、これよ

り本案の審議に入ります。

第43号議案について、ご質問、ご意見がありましたら、委員のご発言をお願いいたします。よろしいですか。

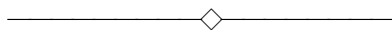
(なし)

ないようですので、これより第43号議案足立区における保育の実施等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり議決することにいたします。



○委員長 次に、日程第9、第44号議案を議題といたします。

庶務係長。

○庶務係長 日程第9、第44号議案足立区立認定こども園条例施行規則の一部を改正する規則。

以上。

○委員長 第44号議案について、三橋子ども家庭部長から説明をお願いいたします。

子ども家庭部長。

○子ども家庭部長 61ページの説明資料に基づきまして説明させていただきます。

件名、所管部課名は記載のとおりでございます。

1、改正の理由につきましては、児童福祉法及び認定こども園法の改正に伴いまして、本規則の変更を行うものでございます。

2、改正の内容でございます。

(1) 入園の申込みについてでございますが、認定こども園の利用については、長時間利用と短時間利用に分かれること。さらに、長時間利用については、認可保育所等にあわせて「足立区保育

施設等の利用の調整に関する規則」で定めたことに伴いまして、短時間利用とは別にといったことで、当該規則の規定内容との整合性を図るために文言整理を行うものでございます。

(2) 児童福祉法改正に伴う変更でございます。児童福祉法の改正で「保育の実施」が「保育の利用」に変わることから、「実施」を「利用」に文言変更するものでございます。

(3) 保育時間の文言変更でございます。今まで使用していました短時間保育、これは教育の時間でございますが、保育短時間認定と混同しないように「短時間保育」を「短時間利用」といった文言に変更するものでございます。

3、施行年月日は、平成27年4月1日でございます。

よろしくをお願いいたします。

○委員長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第44号議案について、ご質問、ご意見がありましたら、委員のご発言をお願いいたします。ないですか。

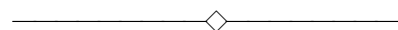
(なし)

ないようですので、これより第44号議案足立区立認定こども園条例施行規則の一部を改正する規則を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり議決することにいたします。



○委員長 次に、日程第10、第45号議案を議題といたします。

庶務係長。

○庶務係長 日程第10、第45号議案足立区立認定こども園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則。

以上。

○委員長 第45号議案について、三橋子ども家庭部長から説明をお願いいたします。

子ども家庭部長。

○子ども家庭部長 67ページの説明資料に基づきまして説明させていただきます。

件名、所管部課名は記載のとおりでございます。

1、改正の理由でございますが、児童福祉法及び認定こども園法の改正に基づく規則の変更でございます。

2、改正の内容でございます。

(1) 目標の変更でございます。認定こども園法の改正により、幼保連携型認定こども園の教育及び保育の目標が新たに明記されたことに伴いまして、目標に定める法を児童福祉法、学校教育法から、認定こども園法に変更するものでございます。

(2) 保育内容の規定でございます。認定こども園法の改正によって、保育・教育課程の編成基準となります国の指針及び要領が改定されまして、足立区認定こども園条例第5条第1号を改正しました。それに伴いまして、基準を「保育所保育指針及び幼稚園教育要領」から、「条例第5条第1号で規定するもの」に変更するものでございます。

具体的な内容につきまして、①でございます。幼保連携型認定こども園につきましては、保育内容に関する指針及び要領が「保育所保育指針」と「幼稚園教育要領」から、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に変更するものでございます。

②につきまして、幼保連携型認定こども園以外につきましては、「保育所保育指針」と「幼稚園

教育要領」に基づくことには変わりませんが、それに加えて、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえること」の追加でございます。

(3) 保育時間の文言変更でございます。

先ほどの、認定こども園条例に伴いまして、「短時間保育」を「短時間利用」に文言を修正するものでございます。

3、施行年月日は、平成27年4月1日からでございます。

よろしくをお願いいたします。

○委員長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第45号議案について、ご質問、ご意見がありましたら、委員のご発言をお願いいたします。

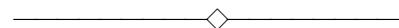
(なし)

ないようですので、これより第45号議案足立区立認定こども園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり議決することにいたします。



○委員長 次に、日程第11、第46号議案を議題といたします。

庶務係長。

○庶務係長 日程第11、第46号議案足立区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則。

以上。

○委員長 第46号議案について、三橋子ども家庭部長から説明をお願いいたします。

子ども家庭部長。

○子ども家庭部長 72ページの説明資料に基づきまして説明させていただきます。

件名、所管部課名は記載のとおりでございます。

1、改正理由につきましては、区立幼保連携型認定こども園の園医を条例の対象にするため、足立区立小学校及び中学校等の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正したことに伴いまして、本条例施行規則を整備するものでございます。

2、主な内容につきましては、幼保連携型認定こども園を加えるということで、「中学校」の後に「等」を加えるといった内容と、認定こども園でも「幼保連携型認定こども園に該当する者に限る。」といった内容でございます。加えて、「校長」の次に「園長を含む。」といった内容でございます。様式においても、「中学校」の後に「等」を加えるといった改正内容でございます。

3、施行年月日は、平成27年4月1日でございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第46号議案について、ご質問、ご意見がありましたら、委員のご発言をお願いいたします。

(なし)

ないようですので、これより第46号議案足立区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり議決することにいたします。

○委員長 次に、日程第12、第47号議案を議題といたします。

庶務係長。

○庶務係長 日程第12、第47号議案足立区子ども・子育て支援事業計画の策定について。

以上。

○委員長 第47号議案について、三橋子ども家庭部長から説明をお願いいたします。

子ども家庭部長。

○子ども家庭部長 88ページの説明資料に基づきまして説明させていただきます。

件名、所管部課名は記載のとおりでございます。

平成26年度中に6回にわたりまして、地域保健福祉推進協議会の子ども支援専門部会で検討を重ね、さらにパブリックコメントの実施結果を踏まえ、足立区子ども・子育て支援事業計画の策定の案を作成いたしましたので、ご審議いただきたいという内容でございます。本編につきましては、別添のとおりでございます。

1、計画の内容でございます。本計画につきましては、国の基本指針で必須記載事項と任意記載事項がございまして、特に施設整備を中心に必須記載事項について定めるものでございます。なお、任意記載事項につきましては今後、区の基本構想・基本計画の改定が予定されていますので、その整合性を図りながら、今後、別途策定していくものでございます。

なお、計画の主な構成（必須記載事項）でございます。

(1)につきましては、教育・保育提供区域の設定に関する事項ということで、幼稚園につきましては足立区全体で1区域、保育施設については7区域と定めるものでございます。

(2)につきましては、幼稚園、認定こども園、

認可保育所等の教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期について定めるものでございます。

(3) につきましては、子育てサロンとか学童保育、このような地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項を定めるものでございます。

(4) につきましては、子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の推進に関する体制の確保についても定めるといった内容でございます。

2、計画の期間でございますが、平成27年度から平成31年度の5年間でございます。なお、今後、算出した量の見込みと保育需要等に乖離が生じた場合には、必要に応じて事業計画を見直すといったところでございます。内容については、別添にあります支援事業計画の内容のとおりでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第47号議案について、ご質問、ご意見がありましたら、委員のご発言をお願いいたします。

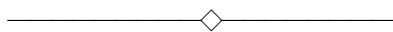
(なし)

ないようですので、これより第47号議案足立区子ども・子育て支援事業計画の策定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり議決することにいたします。



○委員長 次の議案ですが、日程第13、第48号議案と日程第14、第49号議案については、関

連のある議案でありますので、一括して議題といたします。

庶務係長。

○庶務係長 日程第13、第48号議案平成27年議案第16号足立区学校法人の助成に関する条例施行規則の議決の取り消しについて。日程第14、第49号議案足立区学校法人の助成に関する条例施行規則の進達について。

以上。

○委員長 第48号議案と第49号議案について、三橋子ども家庭部長から説明をお願いいたします。

子ども家庭部長。

○子ども家庭部長 98ページの説明資料に基づきまして説明させていただきます。

件名、所管部課名は記載のとおりでございます。

なお、第48号議案につきましては、教育委員会規則として定めた足立区学校法人の助成に関する条例施行規則の議決の取り消しでございます。

これについては、(1)議決取り消しの理由にありますとおり、本来、足立区規則のため進達すべきところを、錯誤により教育委員会規則として提案してしまったものでございます。大変申し訳ありません。そのため、平成27年第16号議案の議決を取り消して、新たな同内容の第49号議案として進達といった内容で議案としたものでございます。

2、内容についてでございますが、変わりはありません。

(1) 制定の理由につきましては、足立区学校法人の助成に関する条例の施行に必要な事項を定めるものでございます。

(2) 主な内容につきましても、助成の対象と様式を定めるものでございます。

3、施行年月日は、平成27年4月1日でございます。

大変申し訳ありませんでした。よろしくお願

いたします。

○委員長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第48号議案並びに第49号議案について、ご質問、ご意見がありましたら、委員のご発言をお願いいたします。よろしいですか。

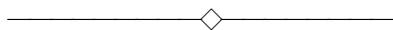
(なし)

ないようですので、これより第48号議案平成27年議案第16号足立区学校法人の助成に関する条例施行規則の議決の取り消しについて、第49号議案足立区学校法人の助成に関する条例施行規則の進達についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり議決することにいたします。



○委員長 次に、日程第15、第50号議案を議題といたします。

庶務係長。

○庶務係長 日程第15、第50号議案足立区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則。

以上。

○委員長 第50号議案について、三橋子ども家庭部長から説明をお願いいたします。

子ども家庭部長。

○子ども家庭部長 100ページの説明資料に基づきまして説明させていただきます。

件名、所管部課名は記載のとおりでございます。

これにつきましては、幼稚園教育職員の懲戒処分に伴う昇給抑制に関し、関連規定の一部を改正するものでございますが、これにつきましては昨

年10月8日の特別区人事委員会勧告に付随した意見として、懲戒処分を受けた者の昇給号級数等について、必要な見直しを行うことが適当といった意見に基づきまして改正するものでございます。

1、改正の概要につきましては、昇給区分Aの極めて良好な場合には6号昇給で、Bの特に良好な方の場合は5号昇給といったことでございますが、処分を受けた場合には昇給号級数を4号給とみなすといった内容で、これは行政系の区職員と同様の改正になるといったことでございます。

2、施行年月日は、平成28年4月1日でございます。

3、内容については、新旧対照表のとおりでございます。

よろしくご審議いただきますよう、お願いいたします。

○委員長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第50号議案について、ご質問、ご意見がありましたら、委員のご発言をお願いいたします。よろしいですか。

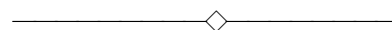
(なし)

ないようですので、これより第50号議案足立区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり議決することにいたします。



○委員長 次に、日程第16、第51号議案を議題といたします。

庶務係長。

○庶務係長 日程第16、第51号議案足立区教育委員会事務局幹部職員の人事について。

以上。

○委員長 第51号議案につきましては、事務局幹部職員の人事案件でありますので、青木教育長から説明をお願いいたします。

教育長。

○教育長 私のほうからご説明を申し上げます。

102ページ、第51号議案です。

まず、平成27年4月1日付で発令される分について申し上げます。

教育次長に、山本聖志。

学校教育部長に、宮本博之。

子ども家庭部子ども家庭課長に、伊藤良久。

学校教育部教育政策課長（統括課長）に、杉岡淳子。

教育次長副参事（学力定着推進担当）に、森太一。

教育次長副参事（幼児プロジェクト推進担当）に、松野美幸。

教育次長参事（総合教育研究）付副参事に、飯塚尚美。

学校教育部副参事（学校適正配置担当）に、太田照生。

学校教育部教職員課長に、山崎恵子。

子ども家庭部子ども家庭課長に、山根晃。子ども・子育て施設課長を兼務します。

子ども家庭部子ども・子育て支援課長に、小山幸俊でございます。

それから、3月31日付で免ずる部分でございます。

教育次長、鈴木一夫を免ずる。

教育次長参事、浅見信昭を免ずる。

教育次長参事、市川保夫を免ずる。

学校教育部長、石居聡を免ずる。

子ども家庭部長、三橋雄彦を免ずる。

学校教育部副参事（学校適正配置担当）（統括課長）、絵野沢秀雄を免ずる。

子ども家庭部子ども家庭課長（統括課長）、鳥山高章を免ずる。

学校教育部教育政策課長、荒井広幸を免ずる。

学校教育部教職員課長、川原井隆之を免ずる。

子ども家庭部子ども・子育て支援課長、荻原貞二を免ずる。

子ども家庭部子ども・子育て施設課長、橋本太郎を免ずる。以上でございます。

私の説明は、以上でございます。

○委員長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第51号議案について、ご質問、ご意見がありましたら、委員のご発言をお願いいたします。よろしいですか。

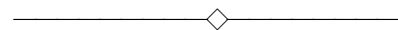
（なし）

ないようですので、これより第51号議案足立区教育委員会事務局幹部職員の人事についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり議決することにいたします。



○教育長 委員長、追加をお願いします。

○委員長 教育長。

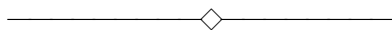
○教育長 追加で1件、ご報告といたしますか、席上に配付をさせていただきました「足立区教育改革に伴う施策の検証と今後の方向性について」という文章でございます。

これは前回の定例会で関連規則を既に議決していただいております。特に学校選択制について関

わるのですが、その部分についての規則改正を行っていただきましたけれども、それとあわせて二期制についての検討をこの間、教育委員会・協議会で行ってまいりましたが、これについての説明文章の原案を取りまとめさせていただきましたので、ご報告をさせていただきます。内容的には、これまでの議論の中で、地域の視点を盛り込むべきだろうというご意見をいただいておりますので、その点を踏まえながら、全体はこれまでの議論の内容に即して文章化をし、かつ、また学識の委員の皆さんのご意見なども協議をしながら、最終的には教育委員会としての方向性について示したということでございます。

ただ、二期制については、この文章にもありませんとおおり、まだ時数など細かに詰めるべき点が残されておりますので、最終的な結論というよりは、方向性を示すに留めて、またさらに追加の作業が今後も必要かと思っておりますが、今年度中までの到達点を文章化させていただいたということです。これについては、また後ほどお目通しをいただいで多少の加筆・訂正をする部分もあるかと思っておりますので、そういったご意見を反映させた上で、しかるべき議会などの外部に公表をしていくべきものと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

私からは、以上でございます。



○委員長 本日の審議は、これですべて終了いたします。

さて、皆様もご承知のとおり、青木教育長が本日をもってご退任されることになりました。ここで青木教育長よりご挨拶をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひをいたします。

○教育長 それでは、貴重なお時間をいただきまし

て、ご挨拶をさせていただきます。

今回、教育委員会制度が60年ぶりの改正ということで明日、4月1日からスタートをいたします。そういったことを踏まえまして、若干任期の残任期間はございますけれども、4月1日の新制度スタートにあわせて早めに退任をさせていただくということでご同意をいただいております。

この間、各委員の皆様には、委員会・協議会を含めて、あるいはまた、さまざまな教育の現場に出向いていただき、大変熱意のある、そしてまた貴重なご意見をいただきまして、心から感謝を申し上げたいと思っております。皆様方とこの4年弱一緒に、それぞれ期間は違いますが、足立の教育行政のために微力ではありますが、力を尽くしたことについて、大変感謝をし、また誇りに思っております。

これからも、これまでの経験を踏まえ、足立の行政がさらに進展していくように、私も陰ながら応援をさせていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。長い間ありがとうございました。

○委員長 ありがとうございます。

それでは、教育委員会を代表いたしまして、私から一言お礼を述べさせていただきます。

青木教育長、長い間ご苦労さまでした。ありがとうございました。

先ほどお話がありましたけれども、4月、明日から全国的に新しい教育委員会制度が始まるに伴い、教育長と教育委員長を一本化した「新教育長」が就任することになります。青木教育長の任期は7月までですが、この制度の切り替えに伴い、新たな体制で臨んでもらいたいとの思いで辞職をされます。

青木教育長は、就任時の挨拶で「教育は子どもを育てること、また足立の未来、さらに言えば、足立の将来を形づくり、支える、大変重要な第一

級の仕事と考えています」と、そのように述べられていましたが、最後の仕事、思い残されたこともあるのではないかと思います、その思いは継続して我々が背負っていきたいと思います。

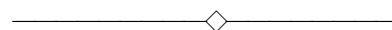
青木教育長は、従来から実施されている各団体との懇談会をはじめ、新たに企画・開催された「青少年委員会」、「小学校・中学校PTA連合会」、「小学校・中学校校長会」等との懇談会に必ず出席をされ、学校現場の実情、また各課題や要望をよく聴いていただきました。それを教育委員会の施策に活用しようとの思いで、保護者や地域の方々の参画を促し、参加者は「耳を傾けてもらえた」と、そういう姿勢が非常にうれしく感じていたと思います。この姿勢は以前、青少年課長の職にあり、地域の各健全育成団体との連携の重要性を熟知されていたからだと思います。その結果、何よりも地域や保護者、学校から非常に厚い信頼を受けるようになったと、私自身は考えています。

教育長は、就任当初から「貧困と教育」との関連を取り上げ、家庭教育の重要性を示唆されました。その解決策を模索し、スクールソーシャルワーカーの導入を考え、昨年、教育長の主導で教育委員会が大阪に視察に行くことになりました。その結果、来年度から導入されることになり、現場での活用の成果が期待されます。

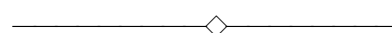
さらに、施策の取り組みに対し、毎年検証との意見が出されており、なかなか結論には至りませんでした。教育長のリードで今年度に入り、教育委員会協議会において本格的に協議され、検証に一定の結論が出されました。具体的には、「学校選択制について」、「2学期制と3学期制について」、「小中一貫校について」等々、その中で「小学校において学校選択制の見直し」の答申がなされました。

その他、語り尽くせませんが、改めて一緒に仕

事責任を背負ってきたこと、そして多くのことをご示唆いただいたこと等々を感謝申し上げ、お礼の言葉といたします。本当に、青木教育長、ありがとうございました。これからもどうぞよろしくお願いをいたします。



さて、先ほどお話ししましたが、明日、平成27年4月1日より、新教育長が就任されます。法改正に伴う新教育委員会制度により、私の教育委員長の職並びに桑原委員長職務代理者の職につきまして、本日付で解かれることとなりました。これまで皆様に支えていただきながら、何とか教育委員長という重責を務めることができました。本当にありがとうございました。なお、これからも教育委員として一層励んでまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いをいたします。



○委員長 それでは、以上をもちまして、本年第1回足立区教育委員会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。ありがとうございました。

午後3時 分閉会

平成 27 年 第 1 回
足立区教育委員会臨時会

日 時 平成 27 年 3 月 31 日 火曜日 午後 3 時 00 分開議
会 場 足立区教育委員会室

1 議事日程		頁
日程第 1	第 36 号議案 足立区地域学習センター条例施行規則の一部を改正する規則	1
日程第 2	第 37 号議案 足立区幼稚園教育職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則	5
日程第 3	第 38 号議案 足立区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	6
日程第 4	第 39 号議案 足立区幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	7
日程第 5	第 40 号議案 足立区幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	8
日程第 6	第 41 号議案 足立区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	9
日程第 7	第 42 号議案 足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例施行規則	25
日程第 8	第 43 号議案 足立区における保育の実施等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則	38
日程第 9	第 44 号議案 足立区立認定こども園条例施行規則の一部を改正する規則	59
日程第 10	第 45 号議案 足立区立認定こども園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則	66
日程第 11	第 46 号議案 足立区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則	70
日程第 12	第 47 号議案 足立区子ども・子育て支援事業計画の策定について	87

日程第13	第48号議案	平成27年議案第16号足立区学校法人の助成に関する条例施行規則の議決の取り消しについて	89
日程第14	第49号議案	足立区学校法人の助成に関する条例施行規則の進達について	90
日程第15	第50号議案	足立区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則	99
日程第16	第51号議案	足立区教育委員会事務局幹部職員の人事について	102

第 3 6 号 議 案

足立区地域学習センター条例施行規則の一部を改正する規則
上記の議案を提出する。

平成 2 7 年 3 月 3 1 日

提出者 足立区教育委員会教育長 青 木 光 夫

足立区地域学習センター条例施行規則の一部を改正する規則
足立区地域学習センター条例施行規則（平成 1 3 年足立区教育委員会
規則第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 7 条を第 1 8 条とし、同条の前に次の 1 条を加える。

（評価委員会の組織及び運営）

第 1 7 条 条例第 2 2 条第 2 項に規定する委員は、次の各号に掲げる
者について委嘱又は任命する。

- （1） 学識経験者 3 人以内
- （2） 区民 2 人以内
- （3） 足立区職員 5 人以内

2 教育長は評価委員会を招集するときは、日時、場所、評価する事
項その他必要な事項を委員に通知しなければならない。

3 委員長は、委員の互選とする。

4 評価委員会の会議は、非公開とする。

5 評価委員会は、会議録を作成し、保管しなければならない。

6 評価委員会の庶務は、地域のちから推進部地域文化課において処
理する。

7 前各項に定めるもののほか、評価委員会の運営に関し必要な事項
は、委員長が定める。

付 則

この規則は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

生涯学習関連施設指定管理者評価委員会の条例での設置にともない、評価委員会の組織及び運営について必要な事項を規則で定めるため、この規則案を提出いたします。

第 3 6 号 議 案 説 明 資 料

平成27年3月31日

件 名	足立区地域学習センター条例施行規則の一部を改正する規則について
所 管 部 課 名	地域のちから推進部地域文化課
内 容	<p>足立区地域学習センター条例施行規則の一部を改正する規則案について、下記のとおり提出する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 改正理由 生涯学習関連施設指定管理者評価委員会の条例での設置にともない、評価委員会の組織及び運営について必要な事項を規則で定めるため。</p> <p>2 改正内容 指定管理者評価委員会を以下のとおり構成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学識経験者 3人以内 ・区民 2人以内 ・足立区職員 5人以内 <p>その他詳細は新旧対照表のとおり。</p>
今 後 の 方 針	施行年月日 平成27年4月1日

足立区地域学習センター条例施行規則の一部を改正する規則 新旧対照表

改正前	改正後
<p>第1条から第16条 変更なし</p> <p>(委任) 第17条 この規則について必要な事項は、教育長が定める。</p>	<p>第1条から第16条 変更なし</p> <p>(評価委員会の組織及び運営) 第17条 条例第22条第2項に規定する委員は、次の各号に掲げる者について委嘱又は任命する。</p> <p>(1) 学識経験者 3人以内</p> <p>(2) 区民 2人以内</p> <p>(3) 足立区職員 5人以内</p> <p>2 教育長は評価委員会を招集するときは、日時、場所、評価する事項その他必要な事項を委員に通知しなければならない。</p> <p>3 委員長は、委員の互選とする。</p> <p>4 評価委員会の会議は、非公開とする。</p> <p>5 評価委員会は、会議録を作成し、保管しなければならない。</p> <p>6 評価委員会の庶務は、地域のちから推進部地域文化課において処理する。</p> <p>7 前各項に定めるもののほか、評価委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。</p> <p>(委任) 第18条 この規則について必要な事項は、教育長が定める。</p> <p>付 則 (平成27年3月 日教委規則第 号) この規則は、平成27年4月1日から施行する。</p>

第 37 号議案

足立区幼稚園教育職員の地域手当に関する規則の一部を改正する
規則

上記の議案を提出する。

平成 27 年 3 月 31 日

提出者 足立区教育委員会教育長 青 木 光 夫

足立区幼稚園教育職員の地域手当に関する規則の一部を改正する
規則

足立区幼稚園教育職員の地域手当に関する規則（平成 12 年足立区教育委員会規則第 3.1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「100 分の 18」を「100 分の 20」に改める。

付 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

特別区人事委員会勧告の趣旨に沿った給与改定を行うにあたり、文言の変更を行う必要があるため、この規則案を提出いたします。

第38号議案

足立区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する
規則

上記の議案を提出する。

平成27年3月31日

提出者 足立区教育委員会教育長 青木光夫

足立区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する
規則

足立区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則（平成12年足立区教育委員会規則第34号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「100分の92.5」を「100分の80」に、「100分の112.5」を「100分の100」に改め、同項第2号中「100分の42.5」を「100分の37.5」に、「100分の52.5」を「100分の47.5」に改める。

付 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（提案理由）

特別区人事委員会勧告の趣旨に沿った給与改定を行うにあたり、文言の変更を行う必要があるため、この規則案を提出いたします。

第39号議案

足立区幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

平成27年3月31日

提出者 足立区教育委員会教育長 青木光夫

足立区幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

足立区幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則（平成12年足立区教育委員会規則第30号）の一部を次のように改正する。

別表園長の項中「9万1,000円」を「8万9,600円」に改める。

付 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（提案理由）

特別区人事委員会勧告の趣旨に沿った給与改定を行うにあたり、文言の変更を行う必要があるため、この規則案を提出いたします。

第40号議案

足立区幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

平成27年3月31日

提出者 足立区教育委員会教育長 青木光夫

足立区幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

足立区幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則（平成12年足立区教育委員会規則第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項各号列記以外の部分中「条例第23条第2項」を「条例第23条第3項第1号」に改め、同条第2項中「条例第23条第2項ただし書」を「条例第23条第3項第1号」に改める。

第3条を第4条とし、同条の前に次の1条を加える。

第3条 条例第23条第3項第2号の教育委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 園長 5,000円

(2) 副園長 4,000円

2 条例第23条第1項本文の規定による勤務をした後、引き続いて同条第2項の規定による勤務をした条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員には、その引き続く勤務に係る条例第23条第2項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。

付 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(提案理由)

特別区人事委員会勧告の趣旨に沿った給与改定を行うにあたり、文言の変更を行う必要があるため、この規則案を提出いたします。

第 4 1 号議案

足立区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

平成 2 7 年 3 月 3 1 日

提出者 足立区教育委員会教育長 青 木 光 夫

足立区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

足立区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成 1 2 年足立区教育委員会規則第 4 0 号）の一部を次のように改正する。

別記様式第 3 号を次のように改める。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の足立区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則別記様式第 3 号による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

（提案理由）

特別区人事委員会勧告の趣旨に沿った給与改定を行うにあたり、文言の変更を行う必要があるので、この規則案を提出いたします。

超 過 勤 務 等 命 令 簿

年 月 分

所 属 者 職 名	職	全 勤 務 日 時	全 休 間 時	勤 務 時 間	氏 名	コ ー ド	正 勤 務 時 間		印	① 超 過 勤 務						③ 超 過 勤 務 等 の 時 間 数 (①+②)	管 理 職 員 特 別 勤 務									
							時 分	時 分		確 認 員		100/100 の 場 合	125/100 の 場 合	150/100 の 場 合	135/100 の 場 合		160/100 の 場 合	25/100	135/100	25/100	100 時 間 以 下	6 時 間 以 上	時 間 分	時 間 分	時 間 分	
										課 長	係 長															副 課 長 等
月	日	時 分	時 分	時 分	氏 名	コ ー ド	時 分	時 分	課 長	係 長	副 課 長 等	命 令 種 別	100/100 の 場 合	125/100 の 場 合	150/100 の 場 合	135/100 の 場 合	160/100 の 場 合	25/100	135/100	25/100	100 時 間 以 下	6 時 間 以 上	時 間 分	時 間 分	時 間 分	
														※1												
														※1 ③の月間計が60時間を超える場合は、以下の欄を使用せず、第3面を使用して当該額を決定すること。												
														月 間 計												
														給 与 担 当 確 認												
														課 長 係 長												
														時 間												
														時 間												
														時 間												
														時 間												
														時 間												
														時 間												

姓 名	職 名	氏 名	コード

勤 務 区 分	超 過 勤 務		休日勤務	夜 勤	
	1時間あたり	2時間あたり			
1時間あたりの超過	100/100 800 +50 (100) 円	125/100 150/100 +50 (125) 円	150/100 175/100 +25 (150) 円	25/100 50/100 円	155/100 25/100 円
(1) 第1面及び第2面の合計が月60時間までの期間	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分
勤 務 日 時	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分
(2) 第1面及び第2面の合計が月60時間を超える期間	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分
勤 務 日 時	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分
月 間 計	(A) 円	(B) 円	(C) 円	(D) 円	(E) 円

※ 以下の欄は超過交代休時間を指定した場合のみ使用。

超 過 代 休 時 間 計	超 過 勤 務 手 当 支 給 総 額 (D)	超 過 勤 務 手 当 支 給 総 額 (A) - (B) + (C)	換 算 率 (b)	月 60 時 間 を 超 え る 時 間 数 (a)		
					指 定 可 能 超 過 代 休 時 間 の 時 間 数 (内訳)	期 間 第 8 条 の 3 第 2 項
(当月分)	(F) 円	(G) 円	(H) 円	第 1 号	25/100	800
			(I) 円	第 2 号	50/100	1500
			(J) 円	第 3 号	15/100	800
			(K) 円	第 4 号	25/100	800
前月以前に指定した超過交代休時間(前月勤務分)	(L) 円	(M) 円	(N) 円	第 1 号	25/100	800
			(O) 円	第 2 号	50/100	1500
			(P) 円	第 3 号	15/100	800
			(Q) 円	第 4 号	25/100	800
総 合 計	(R) 円	(S) 円	(T) 円	(U) 円	(V) 円	(W) 円

第 3 7 ~ 4 1 号 議 案 説 明 資 料

平成 2 7 年 3 月 3 1 日

件 名	<p>【第 37 号議案】足立区幼稚園教育職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>【第 38 号議案】足立区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>【第 39 号議案】足立区幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>【第 40 号議案】足立区幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>【第 41 号議案】足立区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則</p>
所管部課名	子ども家庭部 子ども家庭課
内 容	<p>特別区人事委員会勧告の主旨に沿った職員の給与改定実施に伴い、足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例が一部改正された。</p> <p>条例改正に伴い、関連規定についての一部改正を行う。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 改正の概要</p> <p>(1) 足立区幼稚園教育職員の地域手当に関する規則 地域手当の支給割合について、特別区の存する地域における支給割合を 2 % 引き上げる。(現行 1 8 % → 2 0 %)</p> <p>(2) 足立区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則 給料月額について地域手当の支給割合の引き上げ分と同金額程度引き下げる。</p> <p>(3) 足立区幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則 給料表の引き下げ改定に伴い、現行の 4 級(園長)の管理職手当が「最高号給の給料月額×20%=89,600円」を上回るため改定を行う。なお、条例に抵触する部分のみ改定を行うこととし、再任用職員の園長に関する管理職手当の改定は行わない。</p> <p>(4) 足立区幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則 管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により、平日午前 0 時から午前 5 時までの間に勤務した場合においても手当を支給する旨の改正を行う。</p> <p>(5) 足立区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則 「幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則」の一部改正に伴い、管理職員が「週休日又は休日以外の日の午前 0 時から午前 5 時までの間に勤務」した場合に記入する欄を超過勤務等命令簿に追加する。</p> <p>2 施行年月日 平成 2 7 年 4 月 1 日</p> <p>3 新旧対照表 別紙のとおり</p>
今後の方針	条例改正に伴う関連規定についての一部改正を行う。

足立区幼稚園教育職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則(案)新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(支給額)</p> <p>第2条 地域手当の支給額は、職員が受けるべき給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に <u>100分の18</u> を乗じて得た額とする。</p>	<p>(支給額)</p> <p>第2条 地域手当の支給額は、職員が受けるべき給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に <u>100分の20</u> を乗じて得た額とする。</p> <p>付 則</p> <p><u>この規則は、平成27年4月1日から施行する。</u></p>

足立区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(支給割合)</p> <p>第4条 条例第30条第2項の教育委員会規則で定める支給割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合に勤務期間におけるその者の別表第1左欄に掲げる欠勤等日数の区分に応じ同表右欄に定める割合を乗じて得た割合に次項に規定する成績率を乗じて得た割合とする。</p> <p>(1) 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）以外の職員 <u>100分の92.5</u>（条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては <u>100分の112.5</u>）</p> <p>(2) 再任用職員 <u>100分の42.5</u>（条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては <u>100分の52.5</u>）</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(支給割合)</p> <p>第4条 条例第30条第2項の教育委員会規則で定める支給割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合に勤務期間におけるその者の別表第1左欄に掲げる欠勤等日数の区分に応じ同表右欄に定める割合を乗じて得た割合に次項に規定する成績率を乗じて得た割合とする。</p> <p>(1) 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）以外の職員 <u>100分の80</u>（条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては <u>100分の100</u>）</p> <p>(2) 再任用職員 <u>100分の37.5</u>（条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては <u>100分の47.5</u>）</p> <p>2・3 (略)</p> <p>付 則</p> <p>この規則は、平成27年4月1日から施行する。</p>

足立区幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

現 行

別表（第2条関係）

支給範囲	支給額	
	再任用職員以外の職員	再任用職員
園長	9万1,000千円	7万800円
副園長	6万4,700円	4万1,900円

備考（略）

改 正 案

別表（第2条関係）

支給範囲	支給額	
	再任用職員以外の職員	再任用職員
園長	8万9,600円	7万800円
副園長	6万4,700円	4万1,900円

備考（略）

付 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

足立区幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(管理職員特別勤務手当の額等)</p> <p>第2条 条例第23条第2項の教育委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 園長 1万円</p> <p>(2) 副園長 8,000円</p> <p>2 条例第23条第2項ただし書の教育委員会規則で定める勤務は、勤務に従事した時間が6時間を超える場合の勤務とする。</p>	<p>(管理職員特別勤務手当の額等)</p> <p>第2条 条例第23条第3項第1号の教育委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 園長 1万円</p> <p>(2) 副園長 8,000円</p> <p>2 条例第23条第3項第1号の教育委員会規則で定める勤務は、勤務に従事した時間が6時間を超える場合の勤務とする。</p>
<p>(委任)</p> <p>第3条 この規則の実施に必要な事項は、足立区教育委員会教育長が定める。</p>	<p>第3条 条例第23条第3項第2号の教育委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 園長 5,000円</p> <p>(2) 副園長 4,000円</p> <p>2 条例第23条第1項本文の規定による勤務をした後、引き続き同条第2項の規定による勤務をした条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員には、その引き続き勤務に係る条例第23条第2項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。</p> <p>(委任)</p> <p>第4条 この規則の実施に関し必要な事項は、足立区教育委員会教育長が定める。</p> <p>付 則</p> <p>この規則は、平成27年4月1日から施行する。</p>

改正後

(第2面)

命者欄月	勤日時	勤時	勤命今間時	体時	勤間	内務	容勤	勤時	時	分	時	分	時	分	時	分	① 超過勤務				② 勤休日の戻数等 (25/100)	休勤 (135/100)	夜勤 (25/100)	④ 超過勤務等の時間数 (①+②)	管理職員特別勤務		勤務					
																	100/100の場合	125/100の場合	150/100の場合	135/100の場合					160/100の場合	週休日又は休日		6時間以下	6時間超			
	月	時	分	時	分	時	分	時	分	時	分	時	分	時	分	時	分	時	分	時	分	時	分	時	分	時	分	時				

※1 ③の月間数が60時間を超える場合は、以下の欄を使用せず、第3面を使用して支給額を決定すること。

給与担当者	課長	時間				係長	時間				担当者	時間																		
甲	甲	甲	甲	甲	甲	甲	甲	甲	甲	甲	甲	甲	甲	甲	甲	甲	甲	甲	甲	甲	甲	甲	甲	甲	甲	甲	甲	甲	甲	甲

月間計

所 属	職	氏 名	コード
-----	---	-----	-----

勤務日	勤務区分		超過勤務								休日勤務	夜 勤	
	月 時	日 時	100/100 (g)	125/100	135/100	150/100 +50 (100) +25 (135)	180/100	175/100 +50 (125) +25 (150) +15 (160)	25/100	50/100			135/100
(1) 第1面及び第2面の⑩の時間数が月60時間までの期間	月 時	日 時	時間分	時間分	時間分	時間分	時間分	時間分	時間分	時間分	時間分	時間分	時間分
(2) 第1面及び第2面の⑩の時間数が月60時間を超える期間	月 時	日 時	時間分	時間分	時間分	時間分	時間分	時間分	時間分	時間分	時間分	時間分	時間分
月間計			(計)										(A)

※以下の欄は超過代休時間を指定した場合のみ使用。

超過勤務手当 支給総額 (D)	給与担当確認 課長 庶長 担当者	(当月分)	超過勤務手当の 支給を要しない額				超過代休時間を 指定する時間数				指定可能 超過代休時間の 時間数				換算率	月60時間を 超える時間数	
			(b)	(c)	(d)	(e)	(f)	(g)	(h)	(i)	(j)	(k)	(l)	(m)			(n)
(計)			(b)=(g)+(d)+(e)	(c)=(f)+(i)	(d)	(e)	(f)=(d)+(e)	(g)	(h)	(i)	(j)	(k)=(g)+(b)	(l)	(m)	(n)	(a)	
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
			(計)	(計)	(計)	(計)	(計)	(計)	(計)	(計)	(計)	(計)	(計)	(計)	(計)	(計)	(計)
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
超過勤務手当 支給総額 (D) (A)-(B)+(C)	給与担当確認 課長 庶長 担当者	(前月に指定した超過代休 時間に依る当月勤務分)	(b)=(g)+(d)+(e)	(c)=(f)+(i)	(d)	(e)	(f)=(d)+(e)	(g)	(h)	(i)	(j)	(k)=(g)+(b)	(l)	(m)	(n)	(a)	
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
			(計)	(計)	(計)	(計)	(計)	(計)	(計)	(計)	(計)	(計)	(計)	(計)	(計)	(計)	(計)
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

改 正 後

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の足立区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則別記様式第3号による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

改正前

所 属 職 名 氏 名
コード

勤務区分		超過勤務										休日出勤	夜勤
		100/100 (A)	125/100 (B)	135/100 (C)	150/100 (D)	155/100 (E)	160/100 (F)	175/100 (G)	185/100 (H)	50/100 (I)	135/100 (J)	25/100 (K)	
1時間当たりの単価		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
勤務日	月 日	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	
時	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	
(1) 第1面及び第2面の④の時間数が月60時間までの期間 月 日 時 分の勤務から 月 日 時 分の勤務まで 月 日 時 分の勤務から 月 日 時 分の勤務まで													
(2) 第1面及び第2面の④の時間数が月60時間を超える期間 月 日 時 分の勤務から 月 日 時 分の勤務まで 月 日 時 分の勤務から 月 日 時 分の勤務まで													
月間計		(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(I)	(J)	(K)	

※ 以下の欄は超過代休時間を指定した場合のみ使用。

超過勤務手当を支給しない額 (B)	超過代休時間を指定する時間数 (C)	換算率 (D)=(B)*(1)	規則第8条の3第2項の3号 (E)	換算率 (F)	超過代休時間の指定に代えようとする超過勤務の時間数 (G)	指定可能な超過代休時間の時間数 (H)=(G)*(I)	規則第8条の3第2項の3号 (J)=(H)*(K)	換算率 (L)	超過代休時間の指定に代えようとする超過勤務の時間数 (M)	指定可能な超過代休時間の時間数 (N)=(M)*(O)	規則第8条の3第2項の3号 (P)=(N)*(Q)	換算率 (R)	超過代休時間の指定に代えようとする超過勤務の時間数 (S)
(計) 円	(計) 時間	(計) 円	時間	(計) 円	(計) 時間	(計) 時間	(計) 時間	(計) 円	(計) 時間	(計) 時間	(計) 時間	(計) 円	(計) 時間
(C)	(計) 円	(計) 円	時間	(計) 円	(計) 時間	(計) 時間	(計) 時間	(計) 円	(計) 時間	(計) 時間	(計) 時間	(計) 円	(計) 時間
超過勤務手当を支給する額 (D)=(B)*(1)	超過代休時間を指定した時間数 (E)	(計) 円	(計) 時間	(計) 円	超過代休時間の指定に代えようとする超過勤務の時間数 (F)	超過代休時間の指定に代えようとする超過勤務の時間数 (G)	指定可能な超過代休時間の時間数 (H)=(G)*(I)	(計) 円	(計) 時間	超過代休時間の指定に代えようとする超過勤務の時間数 (J)	超過代休時間の指定に代えようとする超過勤務の時間数 (K)	(計) 円	(計) 時間
(計) 円	(計) 時間	(計) 円	(計) 時間	(計) 円	(計) 時間	(計) 時間	(計) 時間	(計) 円	(計) 時間	(計) 時間	(計) 時間	(計) 円	(計) 時間

※ 以下の欄は超過代休時間を指定した場合のみ使用。

超過勤務手当を支給しない額 (B)	超過代休時間を指定する時間数 (C)	換算率 (D)=(B)*(1)	規則第8条の3第2項の3号 (E)	換算率 (F)	超過代休時間の指定に代えようとする超過勤務の時間数 (G)	指定可能な超過代休時間の時間数 (H)=(G)*(I)	規則第8条の3第2項の3号 (J)=(H)*(K)	換算率 (L)	超過代休時間の指定に代えようとする超過勤務の時間数 (M)
(計) 円	(計) 時間	(計) 円	時間	(計) 円	(計) 時間	(計) 時間	(計) 時間	(計) 円	(計) 時間
(C)	(計) 円	(計) 円	時間	(計) 円	(計) 時間	(計) 時間	(計) 時間	(計) 円	(計) 時間
超過勤務手当を支給する額 (D)=(B)*(1)	超過代休時間を指定した時間数 (E)	(計) 円	(計) 時間	(計) 円	超過代休時間の指定に代えようとする超過勤務の時間数 (F)	超過代休時間の指定に代えようとする超過勤務の時間数 (G)	指定可能な超過代休時間の時間数 (H)=(G)*(I)	(計) 円	(計) 時間
(計) 円	(計) 時間	(計) 円	(計) 時間	(計) 円	(計) 時間	(計) 時間	(計) 時間	(計) 円	(計) 時間

※ 以下の欄は超過代休時間を指定した場合のみ使用。

超過勤務手当を支給しない額 (B)	超過代休時間を指定する時間数 (C)	換算率 (D)=(B)*(1)	規則第8条の3第2項の3号 (E)	換算率 (F)	超過代休時間の指定に代えようとする超過勤務の時間数 (G)	指定可能な超過代休時間の時間数 (H)=(G)*(I)	規則第8条の3第2項の3号 (J)=(H)*(K)	換算率 (L)	超過代休時間の指定に代えようとする超過勤務の時間数 (M)
(計) 円	(計) 時間	(計) 円	時間	(計) 円	(計) 時間	(計) 時間	(計) 時間	(計) 円	(計) 時間
(C)	(計) 円	(計) 円	時間	(計) 円	(計) 時間	(計) 時間	(計) 時間	(計) 円	(計) 時間
超過勤務手当を支給する額 (D)=(B)*(1)	超過代休時間を指定した時間数 (E)	(計) 円	(計) 時間	(計) 円	超過代休時間の指定に代えようとする超過勤務の時間数 (F)	超過代休時間の指定に代えようとする超過勤務の時間数 (G)	指定可能な超過代休時間の時間数 (H)=(G)*(I)	(計) 円	(計) 時間
(計) 円	(計) 時間	(計) 円	(計) 時間	(計) 円	(計) 時間	(計) 時間	(計) 時間	(計) 円	(計) 時間

※ 以下の欄は超過代休時間を指定した場合のみ使用。

超過勤務手当を支給しない額 (B)	超過代休時間を指定する時間数 (C)	換算率 (D)=(B)*(1)	規則第8条の3第2項の3号 (E)	換算率 (F)	超過代休時間の指定に代えようとする超過勤務の時間数 (G)	指定可能な超過代休時間の時間数 (H)=(G)*(I)	規則第8条の3第2項の3号 (J)=(H)*(K)	換算率 (L)	超過代休時間の指定に代えようとする超過勤務の時間数 (M)
(計) 円	(計) 時間	(計) 円	時間	(計) 円	(計) 時間	(計) 時間	(計) 時間	(計) 円	(計) 時間
(C)	(計) 円	(計) 円	時間	(計) 円	(計) 時間	(計) 時間	(計) 時間	(計) 円	(計) 時間
超過勤務手当を支給する額 (D)=(B)*(1)	超過代休時間を指定した時間数 (E)	(計) 円	(計) 時間	(計) 円	超過代休時間の指定に代えようとする超過勤務の時間数 (F)	超過代休時間の指定に代えようとする超過勤務の時間数 (G)	指定可能な超過代休時間の時間数 (H)=(G)*(I)	(計) 円	(計) 時間
(計) 円	(計) 時間	(計) 円	(計) 時間	(計) 円	(計) 時間	(計) 時間	(計) 時間	(計) 円	(計) 時間

※ 以下の欄は超過代休時間を指定した場合のみ使用。

第42号議案

足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担
に関する条例施行規則

上記の議案を提出する。

平成27年3月31日

提出者 足立区教育委員会教育長 青木光夫

足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担
に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例（平成27年足立区条例第37号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(負担能力の確認)

第2条 足立区教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、利用者負担を決定するに当たっては、利用者の同意を得た上で、当該利用者の属する世帯の負担能力の確認を行う。

2 前項の確認ができない場合の利用者負担の決定については、別に定めるところによる。

(利用者負担の決定)

第3条 月額の利用者負担は、月の初日現在に利用している場合は当月分全額とする。

2 月の中途から利用を開始したときその他教育委員会が認めたときの利用者負担は、別に定める。

(利用者負担額の納入)

第4条 条例別表第5及び第8に定める区立認定こども園（短時間利用）に係る利用者負担額及び給食費については、8月は納付を要しない。

(利用者負担の減免)

第5条 条例第9条の規定による利用者負担の減額は、支給認定子どもごとに別表第1及び別表第2に定めるところによる。

2 条例第9条の規定による利用者負担の免除は、支給認定子どもが傷病等のため一時的に保育の利用ができなくなった場合において、原則として申請のあった日以降2箇月を限度として保育の利用を停止した期間について行う。

(他の区市町村への利用者負担の通知)

第6条 区の区域内に住所を有する支給認定子どもが、他の区市町村における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業を利用する場合には、当該子どもに係る利用者負担を、当該施設及び事業を所管する区市町村に通知する。

(特別区民税課税額の算出)

第7条 条例別表第1備考第1項第2号に規定する規則で定める法令の規定は、地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の7から第314条の9まで並びに附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第6項の規定とする。

(食事又は間食の費用)

第8条 条例別表第10に規定する規則で定める額は、別表第3に定めるところとする。

(委任)

第9条 この規則の施行について必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(利用者負担額の減額に係る調整)

2 条例付則第2条から第7条までの規定による措置の適用を受けている利用者に係る利用者負担額(以下「措置による負担額」という。)が、措置を適用せず、かつ、第5条第1項の規定による減額を適用し

た場合の利用者負担額（以下「減額による負担額」という。）を下回ったときは、同項の規定による減額を適用しない。

- 3 第5条第1項の規定にかかわらず、措置による負担額が、減額による負担額を上回ったときは、措置による負担額から減額による負担額を減じて得た額を同項の規定による減額の額として適用する。

（足立区における保育の利用等に関する条例施行規則の一部改正）

- 4 足立区における保育の利用等に関する条例施行規則（平成23年足立区教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

「第5章 保育料の決定」を「第5章 保育料の決定等」に改める。

第24条を次のように改める。

（保育料の決定等）

第24条 保育料の決定等については、足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例施行規則（平成27年足立区教育委員会規則第 号）に定めるところによる。

第25条から第29条までを次のように改める。

第25条から第29条まで 削除

別表第2及び別表第3を次のように改める。

別表第2及び別表第3 削除

（足立区立認定こども園条例施行規則の一部改正）

- 5 足立区立認定こども園条例施行規則（平成23年足立区教育委員会規則第26号）の一部を次のように改正する。

第9条を次のように改める。

（保育料の決定等）

第9条 保育料の決定等については、足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例施行規則（平成27年足立区教育委員会規則第 号）に定めるところによる。

第10条及び第11条を次のように改める。

第10条及び第11条 削除

第13条を次のように改める。

第13条 削除

第17条を次のように改める。

第17条 削除

別表第1（第5条関係）

1号認定子ども

階層区分	条件 番号	条件	適用される額（附加基準は 適用しない）
B階層	1	母子及び父子並びに 寡婦福祉法（昭和39 年法律第129号）第 6条第6項に規定す る配偶者のない者で 現に児童を扶養して いるとき。	A階層に適用する額
	2	その世帯の収入額が 生活保護法（昭和25 年法律第144号）に よる基準に満たない とき。	
	3	条件番号1及び2に より難しいもので、教育 委員会が特に調査の うえ必要と認めたと き。	

別表第2（第5条関係）

2号又は3号認定子ども

階層区分	条件 番号	条件	適用される額（附加基準は 適用しない）
B階層、C 階層及び D階層	1	生活保護法による保 護を受けたとき。	A階層に適用する額（当月 分のみ）
	2	その世帯の収入額が 生活保護法による基 準に満たないとき。	A階層に適用する額
C階層及 びD階層	3	地方税法第15条又 は課税団体の条例に おいて前年度又は当 該年度分の特別区（市 町村）民税の徴収を猶 予され、又は納期を延 期されたとき。	① C階層についてはB 階層に適用する額 ② Dの1及び2階層に ついてはC階層に適用 する額 ③ Dの3階層以上につ いては3階層低位に適 用する額
B階層及 びC階層	4	その年に前年の所得 額の10分の1を超 える災害又は盗難若 しくは横領による損 失（損害保険金等で補 てんされる金額を控 除する。）を生じたと き（損失額の認定及び 災害の範囲は地方税 法の例による。）。	① B階層についてはA 階層に適用する額 ② C階層についてはB 階層に適用する額
	5	その年に前年の所得	

		<p>額の100分の5又は地方税法に定める最高限度額を超える医療費(保険金等で補てんされる金額を控除する。)を支出したとき(医療費の認定及びその範囲は地方税法の例による。)</p>		
	6	<p>その年に稼働能力のない世帯員が増加したとき、又はその年の主たる稼働者が失業したとき。</p>		
D階層	7	<p>その年に前年の所得額の10分の1を超える災害又は盗難若しくは横領による損失(損害保険金等で補てんされる金額を控除する。)を生じたとき(損失額の認定及び災害の範囲は地方税法の例による。)</p>	<p>前年分特別区(市町村)民税額を右記の算式のとおり仮定し、仮定した前年分特別区(市町村)民税額に対応する階層に適用される額 (仮定前年分特別区</p>	<p>仮定前年分特別(市町村)区民税額=前年分特別区(市町村)民税額-(損害金額-保険金等で補てんされる金額-前年の所得額の10分の1) ×階層ごとに次に定める値 ①Dの1から</p>

		(市町村) 民税額が0 円以下のと きはB階層 に適用する 額)	8階層 0.3 ②Dの9から 13階層 0.25 ③Dの14か ら16階層 0.2 ④Dの17か ら19階層 0.15 ⑤Dの20階 層以上 0.1
8	その年に前年の所得 額の100分の5又 は地方税法に定める 最高限度額を超える 医療費(保険金等で補 てんされる金額を控 除する。)を支出した とき(医療費の認定及 びその範囲は地方税 法の例による。)		仮定前年分特 別区(市町村) 民税額 = {前 年分特別区 (市町村)民 税額 - {支払 った医療費 - 保険金等で補 てんされる金 額 - 前年の特 別区(市町村) 民税額の10 0分の5 (当

		<p>該金額が地方税法に定める最高限度額を超える場合にはその最高限度額) } ×階層ごとに次に定める値</p> <p>① D の 1 から 8 階層 0.3</p> <p>② D の 9 から 13 階層 0.25</p> <p>③ D の 14 から 16 階層 0.2</p> <p>④ D の 17 から 19 階層 0.15</p> <p>⑤ D の 20 階層以上 0.1</p>
9	その年に稼働能力のない世帯員が増加したとき。	<p>仮定前年分特別区(市町村)民税額 = 前年分特別区(市町村)民税額</p>

		<p>— (扶養控除額 × 増加人員) × 階層ごとに次に定める値</p> <p>① D の 1 から 8 階層 0.3</p> <p>② D の 9 から 13 階層 0.25</p> <p>③ D の 14 から 16 階層 0.2</p> <p>④ D の 17 から 19 階層 0.15</p> <p>⑤ D の 20 階層以上 0.1</p>
10	その年の主たる稼働者が失業したとき。	<p>仮定前年分特別区(市町村)民税額 = (その世帯の前年分特別区(市町村)民税額 - その者の前</p>

			年分特別区 (市町村)民 税額+退職所 得に係る特別 区(市町村) 民税額)
B階層、 C階層及 びD階層	1 1	その世帯の前3箇月 の平均収入額(賞与を 除く。)が前年の平均 収入月額(賞与を除 く。)より1割以上低 額と認められるとき。	1階層低位に適用する額 (1階層低位に適用して もなお減額されない場合 は最初に減額されるまで 順次低位に適用する額) ※適用期間は3箇月を限 度とする。
	1 2	生計を一にする世帯 から同時に2人以上 の小学校就学前子ど もが幼稚園(特定教 育・保育施設を除 く。)、特別支援学校の 幼稚部、若しくは情緒 障害児短期治療施設 通所部に通い、在学 し、若しくは在籍し、 又は児童発達支援若 しくは医療型児童発 達支援を受けている 場合であって、当該小 学校就学前子どもら	条例第5条第1項及び第 2項の規定に準じ、算定し た額

		のうち最年長でない子どもが特定教育・保育施設、認可外保育施設又は特定地域型保育事業を利用しているとき。	
B階層、 C階層及びDの1から3階層	1 3	母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているとき。	1階層低位に適用する額
B階層、 C階層及びD階層	1 4	条件番号1から13までの各号により難しいもので、教育委員会が特に調査のうえ必要と認めたとき。	2階層低位に適用する額の範囲内で認定した額（2階層低位に適用してもなお減額されない場合は最初に減額されるまで順次低位に適用する額）

別表第3（第8条関係）

特別保育区分	階層区分	内容	1食当たりの負担額
一時延長保育	全ての階層	食事に要する費用	500円
一時保育	全ての階層	食事に要する費用	250円
		間食に要する費用	50円

(提案理由)

子ども・子育て支援法の施行に伴い、利用者が負担すべき費用その他必要な事項について規定する必要があるため、この規則案を提出いたします。

第 4 2 号 議 案 説 明 資 料

平成 2 7 年 3 月 3 1 日

件 名	足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例施行規則
所 管 部 課 名	子ども家庭部 子ども家庭課 子ども・子育て支援課 子ども・子育て施設課
内 容	<p>1 制定の理由</p> <p>足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例（平成 2 7 年足立区条例第 3 7 号）の施行に関し、必要な事項を定めるため規則を制定する。</p> <p>2 主な内容</p> <p>(1) 所得税から区民税の課税額に応じた負担に変更となったことによる規定の整備</p> <p>①利用者負担の決定にかかる負担能力の確認について（第 2 条）</p> <p>利用者の同意に基づき、区が保有する税情報を活用して区民税課税額を確認する。</p> <p>②税額控除の取り扱いについて（第 7 条）</p> <p>利用者負担額算定の根拠となる区民税課税額を計算する際には、調整控除を除く税額控除（配当控除、外国税額控除、住宅借入金特別控除、寄付金控除等）を適用させない。</p> <p>(2) 利用者負担の減額に関する規定の整備</p> <p>①利用者負担の減免について（第 5 条、別表第 1 及び第 2）</p> <p>稼働能力のない世帯員が増加したときなど特別の事情があるときは、利用者負担を減額することが出来る。</p> <p>3 施行年月日</p> <p>平成 2 7 年 4 月 1 日</p>
今後の方針	本規則の制定に伴い必要となる規定整備を行うとともに、利用者負担の決定にあたっては的確な事務処理に努めていく。

第43号議案

足立区における保育の実施等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

平成27年3月31日

提出者 足立区教育委員会教育長 青木光夫

足立区における保育の実施等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

(足立区における保育の実施等に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 足立区における保育の実施等に関する条例施行規則(平成23年足立区教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

足立区における保育の利用等に関する条例施行規則

第1条中「足立区における保育の実施等に関する条例」を「足立区における保育の利用等に関する条例」に改める。

第2条第1項中「第11条第2項及び第3項」を「第11条第2項」に改め、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 条例第11条第3項に規定する保育時間を一時的に超えて行う保育とは、次の各号に掲げる児童の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間に行う保育をいう。

- (1) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第20条第3項の規定により認定された保育必要量が1月当たり平均275時間まで(1日当たり11時間までに限る。)の区分である児童(以下「標準認定児童」という。)及び同法第20条第3項の規定により認定された保育必要量が1月当たり平均200時間まで(1日当たり8時間までに限る。)の

区分である児童（以下「短時間認定児童」という。） 午前
7時から午前7時30分まで及び午後6時30分から午後8
時30分までの範囲内で別に定める時間

(2) 短時間認定児童 午前7時30分から午前8時30分まで
及び午後4時30分から午後6時30分まで

「第2章 保育の実施」を「第2章 保育の利用」に改める。

第3条の見出し中「実施基準」を「利用基準」に改める。

第4条中「保育の実施」を「保育の利用」に、「、保育所入所申込
書を教育委員会に提出しなければならない」を「、足立区保育施設等
の利用の調整に関する規則(平成27年足立区教育委員会規則第1号。
以下「利用調整規則」という。)で定めるところにより、申し込まな
なければならない」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(利用調整)

第4条の2 児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」と
いう。)第24条第3項の規定による利用の調整(以下「利用調整」
という。)については、利用調整規則に定めるところによる。

第5条を次のように改める。

(保育の利用の決定)

第5条 教育委員会は、利用調整の結果、利用要請を行うものとした
ときは、入所を希望する児童が条例第6条に該当しないことを確認
し、保育の利用を決定する。

2 教育委員会は、前項の規定により保育所における保育の利用を決
定したときは、保護者及び保育所の長に通知する。

第7条の見出し中「保育の実施」を「保育の利用」に改め、同条第
1項中「保育所における保育の実施」を「保育の利用」に、「傷病」
を「傷病等」に改め、同条第2項中「やむを得ない事由」を「運営上
やむを得ない事由」に、「保育所における保育の実施」を「保育の利
用」に改める。

第8条の見出し並びに同条第1項第1号及び第2号中「保育の実施」を「保育の利用」に改め、同条第2項中「保育所における保育の実施」を「保育の利用」に改める。

第9条第1項及び第2項並びに第10条第1号中「保育所における保育の実施」を「保育の利用」に改める。

第10条第2号中「、停止又は変更を適当と認めたとき」を「、保育の停止を適当と認めたとき又は世帯状況の変更があったとき」に改める。

第11条第2号中「保育実施決定書」を「保育施設利用決定通知書」に改める。

第12条中「児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第24条第1項本文」を「法第24条」に、「保育の実施」を「保育の利用」に改める。

「第3章 その他の保育の実施」を「その他の保育の利用」に改める。

第13条見出し中「利用承認及び保育」を「利用の申込み」に改め、同条中「利用しようとする者の」を「利用を希望する」に、「保育所入所申込書を教育委員会に提出しなければならない」を「利用調整規則で定めるところにより、申し込まなければならない」に改める。

第14条中「、「保育の実施」とあるのは「利用」と」を削る。

第16条第1項各号列記以外の部分中「、児童が前条に規定する区立保育所等において条例第4条の規定による保育又は条例第8条の規定による認可外保育施設における保育（以下これらを「通常の保育」という。）の実施を受けている」を「、前条に規定する区立保育所等における保育の利用の決定を受け、現に当該保育（以下「通常の保育」という。）を利用している」に、「以上のもの」を「以上の児童」に改め、同条第2項中「一時延長保育の実施」を「一時延長保育」に、「児童が保育の実施を受けている」を「第2条第2項第1号に規定す

る区分にあつては通常の保育を利用している」に、「以上のもの」を「以上、第2条第2項第2号に規定する区分にあつては零歳以上の児童」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「年末保育の実施」を「年末保育」に、「就学前のもの」を「就学前の児童」に改め、同項第2号中「教育委員会」の次に「又は指定管理者」を加え、同条第4項各号列記以外の部分中「病後児保育の実施」を「病後児保育」に、「児童が区内に」を「区内に」に、「就学前のもの」を「就学前の児童」に改め、同条第5項各号列記以外の部分中「一時保育の実施」を「一時保育」に、「保育の実施を受けていない」を「保育の利用をしていない」に、「健康なもの」を「健康な児童」に改める。

第17条各号列記以外の部分中「かかる」を「係る」に改める。

第21条を次のように改める。

(保育時間)

第21条 保育時間は、条例第13条に規定する開所時間内において1日につき、次の各号に掲げる児童の区分に応じ、当該各号に定める時間の範囲において児童の保護者の就労時間その他家庭の状況等を考慮して区立保育所等の長（指定管理者が管理する区立保育所等にあつては、施設長）が定めるものとする。

(1) 標準認定児童 午前7時30分から午後6時30分まで

(2) 短時間認定児童 午前8時30分から午後4時30分まで

第23条中「東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」の次に「（平成24年東京都条例第43号）」を加える。

別表第1 延長保育の部に次のように加える。

同 上沼田保育園

別表第1に備考として次のように加える。

備考 一時延長保育は区立保育所等で行う。ただし、第2条第2項第1号に規定する区分にあつては、この表に定める園において実施する。

(足立区における保育の実施等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正)

第2条 足立区における保育の実施等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(平成26年足立区教育委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

第6条第1号を削り、同条第2号を改め、同号を同条第1号とし、同条第3号を改め、同号を同条第2号とする改正規定を次のように改める。

第6条を次のように改める。

(保育の利用の不承諾)

第6条 教育委員会は、条例第6条の規定に基づき、保育の利用の不承諾を決定したときは、保護者に通知する。

第14条の改正規定を削る。

付 則

(施行期日)

1 この規則中第1条の規定は平成27年4月1日から、第2条の規定は同年3月31日から施行する。

(足立区立認定こども園条例施行規則の一部改正)

2 足立区立認定こども園条例施行規則の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「足立区における保育の実施等に関する条例施行規則」を「足立区における保育の利用等に関する条例施行規則」に改め、「。以下「保育実施条例施行規則」という。」を削る。

(提案理由)

子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、認定区分ごとの保育時間を設定するとともに、規定を整備する必要があるため、この規則案を提出いたします。

第 4 3 号 議 案 説 明 資 料

平成 2 7 年 3 月 3 1 日

件 名	足立区における保育の実施等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則
所管部課名	子ども家庭部子ども・子育て支援課 子ども・子育て施設課
内 容	<p>1 改正の理由</p> <p>児童福祉法の改正に伴い、規則名及び本文の変更を行うとともに、子ども・子育て支援新制度の施行に向けた規定の整備を行う。</p> <p>なお、26年第10回教育委員会定例会で本規則を改正（平成27年4月1日施行）したが、27年第1回教育委員会定例会で「足立区保育施設等の利用の調整に関する規則」を制定したことに伴い、第6条と第14条については、再度、改正する必要性が生じたので、併せて26年10月に議決した「足立区における保育の実施等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成26年足立区教育委員会規則第12号）」を改正する。</p> <p>2 改正の内容（主な改正点）</p> <p>(1) 児童福祉法改正に伴う変更</p> <p>児童福祉法の改正により「保育の実施」という文言が「保育の利用」に文言が変更されたことに伴い、条例名が「足立区における保育の実施等に関する条例」から「足立区における保育の利用等に関する条例」が改正されたため、本規則名および本文中の文言について、『実施』を『利用』に変更する。</p> <p>【例】（旧規則名）足立区における保育の実施等に関する条例施行規則 （新規則名）足立区における保育の利用等に関する条例施行規則</p> <p>(2) 入園申込み等の規定</p> <p>認可保育所、認定こども園、小規模保育、保育ママ等の入園申込や利用の調整について、「足立区保育施設等の利用の調整に関する規則」で定めたことに伴い、当該規則の規定内容との整合性を図るための文言整理を行う。</p> <p>(3) 保育時間等の規定</p> <p>子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）において「保育標準時間（1日あたり11時間まで）」と「保育短時間（1日8時間まで）」の2つの認定区分が規定されたため、本規則の保育時間及び一時延長保育の利用時間の規定を変更する。</p> <p>①保育時間</p> <p>（旧）1日につき概ね8時間を原則として、就労時間等を考慮して園長が定める。 （新）認定区分に応じた以下の時間を範囲として、就労時間等を考慮して園長が定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標準認定児童 午前7時30分から午後6時30分まで ・短時間認定児童 午前8時30分から午後4時30分まで <p>②一時延長保育の利用時間（日単位）</p> <p>（旧）「午前7時から午前7時30分まで」「午後6時30分以降」 （新）・標準認定児童及び短時間認定児童 「午前7時～午前7時30分」 「午後6時30分～午後8時30分」</p>

	<p>・短時間認定児童 「午前7時30分～午前8時30分」 「午後4時30分～午後6時30分」</p> <p>3 施行日 平成27年4月1日から施行する。</p>
今後の方針	平成27年度の子ども・子育て支援新制度施行後も円滑な運営に努めていく。

足立区における保育の実施等に関する条例施行規則新旧対照表

別紙

現行	改正案
<p>○足立区における保育の<u>実施等</u>に関する条例施行規則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、足立区における保育の<u>実施等</u>に関する条例（平成23年足立区条例第4号。以下「<u>条例</u>」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 条例第11条第2項及び第3項に規定する保育時間を超えて行う保育とは、午前7時から午前7時30分まで又は午後6時30分を超えて行う保育をいう。</p> <p>2 条例第11条第4項に規定する年末に保育を行い、又は利用させることは、12月29日及び30日（日曜日を除く。）に行う保育をいう。</p> <p>3 条例第11条第5項に規定する病気の回復期とは、日常罹患する疾病においては主要症状が消失した以降を、感染症においては他児に感染</p>	<p>○足立区における保育の<u>利用等</u>に関する条例施行規則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、足立区における保育の<u>利用等</u>に関する条例（平成23年足立区条例第4号。以下「<u>条例</u>」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 条例第11条第2項に規定する保育時間を超えて行う保育とは、午前7時から午前7時30分まで又は午後6時30分を超えて行う保育をいう。</p> <p>2 条例第11条第3項に規定する保育時間を一時的に超えて行う保育とは、次の各号に掲げる児童の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間に行う保育をいう。</p> <p>(1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第20条第3項の規定により認定された保育必要量が1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）の区分である児童（以下「<u>標準認定児童</u>」という。）及び同法第20条第3項の規定により認定された保育必要量が1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）の区分である児童（以下「<u>短時間認定児童</u>」という。）</p> <p>午前7時から午前7時30分まで及び午後6時30分から午後8時30分までの範囲内で別に定める時間</p> <p>(2) 短時間認定児童 午前7時30分から午前8時30分まで及び午後4時30分から午後6時30分まで</p> <p>3 条例第11条第4項に規定する年末に保育を行い、又は利用させることは、12月29日及び30日（日曜日を除く。）に行う保育をいう。</p> <p>4 条例第11条第5項に規定する病気の回復期とは、日常罹患する疾病においては主要症状が消失した以降を、感染症においては他児に感染</p>

<p>する恐れのある感染期を経過した以降を、慢性疾患においては発作が収まった以降を、外傷性疾患においては症状が安定した以降をいう。</p> <p><u>4</u> 条例第 11 条第 6 項に規定する一時的に保育することが困難な場合とは、保護者の就労形態、傷病、入院等により緊急かつ一時的に保育が必要となる場合又は保護者の育児疲れ解消等のため一時的に保育が必要となる場合をいう。</p> <p>第 2 章 保育の実施 (保育の実施基準) 第 3 条 (略)</p> <p>(保育の申込み)</p> <p>第 4 条 保育の実施を希望する保護者は、<u>保育所入所申込書を教育委員会に提出しなければならない。</u></p>	<p>する恐れのある感染期を経過した以降を、慢性疾患においては発作が収まった以降を、外傷性疾患においては症状が安定した以降をいう。</p> <p><u>5</u> 条例第 11 条第 6 項に規定する一時的に保育することが困難な場合とは、保護者の就労形態、傷病、入院等により緊急かつ一時的に保育が必要となる場合又は保護者の育児疲れ解消等のため一時的に保育が必要となる場合をいう。</p> <p>第 2 章 保育の利用 (保育の利用基準) 第 3 条 (略)</p> <p>(保育の申込み)</p> <p>第 4 条 保育の利用を希望する保護者は、<u>足立区保育施設等の利用の調整に関する規則(平成 27 年足立区教育委員会規則第 1 号。以下「利用調整規則」という。)</u> で定めるところにより、申し込まなければならぬ。</p> <p>(利用調整)</p> <p>第 4 条の 2 <u>児童福祉法(昭和 22 年法律 164 号。以下「法」という。)</u></p> <p>第 24 条第 3 項の規定による利用の調整(以下「<u>利用調整</u>」という。)については、<u>利用調整規則に定めるところによる。</u></p> <p>(保育の利用の決定)</p> <p>第 5 条 教育委員会は、<u>利用調整の結果、利用要請を行うものとしたときは、入所を希望する児童が条例第 6 条に該当しないことを確認し、保育の利用を決定する。</u></p> <p>2 削除</p> <p>3 削除</p> <p>2 教育委員会は、<u>前項の規定により保育所における保育の利用を決定</u></p>
<p>する恐れのある感染期を経過した以降を、慢性疾患においては発作が収まった以降を、外傷性疾患においては症状が安定した以降をいう。</p> <p><u>4</u> 条例第 11 条第 6 項に規定する一時的に保育することが困難な場合とは、保護者の就労形態、傷病、入院等により緊急かつ一時的に保育が必要となる場合又は保護者の育児疲れ解消等のため一時的に保育が必要となる場合をいう。</p> <p>第 2 章 保育の実施 (保育の実施基準) 第 3 条 (略)</p> <p>(保育の申込み)</p> <p>第 4 条 保育の実施を希望する保護者は、<u>保育所入所申込書を教育委員会に提出しなければならない。</u></p> <p>(保育の実施の決定)</p> <p>第 5 条 教育委員会は、<u>入所を希望する児童の保育に欠けるという事実を確認し、保育の実施を決定する。</u></p> <p>2 教育委員会は、<u>保育所における適切な保育の実施が困難となることその他やむを得ない事由がある場合においては、入所する児童を選考することができる。</u></p> <p>3 前項の規定による選考は、<u>別に定める選考基準に基づき、行うものとする。</u></p> <p>4 教育委員会は、<u>保育所における保育の実施を決定したときは、保育</u></p>	<p>する恐れのある感染期を経過した以降を、慢性疾患においては発作が収まった以降を、外傷性疾患においては症状が安定した以降をいう。</p> <p><u>5</u> 条例第 11 条第 6 項に規定する一時的に保育することが困難な場合とは、保護者の就労形態、傷病、入院等により緊急かつ一時的に保育が必要となる場合又は保護者の育児疲れ解消等のため一時的に保育が必要となる場合をいう。</p> <p>第 2 章 保育の利用 (保育の利用基準) 第 3 条 (略)</p> <p>(保育の申込み)</p> <p>第 4 条 保育の利用を希望する保護者は、<u>足立区保育施設等の利用の調整に関する規則(平成 27 年足立区教育委員会規則第 1 号。以下「利用調整規則」という。)</u> で定めるところにより、申し込まなければならぬ。</p> <p>(利用調整)</p> <p>第 4 条の 2 <u>児童福祉法(昭和 22 年法律 164 号。以下「法」という。)</u></p> <p>第 24 条第 3 項の規定による利用の調整(以下「<u>利用調整</u>」という。)については、<u>利用調整規則に定めるところによる。</u></p> <p>(保育の利用の決定)</p> <p>第 5 条 教育委員会は、<u>利用調整の結果、利用要請を行うものとしたときは、入所を希望する児童が条例第 6 条に該当しないことを確認し、保育の利用を決定する。</u></p> <p>2 削除</p> <p>3 削除</p> <p>2 教育委員会は、<u>前項の規定により保育所における保育の利用を決定</u></p>

実施決定通知書により保護者及び保育所の長に通知する。

(保育の実施の不承諾) ※26年10月改正後

第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当することにより保育所における保育の実施を承諾しないことを決定したときは、保護者に対し、保育所(入所・転園)申込不承諾通知書により通知する。

(1) 希望者が入所予定数を超えるため希望する保育所に入所できな

い場合

(2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める場合

(保育の実施の不承諾) ※26年10月改正前

第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当することにより保育所における保育の実施を承諾しないことを決定したときは、保護者に対し、保育所(入所・転園)申込不承諾通知書により通知する。

(1) 条例第5条に規定する保育の実施基準(以下「実施基準」という。)に該当しない場合

(2) 実施基準に該当するが、希望者が入所予定数を超えるため希望する保育所に入所できない場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める場合

(保育の実施の停止)

第7条 教育委員会は、保育所における保育の実施に係る児童が傷病のため一時的に通所できなくなったときは、原則として申請のあった日以降2箇月を限度として保育所における保育の実施を停止することができる。

2 前項に定めるもののほか、天災等その他保育所のやむを得ない事由により当該保育所の運営ができなくなったときは、保育所における保育の実施を停止することができる。

したときは、保護者及び保育所の長に通知する。

(保育の利用の不承諾)

第6条 教育委員会は、条例第6条の規定に基づき、保育の利用の不承諾を決定したときは、保護者に通知する。

(保育の利用の停止)

第7条 教育委員会は、保育の利用に係る児童が傷病等のため一時的に通所できなくなったときは、原則として申請のあった日以降2箇月を限度として保育の利用を停止することができる。

2 前項に定めるもののほか、天災等その他保育所の運営上やむを得ない事由により当該保育所の運営ができなくなったときは、保育の利用を停止することができる。

(保育の利用の承諾の取消し等)

<p>(保育の実施の承諾の取消し等)</p> <p>第8条 条例第7条第4号に規定する規則で定める事由とは、次の各号のいずれかの事由をいう。</p> <p>(1) 保護者から保育の実施の辞退の申出があったとき。</p> <p>(2) 転出等により、教育委員会の保育の実施に関する権限が消滅したとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が認める正当な事由が発生したとき。</p> <p>2 教育委員会は、<u>保育所における保育の実施の承諾</u>を取り消したときは、保護者及び保育所の長に通知する。 (家庭状況の届出等)</p> <p>第9条 <u>保育所における保育の実施の承諾</u>を受けた児童の保護者は、毎年3月末日までに家庭状況届により、児童の属する世帯の状況等を教育委員会に届け出なければならない。ただし、教育委員会が必要がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 <u>保育所における保育の実施の承諾</u>を受けた児童の保護者は、児童の属する世帯の状況等に変更があったときは、世帯状況変更届により、教育委員会に届け出なければならない。ただし、教育委員会が必要がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>(保育所の長の届出)</p> <p>第10条 保育所の長は、次の各号のいずれかの事由が発生したときは、速やかにその旨を教育委員会に報告しなければならない。</p> <p>(1) <u>保育所における保育の実施</u>に係る児童が死亡したとき。</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、<u>停止又は変更を適当と認め</u>たとき又は</p> <p>(備付書類)</p> <p>第11条 教育委員会は、次の各号に掲げる書類を作成し、常にその記載事項について整理しておかなければならない。</p> <p>(1) 保育児童台帳</p> <p>(2) 保育施設利用決定通知書</p>	<p>第8条 条例第7条第4号に規定する規則で定める事由とは、次の各号のいずれかの事由をいう。</p> <p>(1) 保護者から保育の利用の辞退の申出があったとき。</p> <p>(2) 転出等により、教育委員会の保育の利用に関する権限が消滅したとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が認める正当な事由が発生したとき。</p> <p>2 教育委員会は、<u>保育の利用の承諾</u>を取り消したときは、保護者及び保育所の長に通知する。 (家庭状況の届出等)</p> <p>第9条 保育の利用の承諾を受けた児童の保護者は、毎年3月末日までに家庭状況届により、児童の属する世帯の状況等を教育委員会に届け出なければならない。ただし、教育委員会が必要がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 保育の利用の承諾を受けた児童の保護者は、児童の属する世帯の状況等に変更があったときは、世帯状況変更届により、教育委員会に届け出なければならない。ただし、教育委員会が必要がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>(保育所の長の届出)</p> <p>第10条 保育所の長は、次の各号のいずれかの事由が発生したときは、速やかにその旨を教育委員会に報告しなければならない。</p> <p>(1) 保育の利用に係る児童が死亡したとき。</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、<u>保育の停止を適当と認め</u>たとき又は</p> <p>(備付書類)</p> <p>第11条 教育委員会は、次の各号に掲げる書類を作成し、常にその記載事項について整理しておかなければならない。</p> <p>(1) 保育児童台帳</p> <p>(2) 保育施設利用決定通知書</p>
---	--

<p>(2) 保育実施決定書</p> <p>(3) 児童票 (運営費の請求)</p> <p>第12条 保育所の長が<u>児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)</u>第24条第1項本文に規定する<u>保育の実施</u>に要する費用の支払を求めるときは、教育委員会にその計算書を添えて、請求書を提出しなければならない。ただし、教育委員会が別に定めるときは、この限りでない。</p> <p>第3章 その他の保育の実施 (認可外保育施設の利用承認及び保育)</p> <p>第13条 条例第9条に規定する認可外保育施設(以下「認可外保育施設」という。)を利用しようとする者の保護者は、<u>保育所入所申込書を教育委員会に提出しなければならない。</u></p> <p>(認可外保育施設の利用決定等) ※26年10月改正後</p> <p>第14条 認可外保育施設における利用の決定及び停止並びに利用承諾の取消し等については、第4条から第11条までの規定を準用する。この場合にあつては、「保育所」とあるのは「認可外保育施設」と、「<u>保育の実施</u>」とあるのは「<u>利用</u>」と読み替えるものとする。</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">(認可外保育施設の利用決定等) ※26年10月改正前</p> <p>第14条 認可外保育施設における利用の決定及び停止並びに利用承諾の取消し等については、第5条から第11条までの規定を準用する。この場合にあつては、「保育所」とあるのは「認可外保育施設」と、「<u>保育の実施</u>」とあるのは「<u>利用</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>第15条 (略)</p>	<p>(3) 児童票 (運営費の請求)</p> <p>第12条 保育所の長が<u>法第24条</u>に規定する<u>保育の利用</u>に要する費用の支払を求めるときは、教育委員会にその計算書を添えて、請求書を提出しなければならない。ただし、教育委員会が別に定めるときは、この限りでない。</p> <p>第3章 その他の保育の利用 (認可外保育施設の利用の申込み)</p> <p>第13条 条例第9条に規定する認可外保育施設(以下「認可外保育施設」という。)の<u>利用を希望する保護者は、利用調整規則で定めるところにより、申し込まなければならない。</u></p> <p>(認可外保育施設の利用決定等)</p> <p>第14条 認可外保育施設における利用の決定及び停止並びに利用承諾の取消し等については、<u>第5条から第11条までの規定を準用する。</u>この場合にあつては、「保育所」とあるのは「認可外保育施設」と読み替えるものとする。</p> <p>第15条 (略)</p>
--	--

<p>(特別保育の利用の条件)</p> <p>第16条 条例第11条第1項第1号に規定する延長保育の実施は、<u>児童が前条に規定する区立保育所等において条例第4条の規定による保育又は条例第8条の規定による認可外保育施設における保育（以下これを「通常の保育」という。）の実施を受けている満1歳（足立区立青井保育園及び足立区立東保木間保育園においては、零歳）以上のものにあって、かつ、当該児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。</u></p> <p>(1) 通常の保育時間以降に居宅外で労働し、又は居宅内で日常の家事以外の労働をしていること。</p> <p>(2) 教育委員会又は条例第25条第1項の規定により区立保育所等の管理を行う者（以下「指定管理者」という。）が認める前号に類する状態にあること。</p> <p>2 条例第11条第1項第2号に規定する一時延長保育の実施は、<u>児童が通常の保育の実施を受けている満1歳（足立区立青井保育園、足立区立東保木間保育園、足立区立伊興大境保育園及び足立区立新田さくら保育園）以上のものにあって、かつ、一時的に当該児童の保護者のいずれもが前項各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。</u></p> <p>3 条例第11条第1項第3号に規定する年末保育の実施は、<u>児童が区内に居住し、又は区内の保育所若しくは認可外保育施設に通所している満6箇月か</u>ら就学前の<u>児童のもの</u>であつて、かつ、当該児童の保護者のいずれもが第2条第2項に定める日に、次の各号のいずれもに該当する場合に行うものとする。</p> <p>(1) 日中、居宅外で労働し、又は居宅内で日常の家事以外の労働をしていること。</p> <p>(2) 教育委員会が認める前号に類する状態にあること。</p>	<p>(特別保育の利用の条件)</p> <p>第16条 条例第11条第1項第1号に規定する延長保育の実施は、<u>前条に規定する区立保育所等における保育（以下これを「通常の保育」という。）を利用して</u>いる満1歳（足立区立青井保育園及び足立区立東保木間保育園においては、零歳）以上の児童であつて、かつ、当該児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。</p> <p>(1) 通常の保育時間以降に居宅外で労働し、又は居宅内で日常の家事以外の労働をしていること。</p> <p>(2) 教育委員会又は条例第25条第1項の規定により区立保育所等の管理を行う者（以下「指定管理者」という。）が認める前号に類する状態にあること。</p> <p>2 条例第11条第1項第2号に規定する一時延長保育は、<u>第2条第2項第1号に規定する区分にあつては通常の保育を利用して</u>いる満1歳（足立区立青井保育園、足立区立東保木間保育園、足立区立伊興大境保育園及び足立区立新田さくら保育園）以上の、<u>第2条第2項第2号に規定する区分にあつては零歳以上の児童であつて、かつ、一時的に当該児童の保護者のいずれもが前項各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。</u></p> <p>3 条例第11条第1項第3号に規定する<u>年末保育は、区内に居住し、又は区内の保育所若しくは認可外保育施設に通所している満6箇月か</u>ら就学前の<u>児童</u>であつて、かつ、当該児童の保護者のいずれもが第2条第2項に定める日に、次の各号のいずれもに該当する場合に行うものとする。</p> <p>(1) 日中、居宅外で労働し、又は居宅内で日常の家事以外の労働をしていること。</p> <p>(2) 教育委員会又は指定管理者が認める前号に類する状態にあること。</p>
---	--

<p>4 条例第11条第1項第4号に規定する病後児保育の実施は、<u>児童が区内に居住し、又は区内の保育所に通所している満1歳から就学前のもの</u>であって、かつ、次の各号の要件を満たす場合に行うものとする。</p> <p>(1) 当該児童が病気の回復期にあり、通常の保育が困難であること。</p> <p>(2) 当該児童の主治医が病後児保育を適当と認めた場合であること。</p> <p>(3) 当該児童の保護者のいずれもが前項各号のいずれかに該当すること。</p> <p>5 条例第11条第1項第5号に規定する一時保育の実施は、<u>児童が区内に居住し、現に法第24条の規定による保育の実施を受けていない</u> 零歳から就学前までの健康なものであって、かつ、次の各号の要件を満たす場合に行うものとする。</p> <p>(1) 当該児童の保護者の勤務形態により家庭における育児が断続的に困難となり、一時的に保育が必要であること。</p> <p>(2) 保護者の傷病又は入院等により緊急かつ一時的に保育が必要であること。</p> <p>(3) 保護者の育児疲れ解消等のため一時的に保育が必要であること。</p> <p>(特別保育の利用の申込み)</p> <p>第17条 次の各号の特別保育を利用しようとする保護者は、当該各号に掲げる申込書を教育委員会又は指定管理者に提出しなければならぬ。この場合において、第4号にかかるとしては、あらかじめ病後児保育利用登録申込書により病後児保育の利用登録を行い、当該申込書に主治医の診断状況書を添付しなければならない。</p> <p>以下略</p> <p>第18条 ～ 第20条 (略)</p> <p>(保育時間)</p> <p>第21条 保育時間は、条例第13条に規定する開所時間内において1日につき概ね8時間を原則とするものとし、<u>児童の保護者の就労時間</u></p>	<p>4 条例第11条第1項第4号に規定する病後児保育は、区内に居住し、又は区内の保育所に通所している満1歳から就学前の<u>児童</u>であって、かつ、次の各号の要件を満たす場合に行うものとする。</p> <p>(1) 当該児童が病気の回復期にあり、通常の保育が困難であること。</p> <p>(2) 当該児童の主治医が病後児保育を適当と認めた場合であること。</p> <p>(3) 当該児童の保護者のいずれもが前項各号のいずれかに該当すること。</p> <p>5 条例第11条第1項第5号に規定する一時保育は、区内に居住し、現に法第24条の規定による<u>保育の利用</u>をしていない零歳から就学前までの健康な児童であって、かつ、次の各号の要件を満たす場合に行うものとする。</p> <p>(1) 当該児童の保護者の勤務形態により家庭における育児が断続的に困難となり、一時的に保育が必要であること。</p> <p>(2) 保護者の傷病又は入院等により緊急かつ一時的に保育が必要であること。</p> <p>(3) 保護者の育児疲れ解消等のため一時的に保育が必要であること。</p> <p>(特別保育の利用の申込み)</p> <p>第17条 次の各号の特別保育を利用しようとする保護者は、当該各号に掲げる申込書を教育委員会又は指定管理者に提出しなければならぬ。この場合において、第4号に係る申込みの際には、あらかじめ病後児保育利用登録申込書により病後児保育の利用登録を行い、当該申込書に主治医の診断状況書を添付しなければならない。</p> <p>以下略</p> <p>第18条 ～ 第20条 (略)</p> <p>(保育時間)</p> <p>第21条 保育時間は、条例第13条に規定する開所時間内において1日につき、次の各号に掲げる児童の区分に応じ、当該各号に定める時間</p>	<p>5</p>
--	--	----------

<p>の他家庭の状況等を考慮して区立保育所等の長(条例第25条第1項の規定により区立保育所等の管理を行う者(以下「指定管理者」という。))が管理する区立保育所等にあつては、指定管理者)が定めるものとする。</p> <p>第22条 (略)</p> <p>(保育内容)</p> <p>第23条 区立保育所等の保育内容は、東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第45条に定めるところによるものとする。</p> <p>第5章 保育料の決定 (世帯の負担能力を証明する書類の提出)</p> <p>第24条 第4条の規定による保育の実施及び第13条の規定による利用の申込みをした保護者は、別に定めるところにより当該保育に係る児童の属する世帯の負担能力を証明する書類を教育委員会に提出するものとする。</p> <p>2 保育所(認可外保育施設を含む。)における保育の実施の承諾及び利用承認を受けた児童の保護者は、毎年教育委員会が指定する期日までに、教育委員会が指示する当該児童の属する世帯の負担能力を証明する書類を教育委員会に提出しなければならない。ただし、教育委員会が当該負担能力について公簿等により確認することができるときその他教育委員会が提出の必要がないと認めるときは、この限りでない。 (保育料の決定)</p> <p>第25条 保育料は、当該児童の保護者の課税資料(前条に規定する書類をいう。)により決定する。 (保育料の減免)</p> <p>第26条 条例第21条の規定による保育料の減額は、別表第2に定める</p>	<p>の範囲において児童の保護者の就労時間その他家庭の状況等を考慮して区立保育所等の長(指定管理者が管理する区立保育所等にあつては、施設長)が定めるものとする。</p> <p>(1) 標準認定児童 午前7時30分から午後6時30分まで (2) 短時間認定児童 午前8時30分から午後4時30分まで</p> <p>第22条 (略)</p> <p>(保育内容)</p> <p>第23条 区立保育所等の保育内容は、東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年東京都条例第43号)第45条に定めるところによるものとする。</p> <p>第5章 保育料の決定 (保育料の決定等) ※利用者負担条例施行規則の付則で改正</p> <p>第24条 保育料の決定等については、足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例施行規則(平成27年足立区教育委員会第一号)に定めるところによる。</p> <p>第25条 削除</p> <p>第26条 削除</p>
--	--

ところによる。

2 条例第 21 条の規定による保育料の免除は、第 7 条の規定により保育所（認可外保育施設を含む。）における保育を停止した期間に係る保育料等について行う。

（所得税課税額の算出）

第 27 条 条例別表第 1 備考第 3 号に規定する所得税課税額を算出するための所得の範囲及び計算方法は、次のとおりとする。

(1) 所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）、租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和 22 年法律第 175 号）の規定によって課する所得税の額とする。

(2) 所得税法第 92 条第 1 項及び第 95 条第 1 項から第 3 項まで並びに租税特別措置法第 41 条第 1 項及び第 2 項並びに租税特別措置法の一部を改正する法律（平成 5 年法律第 68 号）附則第 2 条の規定は、適用しない。

（食事又は間食の費用）

第 28 条 条例別表第 5 に規定する規則で定める額は、別表第 3 のとおりとする。

（利用料の減額）

第 29 条 条例第 21 条の規定により延長保育の使用料を減額する場合には、第 26 条第 1 項の規定を準用する。

第 30 条～第 36 条（略）

別表第 1（第 15 条関係）

延長保育	足立区立青井保育園
	同 竹の塚保育園
	同 中央本保育園
	同 東綾瀬保育園

第 27 条 削除

第 28 条 削除

第 29 条 削除

第 30 条～第 36 条（略）

別表第 1（第 15 条関係）

延長保育	足立区立青井保育園
	同 竹の塚保育園
	同 中央本町保育園
	同 東綾瀬保育園

同	千住あずま保育園
同	大谷田第一保育園
同	伊興大境保育園
同	あやせ保育園
同	やよい保育園
同	さつき保育園
同	せきや保育園
同	東保木間保育園
同	谷在家保育園
同	新田さくら保育園
同	新田おひさま保育園
同	水道橋保育園
同	青井おひさま保育園
同	千住保育園
同	新田三丁目なかよし保育園
同	上沼田保育園
一時延長保育 (略)	
年末保育 (略)	
病後児保育 (略)	
一時保育 (略)	

備考

一時延長保育は区立保育所等で行う。ただし、第2条第2項第1号に規定する区分にあっては、この表に定める園において実施する。

削除

同	千住あずま保育園
同	大谷田第一保育園
同	伊興大境保育園
同	あやせ保育園
同	やよい保育園
同	さつき保育園
同	せきや保育園
同	東保木間保育園
同	谷在家保育園
同	新田さくら保育園
同	新田おひさま保育園
同	水道橋保育園
同	青井おひさま保育園
同	千住保育園
同	新田三丁目なかよし保育園
一時延長保育 (略)	
年末保育 (略)	
病後児保育 (略)	
一時保育 (略)	

別表第2 (第26条関係)

階層 区分	条件 番号	条件	適用される額 (附加基準は適用しない)
----------	----------	----	---------------------

B階 層、C 階層 及び D階 層	1	生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けたとき。	A階層に適用する額（当月分のみ）
	2	その世帯の収入額が生活保護法による基準に満たないとき。	A階層に適用する額
C階 層及 びD 階層	3	地方税法第295条又は第323条の規定により当該年度分の特別区（市町村）民税を非課税又は免除されたとき。	B階層に適用する額
	4	地方税法第15条又は課税団体の条例において前年度又は当該年度分の特別区（市町村）民税の徴収を猶予され、又は納期を延期されたときはその事情のやむまで。	① Cの第1階層についてはB階層に適用する額 ② Cの第2及び第3階層についてはCの第1階層に適用する額 ③ D階層については3階層低位に適用する額
B階 層及 びC	5	地方税法第323条の規定により前年度分の特別区（市町村）民税が均等割額以下に減額されたとき。	Cの第1階層に適用する額（Cの第1階層についてはB階層に適用する額）
	6	当該年度の特別区（市町村）民税が均等割額以下に課税され又は減額されたとき。	① B階層についてはA階層に適用する額
7	その年に前年の所得額の10分の1を超える災害又は盗難若しくは横領によ		

階層	② C階層についてはB階層に適用する額	<p>る損失（損害保険金等で補てんされる金額を控除する。）を生じたとき。（損失額の認定及び災害の範囲は所得税法の例による。）</p>	<p>その年に前年の所得額の100分の5又は所得税法に定める最高限度額を超える医療費（保険金等で補てんされる金額を控除する。）を支出したとき。（医療費の認定及びその範囲は所得税法の例による。）</p>	<p>その年に稼働能力のない世帯員が増加したとき、又はその年の主たる稼働者が失業したとき。</p>	<p>その年に前年の所得額の10分の1を超える災害又は盗難若しくは横領による損失（損害保険金等で補てんされる金額を控除する。）を生じたとき。（損失額の認定及び災害の範囲は所得税法の例による。）</p>	<p>その年に前年の所得額の100分の5又は所得税法に定める最高限度額を超える医療費（保険金等で補てんされる金額を控除</p>	<p>前年分所得税額を右記の算式とおりに仮定し、仮定した前年分所得税額に対応する階層に適用される額（仮定前年分所得税額が0円以下るときはB階層に適用する額）</p>	<p>仮定前年分所得税額＝前年分所得税額－（損害金額－保険金等で補てんされる金額－前年の所得額の10分の1）×0.27</p>	<p>仮定前年分所得税額＝前年分所得税額－（支払った医療費－保険金</p>
		8	9	10	11				
D階層									

			等で補てんされる金額－前年の所得額の100分の5(当該金額が所得税法に定める最高限度額を超える場合にはその最高限度額)×0.27
			仮定前年分所得税額＝前年分所得税額－(扶養控除額×増加人員)×0.27
			仮定前年分所得税額＝その世帯の前年分所得税額－その者の前年分所得税額＋退職所得にかかるとる所得税額
			1階層低位に適用する額(1階層低位に適用してもなお減額されない場合は最初に減額されるまで順次低位に適用する額)(適用期間は3箇月を限度とする。)
			条例第18条第2項の規定に準じ、算定した額
	する。)を支出したとき。(医療費の認定及びその範囲は所得税法の例による。)		
12	その年に稼働能力のない世帯員が増加したとき。		
13	その年の主たる稼働者が失業したとき。		
14	その世帯の前3箇月の平均収入額(賞与を除く。)が前年の平均収入月額(賞与を除く。)より1割以上低額と認められるとき。		
B階層、C階層及びD階層			
15	生計を一にする世帯から同時に2人以上の就学前児童が認可保育所(認可		

	外保育施設を含む。) 、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部若しくは情緒障害児短期治療施設通所部に入所し、又は児童デイサービスを利用している場合であつて、当該就学前児童のうち最年長でない児童が認可保育所（認可外保育施設を含む。）に入所しているとき。	16	2階層低位に適用する額の範囲内で認定した額(2階層低位に適用してもなお減額されない場合は最初に減額されるまで順次低位に適用する額)
--	---	----	---

別表第3 (第28条関係)

特別保育区分	世帯区分	内容	1食当たりの負担額
一時延長保育	すべての階層	食事に要する費用	500円
一時保育	すべての階層	食事に要する費用	250円
		間食に要する費用	50円

削除

付則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

第44号議案

足立区立認定こども園条例施行規則の一部を改正する規則
上記の議案を提出する。

平成27年3月31日

提出者 足立区教育委員会教育長 青木光夫

足立区立認定こども園条例施行規則の一部を改正する規則

足立区立認定こども園条例施行規則（平成23年足立区教育委員会規則第26号）の一部を次のように改正する。

第2条中「、入園申込書を足立区教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない」を「、次の各号に掲げる幼児の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める手続をとらなければならない」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 条例第10条第1号に定める幼児 足立区保育施設等の利用の調整に関する規則（平成27年足立区教育委員会規則第1号）第5条に規定する手続
- (2) 条例第10条第2号に定める幼児 足立区教育委員会（以下「教育委員会」という。）に対する入園申込書の提出

第3条第1項中「幼児の保護者から入園申込書の提出を受けたときは」を「幼児については」に改め、「。以下「保育実施条例施行規則」という。」を削り、同条第4項中「、入園通知書により」を削る。

第5条中「実施」を「利用」に改め、「、入園不承認（退園）通知書により」を削る。

第12条の見出し及び同条第1項中「実施」を「利用」に改め、同条第2項中「条例」を「足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例（平成27年足立区条例第37号）」に改める。

第15条の見出し中「長時間保育」を「長時間利用」に、「短時間保

育」を「短時間利用」に改め、同条第1項中「第8条第1項」を「第8条」に、「長時間保育」を「長時間利用」に、「短時間保育」を「短時間利用」に改め、同条第2項中「長時間保育」を「長時間利用」に、「短時間保育の保育時間」を「短時間利用の保育及び教育の時間」に改め、同条第4項中「、前項において承認したときは」を「、次の各号のいずれにも該当する場合又は教育委員会が必要と認める場合には、長時間利用若しくは短時間利用の選択又は保育及び教育の時間の変更を承認するものとし」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 長時間利用の選択又は長時間利用への変更申請に当たり、条例第10条第1号の規定を満たす場合

(2) 別に定める長時間利用と短時間利用の各定員を超えない場合
第16条を次のように改める。

第16条 削除

付 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(提案理由)

児童福祉法の改正に伴い、認定こども園（長時間利用）の入園申込み手続を変更するとともに、規定を整備する必要があるので、この規則案を提出いたします。

第 4 4 号 議 案 説 明 資 料

平成 2 7 年 3 月 3 1 日

件 名	足立区立認定こども園条例施行規則の一部を改正する規則
所管部課名	子ども家庭部子ども家庭課 子ども・子育て支援課 子ども・子育て施設課
内 容	<p>1 改正の理由</p> <p>児童福祉法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「認定こども園法」）の改正に伴い、本規則の変更を行う。</p> <p>2 改正の内容（主な改正点）</p> <p>（1）入園の申込み</p> <p>認可保育所、認定こども園（長時間利用）、小規模保育、保育ママ等の入園申込や利用の調整について、「足立区保育施設等の利用の調整に関する規則」で定めた（27年第1回教育委員会定例会で議決済）ことに伴い、区立認定こども園の短時間利用における入園申込とは別に、当該規則の規定内容との整合性を図るための文言整理を行う。</p> <p>（2）児童福祉法改正に伴う変更</p> <p>児童福祉法の改正により「保育の実施」という文言が「保育の利用」に変更されたことに伴い、『実施』を『利用』に変更する。</p> <p>（3）保育時間の文言変更</p> <p>足立区立認定こども園条例で「短時間保育」を「短時間利用」に文言を変更したことに伴い、本規則で同様に文言の変更を行う。</p> <p>3 施行日</p> <p>平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。</p>
今後の方針	平成 2 7 年度の子ども・子育て支援新制度施行後も円滑な運営に努めていく。

現行	改正案
<p>○足立区立認定こども園条例施行規則</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(入園の申込み)</p> <p>第2条 条例第11条第1項に規定する入園の承認を受けようとする幼児の保護者は、<u>入園申込書を足立区教育委員会(以下「教育委員会」という。)に提出しなければならない。</u></p> <p>(入園の承認)</p> <p>第3条 教育委員会は、<u>条例第10条第1号に定める幼児の保護者から入園申込書の提出を受けたときは、<u>足立区における保育の実施等に関する条例施行規則</u>(平成23年足立区教育委員会規則第6号。以下「<u>保育実施条例施行規則</u>」という。)の規定の例により入園を承認するものとする。</u></p> <p>2 教育委員会は、<u>条例第10条第2号に定める幼児の保護者から入園申込書の提出を受けたときは、当該申込書を審査し、及び必要に応じ調査等を行い、入園を承認するものとする。</u>この場合において、定員を超える申込みがある場合は、抽選により決定する。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、<u>保育及び教育上特別な配慮を要する幼児の入園の承認については、別に定めるところによる。</u></p> <p>4 教育委員会は、<u>入園を承認したときは、<u>入園通知書</u>により、保護者</u></p>	<p>○足立区立認定こども園条例施行規則</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(入園の申込み)</p> <p>第2条 条例第11条第1項に規定する入園の承認を受けようとする幼児の保護者は、<u>次の各号に掲げる幼児の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める手続をとらなければならない。</u></p> <p>(1) <u>条例第10条第1号に定める幼児 足立区保育施設等の利用の調整に関する規則(平成27年足立区教育委員会規則第1号)第5条に規定する手続</u></p> <p>(2) <u>条例第10条第2号に定める幼児 足立区教育委員会(以下「教育委員会」という。)に対する入園申込書の提出</u></p> <p>(入園の承認) <u>※保育実施条例施行規則の付則で改正</u></p> <p>第3条 教育委員会は、<u>条例第10条第1号に定める幼児については、<u>足立区における保育の利用等に関する条例施行規則</u>(平成23年足立区教育委員会規則第6号)の規定の例により入園を承認するものとする。</u></p> <p>2 教育委員会は、<u>条例第10条第2号に定める幼児の保護者から入園申込書の提出を受けたときは、当該申込書を審査し、及び必要に応じ調査等を行い、入園を承認するものとする。</u>この場合において、定員を超える申込みがある場合は、抽選により決定する。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、<u>保育及び教育上特別な配慮を要する幼児の入園の承認については、別に定めるところによる。</u></p> <p>4 教育委員会は、<u>入園を承認したときは、保護者に通知する。</u></p>

に通知する。

第4条 (略)

(入園の不承認)

第5条 教育委員会は、条例第12条各号に掲げる事由に該当し、入園又は保育及び教育の実施を承認することが適当でないとき又は、入園不承認(退園)通知書により、保護者に通知する。

第6条～第8条 (略)

(世帯の負担能力を証明する書類の提出)

第9条 条例第10条第1号の規定によるものが入園の承認を受けようとするときは、別に定めるところにより当該保育及び教育に係る幼児の属する世帯の負担能力を証明する書類を教育委員会に提出するものとする。

2 前項に規定する幼児の保護者で入園の承認を受けたものは、毎年教育委員会が指定する期日までに、教育委員会が指示する当該幼児の属する世帯の負担能力を証明する書類を教育委員会に提出しなければならぬ。ただし、教育委員会が当該負担能力について公簿等により確認することができるときその他教育委員会が提出の必要がないと認めるときは、この限りでない。

(保育料の納付)

第10条 保護者は、条例第14条の規定により定める保育料を毎月(条例第14条第2号の規定により定める保育料は、8月を除く。)の末日までに納入しなければならない。

2 月の途中で入園又は退園したときは、その日の属する月の保育料は納入しなければならない。

(入園料の納付)

第11条 条例第15条の規定により定める入園料は、入園の承認を受け

第4条 (略)

(入園の不承認)

第5条 教育委員会は、条例第12条各号に掲げる事由に該当し、入園又は保育及び教育の利用を承認することが適当でないとき又は、保護者に通知する。

第6条～第8条 (略)

(保育料の決定等)

※利用者負担条例施行規則の付則で改正

第9条 保育料の決定等については、足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例施行規則(平成27年足立区教育委員会第 号)に定めるところによる。

第10条 削除

第11条 削除

た日から2週間以内に納入しなければならぬ。

(預かり保育の実施)

- 第12条 預かり保育の実施を希望する保護者は、預かり保育申請書を教育委員会に提出しなければならぬ。
- 2 条例別表に定める預かり保育の実施日のうち、教育委員会が認める正当な事由がある場合は、預かり保育を実施しないことができる。

(預かり保育料の納付)

- 第13条 条例別表の規定により定める預かり保育の利用に係る保育料は、利用月の翌月末日までに納入しなければならぬ。

第14条 (略)

(長時間保育又は短時間保育の選択等)

- 第15条 教育委員会が別に定める時期に、現に認定こども園に入園している3歳児の保護者は、4歳児に進級するに当たり、条例第8条第1項に定める長時間保育又は短時間保育のいずれかを選択しなければならぬ。
- 2 保護者は、年度の途中で、長時間保育又は短時間保育の保育時間を変更することができる。ただし、月の途中で変更することはできない。
- 3 前2項に該当する保護者は、別に定める申請書を指定する期日までに教育委員会に提出し、承認を受けなければならぬ。
- 4 教育委員会は、前項において承認をしたときは、保育時間変更承認通知書により、保護者に通知する。

(預かり保育の利用)

- 第12条 預かり保育の利用を希望する保護者は、預かり保育申請書を教育委員会に提出しなければならぬ。
- 2 足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例(平成27年足立区条例第37号)別表に定める預かり保育の実施日のうち、教育委員会が認める正当な事由がある場合は、預かり保育を実施しないことができる。

第13条 削除

第14条 (略)

(長時間利用又は短時間利用の選択等)

- 第15条 教育委員会が別に定める時期に、現に認定こども園に入園している3歳児の保護者は、4歳児に進級するに当たり、条例第8条に定める長時間利用又は短時間利用のいずれかを選択しなければならぬ。
- 2 保護者は、年度の途中で、長時間利用又は短時間利用の保育及び教育の時間を変更することができる。ただし、月の途中で変更することはできない。
- 3 前2項に該当する保護者は、別に定める申請書を指定する期日までに教育委員会に提出し、承認を受けなければならぬ。
- 4 教育委員会は、次の各号のいずれにも該当する場合は教育委員会が必要と認める場合には、長時間利用若しくは短時間利用の選択又は保育及び教育の時間の変更を承認するものとし、保育時間変更承認通知書により、保護者に通知する。

- (1) 長時間利用の選択又は長時間利用への変更申請に当たり、条例第

10条第1号の規定を満たす場合

(2) 別に定める長時間利用と短時間利用の各定員を超えない場合

(長時間保育又は短時間保育の選択等の承認)

第16条 教育委員会は、次の各号のいずれにも該当する場合に、前条の規定による長時間保育若しくは短時間保育の選択又は保育時間の変更を承認する。

(1) 長時間保育の選択、又は長時間保育への変更申請に当たり、条例第10条第1号の規定を満たす場合

(2) 別に定める長時間保育と短時間保育の各定員を超えない場合

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が必要と認める場合には、長時間保育若しくは短時間保育の選択又は保育時間の変更を承認する。

(保育料等の減免)

第17条 条例第10条第1号に定める幼児の保育料の減額及び免除については、保育実施条例施行規則第26条の規定を準用する。

2 条例第15条の規定による入園料を納入する者が次の各号のいずれかに該当するときは、入園料を免除することができる。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている世帯

(2) 当該年度(当該年度の税額が決定されていない場合にあつては前年度)に納付すべき特別区民税が非課税となる世帯

3 前2項に規定するもののほか、条例第17条の規定により保育料又は入園料の減額又は免除を受けようとする者は、保育料等減額免除申請書を教育委員会に提出し、承認を受けなければならない。

4 教育委員会は、保育料又は入園料の減額又は免除を承認したときは、保護者に通知する。

第18条～第20条 (略)

第18条～第20条 (略)

付 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

第 4 5 号議案

足立区立認定こども園の管理運営に関する規則の一部を改正する
規則

上記の議案を提出する。

平成 2 7 年 3 月 3 1 日

提出者 足立区教育委員会教育長 青 木 光 夫

足立区立認定こども園の管理運営に関する規則の一部を改正する
規則

足立区立認定こども園の管理運営に関する規則（平成 2 4 年足立区教育
委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「短時間保育」を「短時間利用」に改める。

第 5 条中「児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）及び学校教育法
（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）」を「就学前の子どもに関する教育・保育
等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 1 8 年法律第 7 7 号）」に
改める。

第 6 条中「保育所保育指針及び幼稚園教育要領並びに」を「条例第 5
条第 1 号で規定するもの及び」に改める。

付 則

この規則は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する
法律の改正に伴い、保育・教育課程の編成基準を変更するとともに、規
定を整備する必要があるため、この規則案を提出いたします。

第 4 5 号 議 案 説 明 資 料

平成 2 7 年 3 月 3 1 日

件 名	足立区立認定こども園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
所管部課名	子ども家庭部子ども家庭課 子ども・子育て支援課 子ども・子育て施設課
内 容	<p>1 改正の理由</p> <p>児童福祉法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「認定こども園法」）の改正に伴い、本規則の変更を行う。</p> <p>2 改正の内容（主な改正点）</p> <p>（1）目標【第5条】</p> <p>認定こども園法の改正により、幼保連携型認定こども園（元宿こども園、鹿浜こども園）における教育及び保育の目標が新たに明記されたため、目標を定める法を児童福祉法、学校教育法から認定こども園法に変更する。</p> <p>（2）保育内容の規定【第6条】</p> <p>認定こども園法の改正によって保育・教育課程の編成基準となる国の指針及び要領が次のとおり変更となり、足立区立認定こども園条例第5条第1号を改正したことに伴い、基準を「保育所保育指針及び幼稚園教育要領」から「条例第5条第1号で規定するもの」に変更する。</p> <p>① 幼保連携型認定こども園（元宿こども園・鹿浜こども園）については、保育内容に関する指針及び要領が「保育所保育指針」「幼稚園教育要領」から「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」となる。</p> <p>② 幼保連携型認定こども園以外（おおやたこども園）については、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえること」が追加された。</p> <p>（3）保育時間の文言変更</p> <p>足立区立認定こども園条例で「短時間保育」を「短時間利用」に文言を変更したことに伴い、本規則で同様に文言の変更を行う。</p> <p>3 施行日</p> <p>平成27年4月1日から施行する。</p>
今後の方針	平成27年度の子ども・子育て支援新制度施行後も円滑な運営に努めていく。

現行	改正案
<p>○足立区立認定こども園の管理運営に関する規則</p> <p>第1条・第2条 (略)</p> <p>(休業日)</p> <p>第3条 条例第8条第2号に定める休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>2 短時間保育において、休業日に保育及び教育を行い、又は保育及び教育の実施日に休業とすときは、園長は、委員会の許可を受けなければならぬ。ただし、運動会、学芸会、遠足その他の年間行事計画に基づき恒例的行事の実施のため、休業日に保育及び教育を実施し、又は保育及び教育の実施日に休業しようとする場合は、あらかじめ届け出ることをもって足りるものとする。</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(保育・教育課程の編成)</p> <p>第5条 認定こども園は、<u>児童福祉法(昭和22年法律第164号)及び学校教育法(昭和22年法律第26号)に掲げる目標を達成するために、適正な保育・教育課程を編成するものとする。</u></p> <p>(保育・教育課程編成の基準)</p> <p>第6条 前条の規定による保育・教育課程を編成するに当たっては、<u>保育所保育指針及び幼稚園教育要領並びに委員会が別に定める基準によるものとする。</u></p> <p>第7条～第15条 (略)</p>	<p>○足立区立認定こども園の管理運営に関する規則</p> <p>第1条・第2条 (略)</p> <p>(休業日)</p> <p>第3条 条例第8条第2号に定める休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>2 短時間利用において、休業日に保育及び教育を行い、又は保育及び教育の実施日に休業とすときは、園長は、委員会の許可を受けなければならぬ。ただし、運動会、学芸会、遠足その他の年間行事計画に基づき恒例的行事の実施のため、休業日に保育及び教育を実施し、又は保育及び教育の実施日に休業しようとする場合は、あらかじめ委員会に届け出ることをもって足りるものとする。</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(保育・教育課程の編成)</p> <p>第5条 認定こども園は、<u>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)に掲げる目標を達成するために、適正な保育・教育課程を編成するものとする。</u></p> <p>(保育・教育課程編成の基準)</p> <p>第6条 前条の規定による保育・教育課程を編成するに当たっては、<u>条例第5条第1号で規定するもの及び委員会が別に定める基準によるものとする。</u></p> <p>第7条～第15条 (略)</p>

付 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

第 4 6 号議案

足立区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則
上記の議案を提出する。

平成 2 7 年 3 月 3 1 日

提出者 足立区教育委員会教育長 青 木 光 夫

足立区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則
足立区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成 1 4 年足立区教育委員会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

題名中「及び中学校」を「、中学校等」に改める。

第 1 条中「及び中学校の」を「、中学校等の」に、「及び中学校（」を「、中学校及び認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 1 8 年法律第 7 7 号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園に該当するものに限る。）（」に改める。

第 2 条各号列記以外の部分中「校長」の次に「（園長を含む。以下同じ。）」を加える。

別記第 2 号様式、別記第 1 0 号様式、別記第 1 1 号様式及び別記第 1 4 号様式中「及び中学校」を「、中学校等」に改める。

別記第 1 6 号様式中「小・中学校」を「小・中学校等」に改める。

別記第 2 0 号様式中「及び中学校」を「、中学校等」に改める。

別記第 2 1 号様式中「小・中学校」を「小・中学校等」に、「及び中学校」を「、中学校等」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の足立区立小学校、中学校等の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に支給すべき事由が生じた補償について適用する。

(提案理由)

足立区立小学校、中学校等の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正に伴い、規則を整備する必要があるので、この規則案を提出いたします。

第 4 6 号 議 案 説 明 資 料

平成 2 7 年 3 月 3 1 日

件 名	足立区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則
所 管 部 課 名	子ども家庭部子ども・子育て施設課
内 容	<p>1 改正理由 区立幼保連携型認定こども園の園医を本条例の対象とするため、足立区立小学校、中学校等の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正(平成27年第1回足立区議会定例会)。これに伴い本条例施行規則を整備する。</p> <p>2 主な内容 題名中「及び中学校」を「、中学校等」に改める。 第1条中「及び中学校の」を「、中学校等の」に、「及び中学校(」を「、中学校及び認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園に該当するものに限る。)」に改める。 第2条各号列記以外の部分中「校長」の次に「(園長を含む。以下同じ。)」を加える。 別記第2号様式、別記第10号様式、別記第11号様式及び別記第14号様式中「及び中学校」を「、中学校等」に改める。 別記第16号様式中「小・中学校」を「小・中学校等」に改める。 別記第20号様式中「及び中学校」を「、中学校等」に改める。 別記第21号様式中「小・中学校」を「小・中学校等」に、「及び中学校」を「、中学校等」に改める。</p> <p style="text-align: center;">※別紙新旧対照表参照</p> <p>3 施行年月日 平成27年4月1日</p>
今後の方針	

足立区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則新旧対照表

改正前	改正後
<p>○足立区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、足立区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成14年足立区条例第20号。以下「条例」という。）第29条の規定に基づき、足立区立小学校及び中学校（以下「学校」という。）の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師（以下「学校医等」という。）の公務災害補償の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>第2条 学校の校長は、その学校の学校医等が負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合において、それが公務によるものと認められるときは、直ちに別記第1号様式に別記第1号様式による公務災害発生報告書を添えて、足立区教育委員会（以下「教育委員会」という。）に報告しなければならない。</p> <p>(1) 公務上の災害と認められる理由</p> <p>(2) 公務上の災害であるかどうかを認定するために参考となる事項</p>	<p>○足立区立小学校、中学校等の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、足立区立小学校、中学校等の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成14年足立区条例第20号。以下「条例」という。）第29条の規定に基づき、足立区立小学校、中学校及び認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する<u>幼保連携型認定こども園</u>に該当するものに限る。）（以下「学校」という。）の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師（以下「学校医等」という。）の公務災害補償の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>第2条 学校の校長（<u>園長を含む。以下同じ。</u>）は、その学校の学校医等が負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合において、それが公務によるものと認められるときは、直ちに別記第1号様式による公務災害発生報告書に次の事項を記載した書類を添えて、足立区教育委員会（以下「教育委員会」という。）に報告しなければならない。</p> <p>(1) 公務上の災害と認められる理由</p> <p>(2) 公務上の災害であるかどうかを認定するために参考となる事項</p>

第3条から第25条まで (略)

第3条から第25条まで (略)

別記第2号様式、第10号様式、第11号様式、第14号様式、
第16号様式、第20号様式、第21号様式別紙のとおり。
その他別記様式 (略)

付 則 (平成27年3月31日教委規則第 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の足立区立小学校、中学校等の
学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関
する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に
支給すべき事由が生じた補償について適用する。

(表面)

記 号 番 号

年 月 日

殿

足立区教育委員会



公務災害認定通知書

下記の災害については、公務上の災害と認定されましたので、足立区立小学校、中学校等の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則第3条の規定に基づき通知します。

記

1 被災者氏名

2 傷病名

3 災害発生年月日 年 月 日

補 償 の 内 容

1 あなたが被災学校医等である場合

(1) 療養補償

公務上の負傷又は疾病については、右の範囲で療養上相当と認められるものを療養補償として受けることができます。

- イ 診療
- ロ 薬剤又は治療材料の支給
- ハ 処置、手術その他の治療
- ニ 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- ホ 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- ヘ 移送

(2) 休業補償

療養のため勤務その他の業務に従事することができない場合において、給与その他の業務上の収入を得ることができないとき、その収入を得ることができない期間補償基礎額の60/100に相当する金額の休業補償を受けることができます。

(3) 傷病補償

療養の開始後1年6箇月を経て傷病が治っていない場合で、足立区立小学校、中学校等の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例(以下「条例」という。)別表第2に定められている程度の障害の状態のときは、その程度に応じた傷病補償年金を受けることができます。

(4) 障害補償

傷病が治った場合で、条例別表第3に定められている程度の障害が残ったときは、その程度に応じた年金、年金前払一時金又は一時金の障害補償を受けることができます。

(5) 介護補償

傷病補償又は障害補償を受けることができる場合で、条例で定める程度の障害により常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、実際に介護を受けているときは、その期間(病院等に入院している期間を除く。)、介護補償を受けることができます。

2 あなたが被災学校医等以外の者である場合

(1) 遺族補償

あなたが公務上死亡した学校医等の遺族であつて、足立区立小学校、中学校等の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例第18条の規定に該当する場合は年金又は年金前払一時金の、その他の場合は一時金の遺族補償を受けることができます。

(2) 葬祭補償

あなたが公務上死亡した学校医等の葬祭を行つた者である場合は、条例第25条の規定により計算した金額又は補償基礎額の60倍に相当する金額のいずれか高い金額を受けることができます。

(3) 未支給の補償

あなたが補償の受給権者の遺族であつて、死亡した受給権者に支給されるべき補償でまだ支給されなかつた分がある場合は、その未支給分の補償を受けることができます。

(注意事項)

- 1 あなたは、上記の事由に該当したときは、それぞれの事由に応ずる補償を受けられますので、速やかに請求書を提出して下さい。ただし、条例の規定により制限を受ける場合もありますので、足立区教育委員会事務局教育総務課とよく連絡をとつてその指示を受けてください。
- 2 補償を受ける権利は、2年間(障害補償及び遺族補償については5年間)行わないときは時効によつて消滅します。

別記第10号様式(第4条関係)

(表面)

遺族補償年金請求書

※年金証書番号 第 号		※支給 年 月 日		※決定 年 月 日		※受理 年 月 日	
公傷認定番号 第 号		傷病者 職 氏 名		年 月 日		負傷・発病 年 月 日	
学校長の証明		年 月 日生(歳)		年 月 日		死亡 歳	
補償基礎額		円		学 校 長		印	
上記のことは事実と相違ないことを証明します。 年 月 日		被保険者証書等の記号番号		所轄社会保険事務所等		先順位者の 胎児であつた子 の出生	
厚生年金保険適用 の被保険者であつた。 被保険者でなかつた。		先順位者の 学校医等の 死亡		先順位者の 失 権		先順位者の 所在不明	
請求事由		氏 名		生 年 月 日		住 所	
受けることができる遺族 請求者及び遺族補償年金を		死亡学校医 等との続柄		備 考		備 考	

いる者 年金を受けて 既に遺族補償	氏名	生年月日	住所	死亡学校医 等との続柄	備考
遺族補償年金請求 (請求金額) の計算	通常の場 合 (最低限度額 最高限度額 円 円) 合	円 ×	条例第11条第1項各 号に規定する倍数		
条例付則第7条の規定により 支給額が調整される場合		円 ×	× 請求者の数	=	円
遺族補償年金請求額	請求者が1人の場合又は代表者 を選任しない場合			(請求者の数)	円
添付する書類その他の資料名	代表者を選任した場合			×	=
上記の遺族補償年金の決定を請求します。	年 月 日			請求者(代表者)の住所 氏名 学校医等との続柄	印

備考 1 足立区立小学校、中学校等の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則(平成14年教育委員会規則
第9号)第4条第3項の規定による所要の書類を添付すること。

2 写しとも2部提出すること。

3 該当するものを○で囲むこと。

4 ※印の欄は記入しないこと。

事務担当者	係名	氏名	電話
-------	----	----	----

(裏面)

医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数調書

- 1 免許取得年月日 年 月 日
- 2 卒業学校名
- 3 学位の有無 博士、修士、なし
- 4 その他

上記の記載事項は事実と相違ありません。

年 月 日

住所

氏名



備考 上記の記載事項を証明する書類を添付すること。

遺族補償一時金請求書

※支給 ・年 ・月 ・日	※決定 ・年 ・月 ・日	※受理 ・年 ・月 ・日
-----------------------	-----------------------	-----------------------

学 校 長 の 証 明	公認番号 第	傷病者 職氏名 年 月 日 (歳)	年月日 負傷・発病 年月日 死亡 歳	
	補償基礎額 円			
	上記のことは事実と相違ないことを証明します。 年 月 日 学校長 印			
遺族補償一時金請求額の計算	受給権者の氏名	生年月日	死亡学校医等との続柄又は関係	$\left(\begin{array}{c} \text{補償} \\ \text{基礎額} \end{array} \right) (\text{倍数}) \left(\begin{array}{c} \text{支給された年} \\ \text{金額の総計} \end{array} \right)$ $\left(\quad \times \quad - \quad \right)$ $\times \frac{1}{(\text{受給権者の数})} = \quad \text{円}$
されていた場合 遺族補償年金が支給	年金の受給権者であつた者の氏名	年金証書の番号	支給された年金の合計	
		第 号	円	
		第 号	円	
		第 号	円	
総 計			円	
遺族補償一時金請求書				
添付する書類その他の資料名				

上記の遺族補償一時金を請求します。

年 月 日

請求者の住所
氏 名
請求者と学校医
等との続柄

印

足立区教育委員会 殿

- 備考 1 足立区立小学校、中学校等の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則(平成14年教育委員会規則第9号)第4条第4項の規定による所要の書類を添付すること。
- 2 写とも2部提出すること。
- 3 該当するものを○で囲むこと。
- 4 ※印の欄は記入しないこと。

事務担当者	係名	氏名	電話
-------	----	----	----

足立区小・中学校等の学校医、学校歯科
医及び学校薬剤師の公務災害補償

年金支払請求書

足立区教育委員会 様

下記のとおり年金の支払を請求します。

年 月 日

請求者(代表者)の住所

氏名 _____ (印)

(届出の印鑑をおしてください。)

記

- 1 年金の種類 (第 級)
- 2 請求期間 年 月から
年 月まで
- 3 請求金額 金 _____ 円

代表者による請求の場合はその内訳
(受給権者の氏名) (請求金額)

円
円
円
円

計 円

- 4 年金支給開始年月及び年金証書番号

年 月 第 号

記 号 番 号
年 月 日

様

足立区教育委員会



傷病・障害等級変更決定通知書

下記のとおり変更することに決定しましたから足立区立小学校、中学校等の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則(平成14年教育委員会規則第9号)第13条第2項の規定により通知します。

記

公 傷 認 定 番 号	第 号
氏 名	
傷 病 者 の 生 年 月 日	年 月 日 (歳)
住 所	
変 更 前 の 等 級	第 級 号
変 更 後 の 等 級	第 級 号
変 更 す る 事 由	
変 更 決 定 の 日	年 月 日

別記第21号様式(第15条関係)

第 _____ 号

足立区立小・中学校等の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の
公務災害補償

年 金 証 書

足立区教育委員会

受給権者の氏名 _____ 年 月 日生

補償の種類 _____ 補償年金(第 _____ 級)

年 金 の 額 _____ 円

支給開始年月 _____ 年 _____ 月

足立区立小学校、中学校等の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の規定により上記のとおり支給します。

年 月 日

足立区教育委員会 印

〈注 意 事 項〉

- 1 この証書は、足立区立小学校、中学校等の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例によつて傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金の支給を受ける権利を有することを証明する書類ですから大切に保管して下さい。
- 2 この補償は毎年2月、4月、6月、8月、10月及び12月に、それぞれの前月分のみを支払いますから、それぞれの支払期月の前月の末日までに、年金支払請求書を提出して下さい。
- 3 年金支払請求書を最初に提出するときは、印鑑票を添えてください。又改印したときは新たな印鑑票を提出してください。
- 4 次の場合に該当することになったときは、速やかにその事実を証明する書類を添えてその旨を足立区教育委員会に届け出るとともにあわせてこの証書を提出してください。
 - (1) 氏名又は住所を変更した場合
 - (2) この年金と同一の事由によつて現に支給されている国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第32条第1項、第78条第1項若しくは第87条第1項の規定による年金の額が変更され、若しくはその支給を受けられなくなつた場合又は厚生年金保険法若しくは国民年金法の規定による年金の支給を受けることとなつた場合若しくはその額が変更され、若しくはその支給を受けられなくなつた場合
 - (3) 傷病補償年金においては、その傷病等級に変更のあつた場合
 - (4) 遺族補償年金においては、その障害等級に変更のあつた場合
 - (5) 遺族補償年金においては、その算定の基礎となる遺族の数に増減を生じた場合
 - (6) 遺族補償年金で受給権者が妻1人だけの場合において、その妻が55歳に達したとき(障害の状態にあるときを除く。)
 - (7) 遺族補償年金で受給権者が妻1人だけの場合において、その妻が障害の状態になり、又はその事情がなくなつたとき(55歳以上であるときを除く。)
- 5 この補償を受ける権利は譲り渡したり、担保に供することはできません。又差押えを受けることもありません。
- 6 この証書を亡失したり損傷したときは、再交付を足立区教育委員会に請求してください。又証書の記載事項に変更を生じた場合は、この証書と引換えに新しい証書を交付します。
- 7 あらかじめ足立区教育委員会からその必要がないと通知された場合を除き、毎年2月1日から同月末日までの間、足立区教育委員会に対し障害の現状又は遺族の現状に関する報告書を提出してください。
- 8 この年金を受ける権利を失つた場合は、この証書を足立区教育委員会に返納してください。年金を受ける権利を失う場合は、次のいずれかに該当した場合は。
 - (1) 傷病補償年金の場合
 - イ 受給権者が死亡した場合
 - ロ 条例別表第2の傷病補償表の傷病等級に該当しなくなつた場合
 - (2) 障害補償年金の場合
 - イ 受給権者が死亡した場合

- ロ 条例別表第3の障害補償表の身体障害第7級以上に該当しなくなつた場合
- (3) 遺族補償年金の場合
- イ 受給権者が死亡した場合
 - ロ 受給権者が婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をした場合
 - ハ 直系血族又は直系姻族以外の者の養子(届出をしていないが事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。)となつた場合
 - ニ 離縁によつて死亡した学校医等との親族関係が終了した場合
 - ホ 受給権者が死亡した学校医等の子、孫又は兄弟姉妹であるときは、その者が18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了した場合(その者が学校医等の死亡の時から引き続き条例第13条第1項第4号に定める障害の状態にある場合を除く。)
 - ヘ 条例第13条第1項第4号に定める障害の状態にあることにより受給権者となつて
いる者がその状態でなくなつた場合
- ※ ここでいう「条例」とは「足立区立小学校、中学校等の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例」(平成14年足立区条例第20号)をいう。

第47号議案

足立区子ども・子育て支援事業計画の策定について
上記の議案を提出する。

平成27年3月31日

提出者 足立区教育委員会教育長 青木光夫

足立区子ども・子育て支援事業計画の策定について
子ども・子育て支援事業計画を下記のとおり策定する。

記

- 1 名 称 足立区子ども・子育て支援事業計画
- 2 計画の主な構成
 - (1) 教育・保育提供区域の設定に関する事項
 - (2) 各年度における教育・保育の量の見込み、提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項
 - (3) 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項
 - (4) 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の推進に関する体制の確保の内容に関する事項
- 3 計画の期間 平成27年度から平成31年度まで

(提案理由)

子ども・子育て支援法第61条第1項の規定に基づき、子ども・子育て支援事業計画を策定する必要があるため、この案を提出いたします。

第 4 7 号 議 案 説 明 資 料

平成 2 7 年 3 月 3 1 日

件 名	足立区子ども・子育て支援事業計画の策定について
所 管 部 課 名	子ども家庭部子ども家庭課
内 容	<p>平成 2 6 年度中に 6 回にわたり開催した地域保健福祉推進協議会（子ども・子育て会議）での審議や、パブリックコメント（実施期間：平成 2 7 年 1 月 2 6 日～2 月 2 4 日）の実施結果を踏まえ、下記のとおり、足立区子ども・子育て支援事業計画を策定する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 計画の内容</p> <p>本計画は、事業計画策定にあたっての基本指針（平成 2 6 年 7 月 2 日内閣府告示第 1 5 9 号）で示された必須記載事項（下記参照のこと）を中心に定めるものである。</p> <p>なお、基本指針に定められた任意記載事項（児童虐待対策、ひとり親家庭の自立支援など）を含めた子ども子育て施策の全体像については、今後、新たに策定予定の基本構想・基本計画との整合性を図りながら、別途策定していく。</p> <p>【計画の主な構成（必須記載事項）】 ※詳細は別添のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 教育・保育提供区域の設定に関する事項 (2) 各年度における教育・保育の量の見込み、提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項 (3) 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項 (4) 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の推進に関する体制の確保の内容に関する事項 <p>2 計画の期間</p> <p>5 年間（平成 2 7 年度～平成 3 1 年度）</p> <p>※ ニーズ調査結果から算出した量の見込みと実際の保育需要率とに乖離が生じた場合は、必要に応じて事業計画を見直す。</p>
今 後 の 方 針	任意記載事項を含めた子ども子育て施策の全体像について、検討を進めていく。

第48号議案

平成27年議案第16号足立区学校法人の助成に関する条例施行規則の議決の取り消しについて

上記の議案を提出する。

平成27年3月31日

提出者 足立区教育委員会教育長 青木光夫

平成27年議案第16号足立区学校法人の助成に関する条例施行規則の議決の取り消しについて

下記のとおり議決事項を取り消す。

記

1 取り消す議決事項

平成27年議案第16号足立区学校法人の助成に関する条例施行規則

2 議決した日

平成27年2月12日

平成27年第2回足立区教育委員会定例会

(提案理由)

平成27年第2回足立区教育委員会定例会において可決された平成27年議案第16号について、足立区規則として進達とすべきところを錯誤により教育委員会規則として提案してしまったことに伴い、議決を取り消す必要があるため、この案を提出いたします。

第49号議案

足立区学校法人の助成に関する条例施行規則の進達について
上記の議案を提出する。

平成27年3月31日

提出者 足立区教育委員会教育長 青木光夫

足立区学校法人の助成に関する条例施行規則
足立区学校法人の助成に関する条例施行規則について次のように定める。

(目的)

第1条 この規則は、足立区学校法人の助成に関する条例（平成26年条例第67号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(助成の対象)

第2条 条例第2条第2項に規定する助成の対象となる事業は、次の各号に定めるところによる。

(1) 学校法人が行う保育所施設の整備事業

(2) 学校法人が行う認定こども園施設の整備事業

(申請書)

第3条 条例第3条に規定する申請書は、第1号様式による。

(決定通知書)

第4条 条例第4条に規定する決定通知書は、第2号様式又は第3号様式による。

(計画変更・廃止承認申請書)

第5条 条例第6条の規定により事業の計画を変更し、又は廃止しようとするときは、第4号様式による事業計画変更（廃止）承認申請書を提出しなければならない。

(助成の取消し及び返還命令)

第6条 区長は、条例第7条の規定により助成の決定を取り消し、又は返還を命じるときは、第5号様式による助成決定取消通知書により行う。

(報告)

第7条 条例第8条に規定する事業報告は、次の報告書によるものとし、その様式は、区長が別に定める。

(1) 事業報告書

(2) 収支計算書及び財産目録

(3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

付 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

第1号様式(第3条関係)

申請書(補助金交付・貸付金貸付け・財産貸付け・財産譲渡)

番 号
年 月 日

(提出先)
足立区長

法 人 名
所 在 地
代表者氏名
印

(補助金の交付・貸付金の貸付け・財産の貸付け・財産の譲渡)を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 助成を受けようとする事業及びその金額又は借り受けようとする財産

助 成	事 業 名	
	金 額	

財 産	財産の所在地	
	名称・種類・ 地目・構造等	
	数 量	
	期 間	
	使 用 目 的	

2 添付書類

- (1)理由書
- (2)助成を受けようとする事業の計画書及びこれに伴う収支予算書
- (3)国又は他の地方公共団体から受ける助成の方法及び程度を記載した書類
- (4)財産目録
- (5)貸借対照表及び収支計算書
- (6)その他()

第2号様式(第4条関係)

決定通知書(補助金交付・貸付金貸付け・財産貸付け・財産譲渡)

番 号
年 月 日

様

足立区長

印

年 月 日付で申請のあった(補助金の交付・貸付金の貸付け・財産の貸付け・財産の譲渡)について、下記のとおり(助成・貸付け)することを決定したので通知します。

記

1 補助金の交付・貸付金の貸付け・財産の貸付け・財産の譲渡

補助金・貸付金	決定金額	
	交付・貸付方法	

財産	財産の所在地	
	名称・種類・地目・構造等	
	数量	
	貸付期間	
	使用目的	

2 交付及び貸付けの条件

第 3 号様式(第 4 条関係)

否 決 定 通 知 書

番 号
年 月 日

様

足立区長 印

年 月 日付 第 号で申請のあった学校法人への助成について、助成しないことを決定したので通知します。

(理 由)

第4号様式(第5条関係)

計画変更・廃止承認申請書

番 年 月 日 号

(提出先)
足立区長

法 人 名

所 在 地

代表者氏名

印

年 月 日付 第 号で助成を受けた事業の計画を下記のとおり変更・廃止したいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更・廃止したい事業

2 変更・廃止理由

3 添付書類

(1) 事業変更の計画書及びこれに伴う収支予算書

(2) その他()

第 5 号様式(第 6 条関係)

助成決定取消通知書

番 号
年 月 日

様

足立区長

印

年 月 日付 第 号で通知した助成決定を、下記のとおり取り消すこととしたので通知します。

また、この取消しに係る部分について、既に助成している補助金・貸付金・貸付財産・譲渡財産の返還を下記のとおり命じます。

記

1 取消しの範囲

2 理 由

3 返還する金額又は物件

(1) 補 助 金 円

(2) 貸 付 金 円

(3) 財 産

所在地

名 称

種 類

数 量

4 返還期限 年 月 日

(提案理由)

学校法人の助成に関する条例制定に伴い、規定を整備する必要がある
ので、この規則案を提出いたします。

第 4 8 ・ 4 9 号 議 案 説 明 資 料

平成 2 7 年 3 月 3 1 日

件 名	<p>【第 4 8 号議案】平成 2 7 年議案第 1 6 号足立区学校法人の助成に関する条例施行規則の議決の取り消しについて</p> <p>【第 4 9 号議案】足立区学校法人の助成に関する条例施行規則の進達について</p>
所 管 部 課 名	子ども家庭部 子ども家庭課
内 容	<p>1 平成 2 7 年議案第 1 6 号足立区学校法人の助成に関する条例施行規則の議決の取り消しについて</p> <p>(1) 議決取り消しの理由</p> <p>平成 2 7 年第 2 回足立区教育委員会定例会において、平成 2 7 年議案第 1 6 号足立区学校法人の助成に関する条例施行規則について提案し可決された。しかし、本規則は足立区規則のため進達とすべきところを錯誤により教育委員会規則として提案してしまったものである。そのため、平成 2 7 年議案第 1 6 号の議決を取り消し、次のとおり新たに議案第 4 9 号として進達を行う。</p> <p>2 足立区学校法人の助成に関する条例施行規則の進達について</p> <p>(1) 制定の理由</p> <p>足立区学校法人の助成に関する条例（平成 2 6 年条例第 6 7 号）の施行に関し、必要な事項を規則で定める必要がある。</p> <p>(2) 主な内容</p> <p>ア 助成の対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校法人が行う保育所施設の整備事業 ・学校法人が行う認定こども園施設の整備事業 <p>イ 申請書等各種様式</p> <p>別紙の通り</p> <p>(3) 施行年月日</p> <p>平成 2 7 年 4 月 1 日</p>
今 後 の 方 針	

第50号議案

足立区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

平成27年3月31日

提出者 足立区教育委員会教育長 青木光夫

足立区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則

足立区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則（平成12年足立区教育委員会規則第41号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項に後段として次のように加える。

この場合において、前条第2項第1号又は第2号の区分の適用を受ける者で、戒告、減給又は停職の処分を受けたものにあつては、前項の規定による昇給の号給数を4号給とみなす。

付 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（提案理由）

制度改正に伴い、文言の追加を行う必要があるため、この規則案を提出いたします。

第 5 0 号 議 案 説 明 資 料

平成 2 7 年 3 月 3 1 日

件 名	足立区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則
所管部課名	子ども家庭部 子ども家庭課
内 容	<p style="text-align: center;">幼稚園教育職員の懲戒処分に伴う昇給抑制に関し、関連規定の一部改正を行う。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 改正の概要 昇給区分A又はBの者で、処分を受けたものにあつては、昇給号級数を4号給とみなす旨の改正を行う。</p> <p>2 施行年月日 平成28年4月1日</p> <p>3 新旧対照表 別紙のとおり</p>
今後の方針	<p>関連規定についての一部改正を行う。</p> <p>幼稚園教育職員の昇給の抑制に関する基準</p>

足立区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(昇給の号給数)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 あらかじめ人事委員会の承認を得て定める基準に規定する事由等に該当するときは、前項の規定による昇給の号給数を抑制する。</p> <p>3～4 (略)</p>	<p>(昇給の号給数)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 あらかじめ人事委員会の承認を得て定める基準に規定する事由等に該当するときは、<u>前項の規定による昇給の号給数を抑制する。この場合において、前条第2項第1号又は第2号の区分の適用を受ける者で、戒告、減給又は停職の処分を受けたものにあつては、前項の規定による昇給の号給数を4号給とみなす。</u></p> <p>3～4 (略)</p> <p>付 則</p> <p><u>この規則は、平成28年4月1日から施行する。</u></p>

第51号議案

足立区教育委員会事務局幹部職員の人事について
上記の議案を提出する。

平成27年3月31日

提出者 足立区教育委員会教育長 青木光夫

足立区教育委員会事務局幹部職員の人事について
足立区教育委員会事務局幹部職員の人事を下記のとおり発令する。

記

1 発令年月日 平成27年4月1日

(部長級)

氏名 山本聖志

職層名 参事

発令内容 教育次長を命ずる

教育次長参事(総合教育研究担当)兼務を命ずる

氏名 宮本博之

職層名 参事

発令内容 学校教育部長を命ずる

氏名 伊藤良久

職層名 参事

発令内容 子ども家庭部長を命ずる

(統括課長級)

氏名 杉岡淳子

職層名 副参事

発令内容 学校教育部教育政策課長[統括課長]を命ずる

(課長級)

氏 名 森 太 一

職 層 名 副参事

発令内容 教育次長副参事（学力定着推進担当）を命ずる

氏 名 松 野 美 幸

職 層 名 副参事

発令内容 教育次長副参事（幼児プロジェクト推進担当）を命ずる

氏 名 飯 塚 尚 美

職 層 名 副参事

発令内容 教育次長参事（総合教育研究）付副参事（総合教育研究）を命ずる

氏 名 太 田 照 生

職 層 名 副参事

発令内容 学校教育部副参事（学校適正配置担当）を命ずる

氏 名 山 崎 恵 子

職 層 名 副参事

発令内容 学校教育部教職員課長を命ずる

氏 名 山 根 晃

職 層 名 副参事

発令内容 子ども家庭部子ども家庭課長を命ずる

子ども・子育て施設課長兼務を命ずる。

氏 名 小 山 幸 俊
職 層 名 副 参 事
発 令 内 容 子ども家庭部子ども・子育て支援課長を命ずる

2 発 令 年 月 日 平 成 2 7 年 3 月 3 1 日

(部長級)

氏 名 鈴 木 一 夫
職 層 名 参 事
発 令 内 容 教育次長を免ずる

氏 名 浅 見 信 昭
職 層 名 参 事
発 令 内 容 教育次長参事を免ずる
教育次長副参事（学力定着推進担当）事務取扱を免ずる

氏 名 市 川 保 夫
職 層 名 参 事
発 令 内 容 教育次長参事を免ずる
教育次長副参事（幼児プロジェクト推進担当）事務取扱を免ずる

氏 名 石 居 聡
職 層 名 参 事
発 令 内 容 学校教育部長を免ずる

氏 名 三 橋 雄 彦
職 層 名 参 事
発令内容 子ども家庭部長を免ずる

(統括課長級)

氏 名 絵野沢 秀 雄
職 層 名 副参事
発令内容 学校教育部副参事（学校適正配置担当）[統括課長]を
免ずる

氏 名 鳥 山 高 章
職 層 名 副参事
発令内容 子ども家庭部子ども家庭課長[統括課長]を免ずる

(課長級)

氏 名 荒 井 広 幸
職 層 名 副参事
発令内容 学校教育部教育政策課長を免ずる

氏 名 川原井 隆 之
職 層 名 副参事
発令内容 学校教育部教職員課長を免ずる

氏 名 荻 原 貞 二
職 層 名 副参事
発令内容 子ども家庭部子ども・子育て支援課長を免ずる

氏 名 橋 本 太 郎

職 層 名 副参事

発令内容 子ども家庭部子ども・子育て施設課長を免ずる

(提案理由)

平成27年4月1日付の区長部局の人事異動等に伴い、教育委員会事務局幹部職員の人事異動を行う必要があるため、この案を提出いたします。

足立区子ども・子育て支援事業計画

【幼児期における学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策】

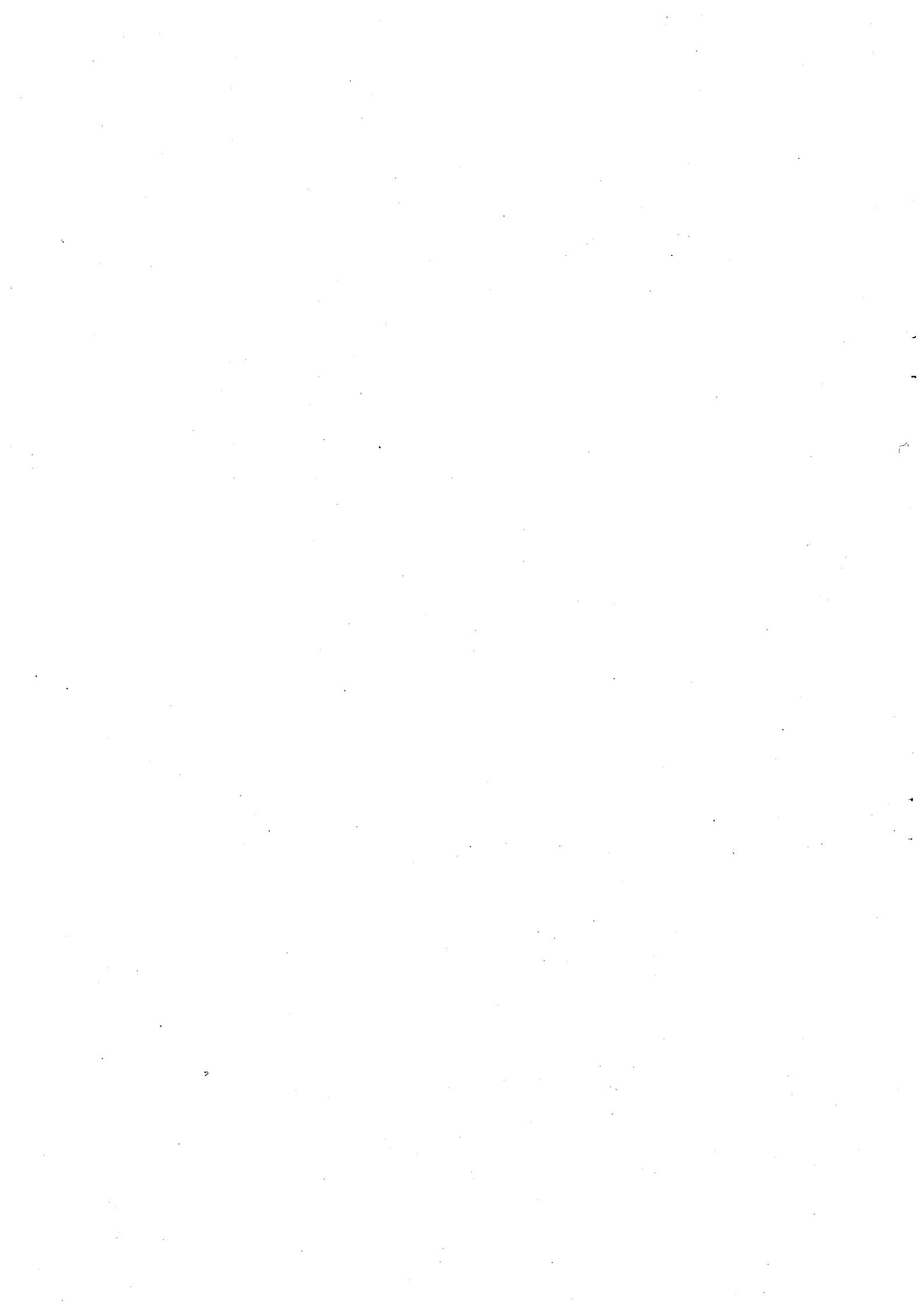
平成27年3月



目次

1	計画の内容	1
2	区域の設定	1
1)	区域設定の基本的な考え方	1
2)	「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の体系と区域設定	2
(1)	教育・保育の体系と区域設定	2
(2)	地域子ども・子育て支援事業の体系と区域設定	4
3	「量の見込み」と「確保の方策」の算出	5
1)	量の見込みの算出	5
(1)	量の見込み算出にあたっての基本的な考え方	5
(2)	量の見込みの算出方法	5
2)	確保方策の算出	5
4	「教育・保育」の量の見込みと確保方策	6
1)	教育の量の見込みと確保方策	6
2)	保育の量の見込みと確保方策	8
(1)	保育における量の見込みと確保方策に関する留意事項	8
(2)	保育における量の見込みと確保方策に関する基本的な考え方	8
(3)	量の見込みと確保方策（区全域）	10
(4)	量の見込み確保方策（提供区域別）	11
5	「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みと確保方策	19
1)	学童保育室	19
(1)	施設の概要と現状	19
(2)	学童保育室における量の見込みと確保方策に関する基本的な考え方	19
(3)	量の見込みと確保方策（区全域）	20
(4)	量の見込みと確保方策（提供区域別）	20
2)	子育てサロン	24
(1)	事業の概要と現状	23
(2)	子育てサロンにおける量の見込みと確保方策に関する基本的な考え方	24
(3)	量の見込みと確保方策（区全域）	24
(4)	量の見込みと確保方策（提供区域別）	25
3)	平日の定期的な延長保育事業（18時30分以降）	29
(1)	事業の概要と現状	29
(2)	量の見込みと確保方策（区全域）	29
(3)	量の見込みと確保方策（提供区域別）	30

4-1) 【幼稚園在園児】一時預かり等の利用	34
(1) 事業の概要と現状	34
(2) 量の見込みと確保方策(区全域)	34
4-2) 【幼稚園在園児を除く】不定期の一時預かり等の利用	35
(1) 事業の概要と現状	35
(2) 量の見込みと確保方策(区全域)	35
5) こどもショートステイ事業(在宅型・施設型)	36
(1) 事業の概要と現状	36
(2) 量の見込みと確保方策(区全域)	36
6) あだち子育て応援隊(小学生)	37
(1) 事業の概要と現状	37
(2) 量の見込みと確保方策(区全域)	37
7) 病気の際の対応	38
(1) 事業の概要と現状	38
(2) 量の見込みと確保方策(区全域)	38
8) 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会 その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業	39
(1) 事業の概要と現状	39
(2) 量の見込みと確保方策(区全域)	39
9) 乳児家庭全戸訪問事業	40
(1) 事業の概要と現状	40
(2) 量の見込みと確保方策(区全域)	40
10) 妊婦に対して健康診査を実施する事業	40
(1) 事業の概要と現状	40
(2) 量の見込みと確保方策(区全域)	40
11) 利用者支援に関する事業	41
(1) 事業の概要	41
(2) 量の見込みと確保方策(区全域)	41
12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	41
(1) 事業の概要	41
(2) 確保方策(区全域)	41
13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	41
(1) 事業の概要	41
(2) 確保方策(区全域)	41



1 計画の内容

本事業計画では、国が示した基本指針(平成26年7月2日内閣府告示第159号)にて定めることとされた必須記載事項の「幼児期における学校教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みと確保方策を定めます。

2 区域の設定

1) 区域設定の基本的な考え方

子ども・子育て支援法では、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域(以下、提供区域)を設定し、この提供区域ごとに、幼児期における教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の整備を行うことと定められています。

この提供区域の設定にあたっては、これまでの施設整備状況を勘案した上で、今後のニーズに柔軟かつ的確に対応して施設・事業の整備を行っていくことを考慮する必要があります。

そこで、以下のような地域特性(地理的条件、交通事情等)を踏まえ、本事業計画では、7区域(足立区全域を7分割)を基本の区域として設定します。

・荒川堤北の地域については、「鉄道路線(駅)に向かい利用者が移動する」(保育需要は、居住エリアだけでなく、駅を中心に通勤経路の途中でも発生する)という考え方にに基づき、千代田線・つくばエクスプレス・東武線・日暮里舎人ライナーの4路線を中心とし、河川・道路等の状況も踏まえ、4区域とします。

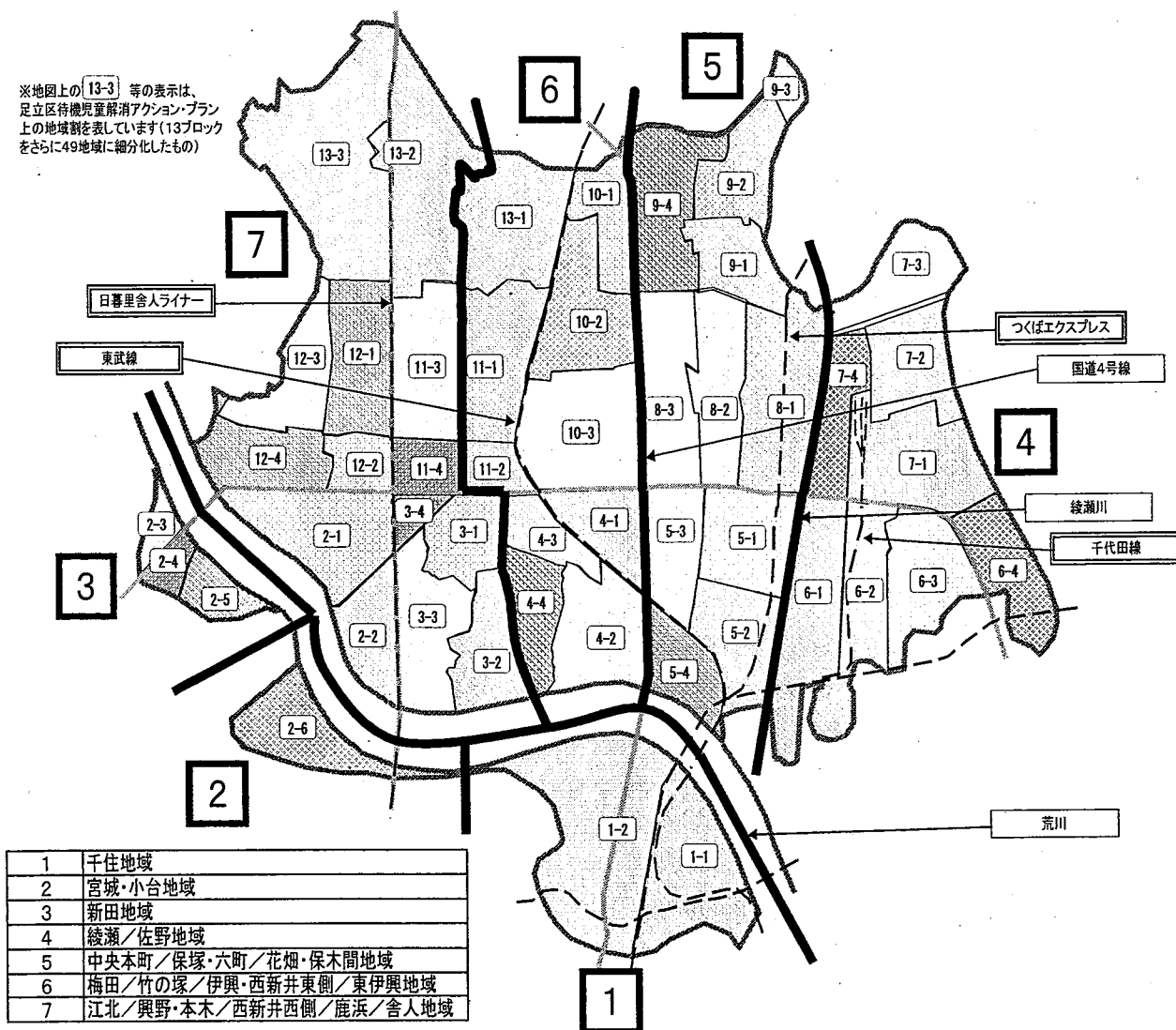
⇒P2 図表1の4～7ブロック

・荒川堤南の地域については、河川・道路、その他の地理的条件から、千住、宮城・小台、新田の各地域内において保育利用が完結する傾向にあるという考え方にに基づき、それぞれを1区域、計3区域とします。

⇒P2 図表1の1～3ブロック

ただし、幼児期における教育と地域子ども・子育て支援事業の一部については、広域利用の実態を考慮し、提供区域を1区域(足立区全域を1区域)とします。

図表1: 足立区における提供区域(7区域)



2) 「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の体系と区域設定

(1) 教育・保育の体系と区域設定

教育(幼稚園、認定こども園)については、園バスによる広域利用が多い実態を考慮し、【1区域】で需要を把握し、整備計画を策定します。

一方、保育(保育所、認定こども園、地域型保育(小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育))については、【7区域】で需要を把握し、整備計画を策定します。

施設・事業名(※)	提供区域
1 教育(幼稚園、認定こども園) ⇒P6, 7	1区域
2 保育(保育所、認定こども園、地域型保育(小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育)) ⇒P8~18	7区域

※各施設・事業の概要

①幼稚園

幼児期における教育を行う、学校教育法に基づく学校です。

- ・ 対象年齢:満3歳～就学前
- ・ 開所日:月～金曜日(夏・冬・春休みがあります)
- ・ 保育料:収入に応じた保育料 ※新制度に移行しない園は、従来どおりです。

②認定こども園(区立・私立)

教育と保育を一体的に行う施設です。幼稚園のように教育のみの「短時間利用」と、保育サービスも併せて提供する「長時間利用」の2つがあります。

- ・ 対象年齢:0歳～就学前
- ・ 開所日:月～金曜日(土曜日に開所している園もあります)
- ・ 保育料:収入に応じた保育料

③認可保育所(区立・私立)

保護者の就労等の理由で、保育を必要とするお子さんをお預かりします。保育士の数や施設の設備など一定の基準を満たし、児童福祉法に基づく認可を受けた施設で、子どもの成長や発達過程を踏まえた養護及び教育を一体的に行うことを特性としています。

- ・ 対象年齢:0歳～就学前
- ・ 開所日:月～土曜日
- ・ 保育料:収入に応じた保育料

④小規模保育

保護者の就労等の理由で、保育を必要とするお子さんを小集団の中でお預かりする施設です。以下の3類型に分けられます。

A型	保育所分園型で、従事者に占める保育士の割合が10割の施設
B型	従事者に占める保育士の割合が6割以上の施設。保育士以外は、保育従事者(保育士その他保育に従事する職員として市区町村長が行う研修を終了した者)による保育
C型	複数の家庭的保育者(市区町村長が行う研修を終了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市区町村長が認める者)によるグループ保育

- ・ 対象年齢:0歳～2歳児
- ・ 開所日:月～土曜日
- ・ 開所時間:7時30分から18時30分
- ・ 保育料:収入に応じた保育料

⑤家庭的保育(保育ママ)

保護者の就労等の理由で、保育を必要とするお子さんを家庭的保育者(市区町村長が行う研修を終了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市区町村長が認める者)の自宅等でお預かりします。

- ・ 対象年齢:0歳～2歳児
- ・ 開所日:月～土曜日
- ・ 開所時間:家庭的保育者により異なります。
- ・ 保育料:収入に応じた保育料。お弁当とおやつは持参(今後5年以内に給食を導入予定)。

⑥居宅訪問型保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、個別のケアが必要な場合などに、保護者の自宅で1対1の保育を行います。

⑦事業所内保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行います。

※ 教育・保育の推進体制(0～2歳に係る取組みと3～5歳に係る取組みの連携及び幼保小連携)

0～2歳児を対象とする小規模保育や家庭的保育(保育ママ)については、卒園後の通い先を確保するため、5年以内に「連携施設」(認定こども園や幼稚園、保育所)を設定できるよう、各施設間の協力体制の構築に向けて支援をしていきます。

また、あだち5才児プログラムの実践をはじめとした幼保小連携事業を充実させ、就学前の子どもたちの学びの基礎力を育み、幼児教育から小学校教育への円滑な接続を図ります。

(2) 地域子ども・子育て支援事業の体系と区域設定

地域子ども・子育て支援事業については、広域利用を前提としているなど、事業の特性が区域割りの考え方に馴染まないため、区全域で実施しているものについては【1区域】で需要を把握し、整備計画を策定します。それ以外は【7区域】で需要を把握し、整備計画を策定します。

なお、「4-1【幼稚園の在園児】一時預かり等の利用」は、「教育」と合わせて【1区域】とします。また、地域子ども・子育て支援事業とは、以下の13の事業のことを言います。

施設・事業名 (※各施設・事業の概要はP19～を参照)	提供区域
1 学童保育室 ⇒P19～23	7区域
2 子育てサロン事業 ⇒P24～28	7区域
3 平日の定期的な延長保育事業(18時30分以降の保育ニーズ) ⇒P29～33	7区域
4-1【幼稚園の在園児】一時預かり等の利用 ⇒P34	1区域
4-2【幼稚園在園児を除く】不定期の一時預かり等の利用 ⇒P35	1区域
5 こどもショートステイ事業(在宅型・施設型) ⇒P36	1区域
6 あだち子育て応援隊(小学生) ⇒P37	1区域
7 病気の際の対応 ⇒P38	1区域
8 養育支援訪問事業等 ⇒P39	1区域
9 乳幼児家庭全戸訪問事業 ⇒P40	1区域
10 妊婦に対して健康診査を実施する事業 ⇒P40	1区域
11 利用者支援に関する事業 ⇒P41	1区域
12 実費徴収に係る補足給付を行う事業 ⇒P41	1区域
13 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 ⇒P41	1区域

3 「量の見込み」と「確保の方策」の算出

1) 量の見込みの算出

(1) 量の見込み算出にあたっての基本的な考え方

内閣府が定めた「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き(以下、「国の手引き」)に基づき、区が実施したニーズ調査(※)の結果を踏まえて、各施設・事業ごとに量の見込みを算出しました。量の見込みは、前述の施設・事業ごとに設定した提供区域に基づき、区域単位で算出しました。

※ニーズ調査の概要

①調査時期

平成25年12月10日～平成26年1月10日

②調査対象及び回収数

調査種別	配布数	回収数	回収率
就学前児童(0～5歳児)の保護者 【住民基本台帳から無作為抽出】	6,750	3,199	47.4%
小学校児童(1～3年生)の保護者 【住民基本台帳から無作為抽出】	1,600	791	49.4%
合計	8,350	3,990	47.8%

(2) 量の見込みの算出方法(例：保育(保育所を希望)の量の見込み)

「量の見込み」＝「家庭類型別児童数 ※1」×「利用意向率 ※2」

※1 家庭類型別児童数

ニーズ調査結果から、対象となる子どもを父母の有無、父母の就労状況から家庭類型ごとに分類し、その分類した家庭類型別の児童数のこと。算出式は、次のとおり。

「推計児童数(H27～31年度)」×「ニーズ調査による家庭類型(ひとり親家庭、共働き世帯など)の割合」

※2 利用意向率

ニーズ調査で、保育を利用したいと回答した世帯の割合

2) 確保の方策の算出

全ての施設・事業について、上記のとおり算出した「量の見込み」に対して、平成31年度までにその需要量を確保できる方策を算出しました。

4 「教育・保育」の量の見込みと確保方策

1) 「教育」の量の見込みと確保方策

私立幼稚園は、各園の判断により新制度に移行する園と移行しない園に分かれます。移行については、平成26年10月実施の意向調査結果を参照し、以下(1)(2)により、確保方策を算出しました。なお、既に量の見込みに対して十分な供給量が確保されています。

(1) 新制度に移行する園（特定教育・保育施設）

①私立幼稚園【8園】

②認定こども園(公立)【3園】

③認定こども園(私立)【5園】

⇒利用定員(認定こども園は短時間利用児の利用定員)に基づき、確保方策を算出しています。

※利用定員:認可定員の範囲内で、実績をもとに設定する定員(園の補助金単価区分に反映)

(2) 新制度に移行しない園

①私立幼稚園【40園】

⇒平成26年10月現在の認可定員に基づき、確保方策を算出しています。

※認可定員:施設・設備・職員配置の基準を規定した幼稚園設置基準等に基づく認可を受けた定員

※ 教育・保育の一体的提供（認定こども園の普及に係る考え方）

平成27年4月から子ども・子育て支援新制度がスタートするにあたり、幼稚園型認定こども園では、保育料や入園の選考方法が変更となる等に加え、新制度に移行することで国が示した公定価格(施設型給付)により運営費の減収が見込まれることなどから、認定こども園への移行判断が難しくなっています。

足立区においては、平成26年10月1日現在で、4園が認定こども園(私立)の認定を返上することとなり、新制度上の認定こども園(私立)に移行する園は5園となりました。

しかしながら、認定こども園は幼稚園と保育園の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であることから、引き続き私立幼稚園等に対して、認定こども園の制度内容や新制度の情報提供を行いながら、開設に向けた説明・相談を実施し、認定こども園への移行誘導を図っていきます。

また、新制度移行後も継続する認定こども園(私立)に対しては、新制度に移行することにより運営費が減収となる場合の補助について、検討していきます。

【単位:人】

区全域	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度	
	1号	2号 ※教育の利用 意向あり	1号	2号 ※教育の利用 意向あり	1号	2号 ※教育の利用 意向あり	1号	2号 ※教育の利用 意向あり	1号	2号 ※教育の利用 意向あり
①量の見込み	8,433	1,447	8,367	1,436	8,415	1,444	8,340	1,431	8,231	1,412
	9,880		9,803		9,859		9,771		9,643	
確保 方策	特定教育 ・保育施設	幼稚園	964	964	964	964	964	964	964	964
		認定こども園 (区立)	131	131	131	131	131	131	131	131
		認定こども園 (私立)	590	590	590	590	590	590	590	590
	確認を受けない幼稚園 (新制度に移行しない幼稚園)	9,117	9,117	9,117	9,117	9,117	9,117	9,117	9,117	9,117
	②合計	10,802	10,802	10,802	10,802	10,802	10,802	10,802	10,802	10,802
過不足 (②-①) ※ +は充足、▲は不足		922	999	943	1,031	1,159				

※1号: 保育の必要がなく、幼稚園教育(幼児期における教育)を希望する3~5歳

※2号(教育の利用意向あり): 保育を必要とする3~5歳(2号)のうち、幼稚園教育の利用意向がある者

■表の見方■

区全域	平成27年度	
	1号	2号 ※教育の利用 意向あり
①量の見込み	8,433	1,447
	9,880	
確保 方策	幼稚園	964
	認定こども園 (区立)	131
	認定こども園 (私立)	590
	確認を受けない幼稚園 (新制度に移行しない幼稚園)	9,117
	②合計	10,802
過不足 (②-①) ※ +は充足、▲は不足		922

確保方策(10,802人) - 量の見込み(9,880人)
= 過不足 922人

2) 「保育」の量の見込みと確保方策

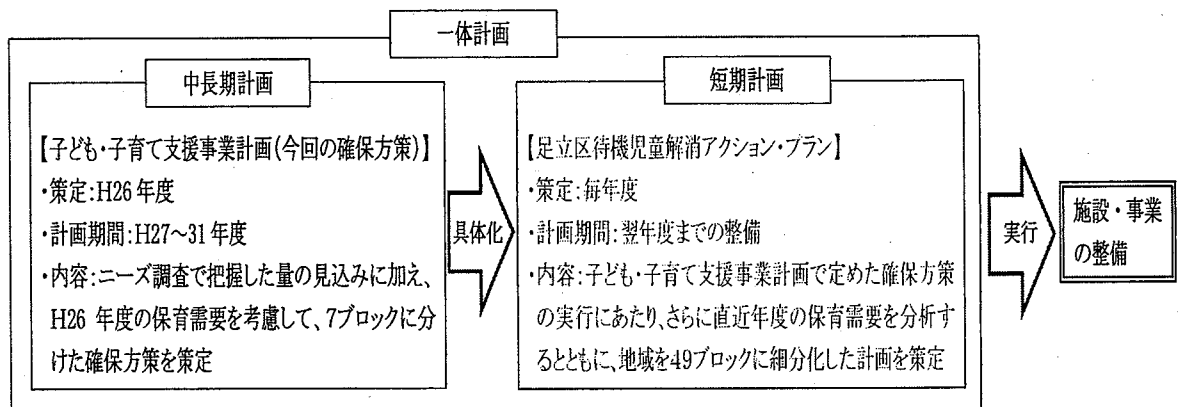
(1) 保育における量の見込みと確保方策に関する留意事項

① 以下のような不確定要素があることから、必要に応じて平成28年度以降の子ども・子育て支援事業計画における確保方策は見直します。

- ア 「量の見込み」と「平成27年度以降の保育の必要性の認定数」が乖離する可能性があること。
- イ 主に2歳児までの受け入れである認証保育所が、3歳児以上の定員を増やし、認可保育所に移行する可能性があること。 ※2号定員(3歳児以上)の増
- ウ 1号定員のみ受け入れである私立幼稚園が、2号定員を追加する認定こども園に移行する可能性があること。

② 全ての区域において、平成31年4月1日までに、各施設・事業の量の見込みを確保できる方策を提示します。平成31年度中に整備し、平成32年4月1日に開設する施設については、確保方策に含めていません。

③ 今回「子ども・子育て支援事業計画」において提示する確保方策と従来の整備計画である「足立区待機児童解消アクション・プラン」は、以下のような関係にあります。今回の確保方策は平成27年度から平成31年度までの中長期的な計画を示しており、それを具体化するのが短期計画である「足立区待機児童解消アクション・プラン」です。



(2) 保育における量の見込みと確保方策に関する基本的な考え方

足立区では、待機児童の解消と多様化する保育ニーズに的確に対応するため、平成24年度から「足立区待機児童解消アクション・プラン」の見直しを行い、各地域における保育需要の実態に合わせた保育施設等の整備計画と保育施設の利用促進を進めてきました。

平成26年度にもアクション・プランを見直し、分析の結果、以下の課題が明らかになりました。

- ① フルタイム就労世帯の待機児童は、47名(対前年比で10名の減)となったものの、依然として解消されていない。

- ② 大規模開発されている地域については、保育需要率(※)がこれまでの10%から15%程度まで伸びている。特に、千住大橋駅周辺地域では、30%程度まで急増している集合住宅が出現している。

※保育需要率:対象年齢人口に対する保育需要数の割合

- ③ つくばエクスプレスや日暮里・舎人ライナー沿線及び土地区画整理事業が進む地域など、住環境整備やまちの整備が進む地域では、就学前人口の増減にかかわらず、共働き世帯の増加により保育需要が伸びる傾向がある。

上記の課題解決を図るとともに、ニーズ調査で把握した量の見込みを平成31年4月1日までに確保できるように、7ブロックに分けて保育施設の整備を計画します。

今回の確保方策は平成27～31年度までの中長期的な計画を示すものですが、これを短期計画である「足立区待機児解消アクション・プラン」によって具体化し、施設・事業の整備を進めていきます。

特に、1ブロック(千住地域)と5ブロック(中央本町/保塚・六町/花畑・保木間地域)と7ブロック(江北/興野・本木/西新井西側/鹿浜/舎人地域)では保育需要が増加しているため、整備を進めていく必要があります。ただし、計画内容と実態に乖離が生じた場合には、適切な施設設備を行うため、子ども・子育て支援事業計画の見直しを適宜行います。

(3) 量の見込みと確保方策 (区全域)

①平成26年4月入所受付実績

2号(3~5歳)	3号(1・2歳)	3号(0歳)
6,597人	4,772人	1,089人

②平成27~31年度の量の見込みと確保方策

★平成27年度以降の認定数によって、必要に応じて整備計画を見直します。

【単位:人】

区全域	平成27年度			平成28年度			平成29年度			平成30年度			平成31年度				
	2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳		
①量の見込み	6,235	5,188	1,564	6,186	5,171	1,535	6,220	5,054	1,502	6,156	4,954	1,465	6,069	4,842	1,426		
年度当初定員 確保方策	特定教育・ 保育施設	認可保育所	6,067	2,959	567	6,808	3,280	653	6,828	3,264	653	6,938	3,333	671	7,043	3,397	686
		認定こども園(区立)	186	84	0												
		認定こども園(私立)	258	94	18												
	特定地域型 保育事業	家庭的保育	-	305	195	0	610	343	0	668	374	0	724	405	0	774	429
		小規模保育A型	-	62	29												
		小規模保育B型	-	190	92												
		小規模保育C型	-	8	4												
		居宅訪問型保育	0	0	0												
		事業所内保育	0	0	0												
	認可外 保育施設	認証保育所	188	723	328	290	843	363	290	843	363	290	843	363	290	843	363
		認可外公設民営	101	42	6												
		子育て応援隊	-	75	25												
②合計	6,800	4,542	1,264	7,098	4,733	1,359	7,118	4,775	1,390	7,228	4,900	1,439	7,333	5,014	1,478		
過不足(②-①) +は充足、▲は不足	565	▲646	▲300	912	▲438	▲176	898	▲279	▲112	1,072	▲54	▲26	1,264	172	52		

区全域	平成27年度			平成28年度			平成29年度			平成30年度			平成31年度				
	2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳		
年度中整備	特定教育・ 保育施設	認可保育所	290	146	68	20	▲16	0	110	69	18	105	64	15	▲6	5	0
		認定こども園(区立)	0	0	0												
		認定こども園(私立)	7	▲3	0												
	特定地域型 保育事業	家庭的保育	-	19	11	0	58	31	0	56	31	0	50	24	0	0	0
		小規模保育A型	-	0	0												
		小規模保育B型	-	26	12												
		小規模保育C型	-	0	0												
		居宅訪問型保育	0	0	0												
		事業所内保育	0	0	0												
	認可外 保育施設	認証保育所	1	3	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		認可外公設民営	0	0	0												
		子育て応援隊	-	0	0												
合計	298	191	95	20	42	31	110	125	49	105	114	39	▲6	5	0		

※子育て応援隊の確保方策は、ブロックごとの就学前人口比で割り振って算定

※2号:保育を必要とする3~5歳 ※3号:保育を必要とする0~2歳

■表の見方■

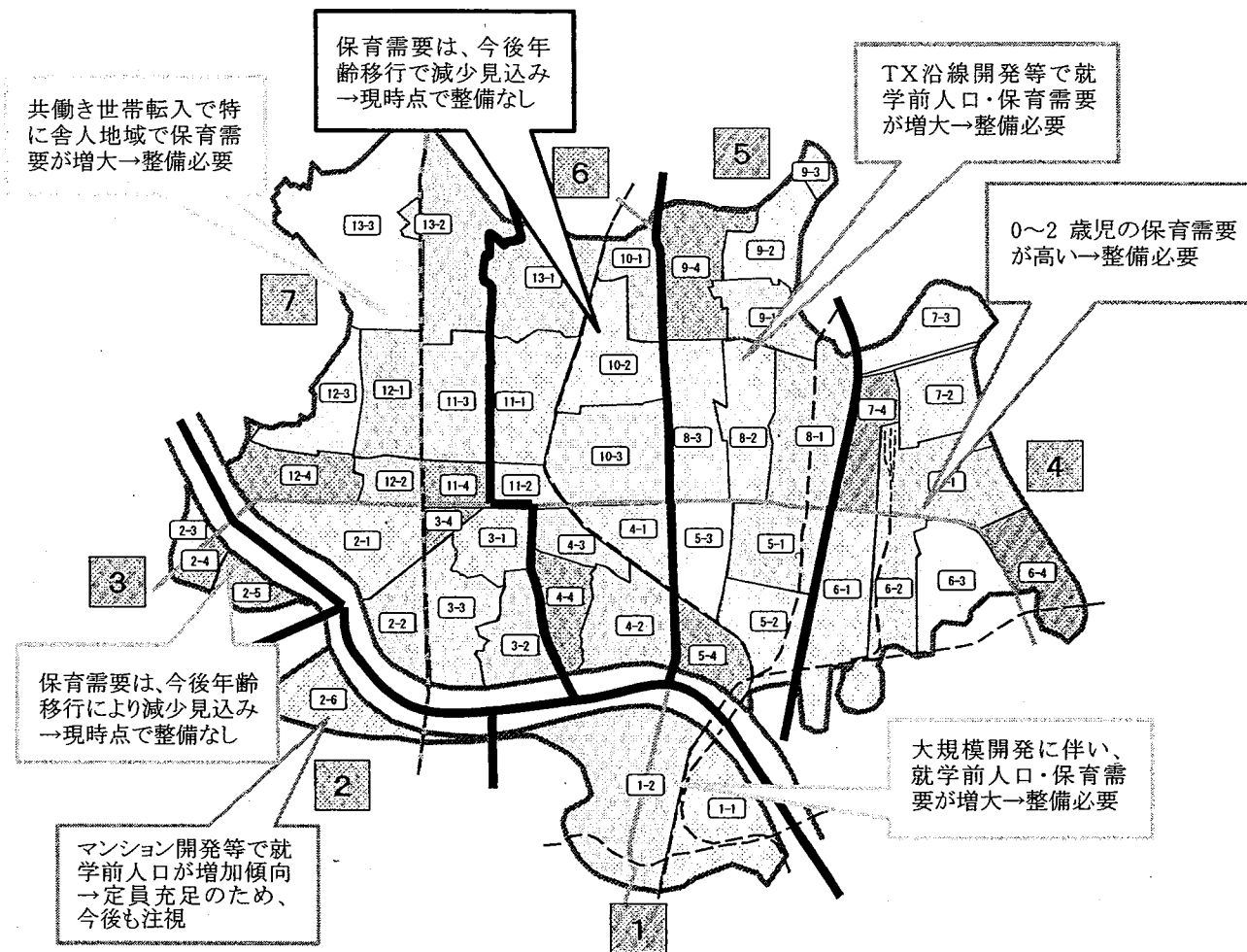
区全域	平成27年度			平成28年度				
	2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳		
①量の見込み	6,235	5,188	1,564	6,186	5,171	1,535		
年度当初定員 確保方策	特定教育・ 保育施設	認可保育所	6,067	2,959	567	6,808	3,280	653
		認定こども園(区立)	A 186	84	0			
		認定こども園(私立)	258	94	18			
	特定地域型 保育事業	家庭的保育	-	305	195	0	610	343
		小規模保育A型	-	62	29			
		小規模保育B型	-	190	92			
		小規模保育C型	-	8	4			
		居宅訪問型保育	0	0	0			
		事業所内保育	0	0	0			
	認可外 保育施設	認証保育所	188	723	328	290	843	363
		認可外公設民営	101	42	6			
		子育て応援隊	-	75	25			
②合計	6,800	4,542	1,264	7,098	4,733	1,359		
過不足(②-①) +は充足、▲は不足	565	▲646	▲300	912	▲438	▲176		

A (年度当初定員:6,511人)
+
B (年度中に整備予定の定員:297人)
= 6,808人

区全域	平成27年度			平成28年度				
	2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳		
年度中整備	特定教育・ 保育施設	認可保育所	290	146	68	20	▲16	0
		認定こども園(区立)	B 0	0	0			
		認定こども園(私立)	7	▲3	0			
	特定地域型 保育事業	家庭的保育	-	19	11	0	58	31
		小規模保育A型	-	0	0			
		小規模保育B型	-	26	12			
		小規模保育C型	-	0	0			
		居宅訪問型保育	0	0	0			
		事業所内保育	0	0	0			
	認可外 保育施設	認証保育所	1	3	4	0	0	0
		認可外公設民営	0	0	0			
		子育て応援隊	-	0	0			
合計	298	191	95	20	42	31		

(4) 量の見込みと確保方策 (提供区域別)

図表2: 提供区域別の量の見込みと確保の方策の概要



① 1ブロック（千住地域）

ア 平成26年度の施設・事業数

保育施設	施設数
認可保育所	9所
認定こども園(区立)	1園
認定こども園(私立)	0園
小規模保育室	2室

保育施設	施設数
家庭的保育(保育ママ)	20人
グループ保育室	0室
認証保育所	7所
認可外公設民営	0園
子育て応援隊	12人

※家庭的保育・子育て応援隊は、人数

イ 平成26年4月入所受付実績

2号(3～5歳)	3号(1・2歳)	3号(0歳)
664人	590人	129人

ウ 平成27～31年度の量の見込みと確保方策

千住大橋駅周辺の大規模開発に伴い、就学前人口・保育需要ともに急増しています。

★平成27年度以降の認定数によって、必要に応じて整備計画を見直します。

【単位:人】

1ブロック (千住地域)		平成27年度			平成28年度			平成29年度			平成30年度			平成31年度			
		2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	
①量の見込み		627	635	175	694	674	179	765	683	179	803	687	178	821	681	175	
年度当初定員 確保方策	特定教育・保育施設	認可保育所	632	326	59												
		認定こども園(区立)	65	33	0	844	429	83	844	429	83	844	429	83	898	459	89
		認定こども園(私立)	0	0	0												
	特定地域型 保育事業	家庭的保育	-	57	4												
		小規模保育A型	-	0	0												
		小規模保育B型	-	22	11	0	83	15	0	92	15	0	105	21	0	111	21
		小規模保育C型	-	0	0												
		居宅訪問型保育	0	0	0												
	認可外 保育施設	事業所内保育	0	0	0												
		認証保育所	41	104	69												
認可外公設民営		0	0	0	41	113	72	41	113	72	41	113	72	41	113	72	
	子育て応援隊	-	9	3													
②合計		738	551	146	885	625	170	885	634	170	885	647	176	939	683	182	
過不足(②-①) +は充足、▲は不足		111	▲84	▲29	191	▲49	▲9	120	▲49	▲9	82	▲40	▲2	118	2	7	

1ブロック (千住地域)		平成27年度			平成28年度			平成29年度			平成30年度			平成31年度		
		2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳
年度中整備	特定教育・保育施設	認可保育所	147	70	24											
		認定こども園(区立)	0	0	0	0	0	0	0	0	54	30	6	0	0	0
		認定こども園(私立)	0	0	0											
	特定地域型 保育事業	家庭的保育	-	4	0											
		小規模保育A型	-	0	0											
		小規模保育B型	-	0	0	0	9	0	0	13	6	0	6	0	0	0
		小規模保育C型	-	0	0											
		居宅訪問型保育	0	0	0											
	認可外 保育施設	事業所内保育	0	0	0											
		認証保育所	0	0	0											
認可外公設民営		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	子育て応援隊	-	0	0												
合計		147	74	24	0	9	0	0	13	6	54	36	6	0	0	

※子育て応援隊の確保方策は、ブロックごとの就学前人口比で割り振って算定

※2号:保育を必要とする3～5歳 ※3号:保育を必要とする0～2歳

② 2ブロック（宮城・小台地域）

ア 平成26年度の施設・事業数

保育施設	施設数
認可保育所	2所
認定こども園(区立)	0園
認定こども園(私立)	1園
小規模保育室	0室

保育施設	施設数
家庭的保育(保育ママ)	2人
グループ保育室	0室
認証保育所	0所
認可外公設民営	0園
子育て応援隊	2人

※家庭的保育・子育て応援隊は、人数

イ 平成26年4月入所受付実績

2号(3~5歳)	3号(1・2歳)	3号(0歳)
162人	95人	19人

ウ 平成27~31年度の量の見込みと確保方策

宮城・小台地域は、マンション開発等の影響から就学前人口が増加する傾向にあります。

ただし、保育需要数(量の見込み)に対し、保育定員数は概ね充足していますので、平成27年度に小規模保育B型を整備し、今後の保育需要を注視していきます。

★平成27年度以降の認定数によって、必要に応じて整備計画を見直します。

【単位:人】

27ブロック (宮城・小台地域)		平成27年度			平成28年度			平成29年度			平成30年度			平成31年度			
		2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	
①量の見込み		157	103	24	156	92	25	150	89	23	143	87	22	130	84	21	
年度 当初 定員 確保 方策	特定教育 ・ 保育施設	認可保育所	122	59	9												
		認定こども園(区立)	0	0	0	158	80	9	158	80	9	158	80	9	158	80	9
		認定こども園(私立)	36	21	0												
	特定地域型 保育事業	家庭的保育	-	2	6												
		小規模保育A型	-	0	0												
		小規模保育B型	-	0	0	0	15	12	0	15	12	0	15	12	0	15	12
		小規模保育C型	-	0	0												
		居宅訪問型保育	0	0	0												
	認可外 保育施設	事業所内保育	0	0	0												
		認証保育所	0	0	0												
認可外公設民営		0	0	0	0	1	1	0	1	1	0	1	1	0	1	1	
	子育て応援隊	-	1	1													
②合計		158	83	16	158	96	22	158	96	22	158	96	22	158	96	22	
過不足(②-①) +は充足、▲は不足		1	▲20	▲8	2	4	▲3	8	7	▲1	15	9	0	28	12	1	

27ブロック (宮城・小台地域)		平成27年度			平成28年度			平成29年度			平成30年度			平成31年度		
		2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳
年度 中 整備	特定教育 ・ 保育施設	認可保育所	0	0	0											
		認定こども園(区立)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		認定こども園(私立)	0	0	0											
	特定地域型 保育事業	家庭的保育	-	0	0											
		小規模保育A型	-	0	0											
		小規模保育B型	-	13	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		小規模保育C型	-	0	0											
		居宅訪問型保育	0	0	0											
	認可外 保育施設	事業所内保育	0	0	0											
		認証保育所	0	0	0											
認可外公設民営		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	子育て応援隊	-	0	0												
合計		0	13	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

※子育て応援隊の確保方策は、ブロックごとの就学前人口比で割り振って算定

※2号:保育を必要とする3~5歳 ※3号:保育を必要とする0~2歳

③ 3ブロック（新田地域）

ア 平成26年度の施設・事業数

保育施設	園数
認可保育所	4所
認定こども園(区立)	0園
認定こども園(私立)	0園
小規模保育室	1室

保育施設	園数
家庭的保育(保育ママ)	3人
グループ保育室	2室
認証保育所	1所
認可外公設民営	2園
子育て応援隊	3人

※家庭的保育・子育て応援隊は、人数

イ 平成26年4月入所受付実績

2号(3~5歳)	3号(1・2歳)	3号(0歳)
273人	201人	57人

ウ 平成27~31年度の量の見込みと確保方策

新田地域の保育需要は、今後、年齢移行により減少していくと思われますので、平成27年度以降の施設整備計画はありません。建設が予定されているマンションについては、施設内への保育施設の整備を要請していきます。

★平成27年度以降の認定数によって、必要に応じて整備計画を見直します。

【単位：人】

3ブロック (新田地域)		平成27年度			平成28年度			平成29年度			平成30年度			平成31年度			
		2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	
①量の見込み		342	176	38	324	146	37	291	139	35	244	133	33	213	126	31	
年度当初定員 確保方策	特定教育・ 保育施設	認可保育所	197	104	24												
		認定こども園(区立)	0	0	0	230	125	30	230	125	30	230	125	30	230	125	30
		認定こども園(私立)	0	0	0												
	特定地域型 保育事業	家庭的保育	-	9	4												
		小規模保育A型	-	0	0												
		小規模保育B型	-	10	6	0	23	12	0	23	12	0	23	12	0	23	12
		小規模保育C型	-	4	2												
		居宅訪問型保育 事業所内保育	0	0	0												
	認可外 保育施設	認証保育所	3	21	12												
		認可外公設民営	101	20	0	104	43	13	104	43	13	104	43	13	104	43	13
子育て応援隊		-	2	1													
②合計		301	170	49	334	191	55	334	191	55	334	191	55	334	191	55	
過不足(②-①) +は充足、▲は不足		▲41	▲6	11	10	45	18	43	52	20	90	58	22	121	65	24	

3ブロック (新田地域)		平成27年度			平成28年度			平成29年度			平成30年度			平成31年度		
		2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳
年度中 整備	特定教育・ 保育施設	認可保育所	33	21	6											
		認定こども園(区立)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		認定こども園(私立)	0	0	0											
	特定地域型 保育事業	家庭的保育	-	0	0											
		小規模保育A型	-	0	0											
		小規模保育B型	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		小規模保育C型	-	0	0											
		居宅訪問型保育 事業所内保育	0	0	0											
	認可外 保育施設	認証保育所	0	0	0											
		認可外公設民営	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
子育て応援隊		-	0	0												
合計		33	21	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

※子育て応援隊の確保方策は、ブロックごとの就学前人口比で割り振って算定

※2号:保育を必要とする3~5歳 ※3号:保育を必要とする0~2歳

④ 4ブロック（綾瀬／佐野地域）

ア 平成26年度の施設・事業数

保育施設	施設数
認可保育所	17所
認定こども園(区立)	1園
認定こども園(私立)	1園
小規模保育室	4室

保育施設	施設数
家庭的保育(保育ママ)	23人
グループ保育室	1室
認証保育所	9所
認可外公設民営	0園
子育て応援隊	19人

※家庭的保育・子育て応援隊は、人数

イ 平成26年4月入所受付実績

2号(3～5歳)	3号(1・2歳)	3号(0歳)
1,277人	887人	225人

ウ 平成27～31年度の量の見込みと確保方策

綾瀬地域で就学前人口が大きく増加しているものの、ブロック全体では減少傾向にあります。0歳～2歳児の保育需要が依然として高いことから、今後の保育需要を注視していきます。

★平成27年度以降の認定数によって、必要に応じて整備計画を見直します。

【単位：人】

47㍻ (綾瀬/佐野地域)		平成27年度			平成28年度			平成29年度			平成30年度			平成31年度			
		2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	
①量の見込み		1,280	1,023	289	1,246	1,028	278	1,246	987	267	1,228	950	258	1,211	916	248	
年度 当初 定員 確保 方策	特定教育・保育施設	認可保育所	1,192	571	129												
		認定こども園(区立)	49	27	0	1,241	598	129	1,241	598	129	1,241	598	129	1,241	598	129
		認定こども園(私立)	0	0	0												
	特定地域型 保育事業	家庭的保育	-	59	17												
		小規模保育A型	-	13	6												
		小規模保育B型	-	35	15	0	113	40	0	122	40	0	128	40	0	137	40
		小規模保育C型	-	4	2												
		居宅訪問型保育	0	0	0												
	認可外 保育施設	事業所内保育	0	0	0												
		認証保育所	72	163	71												
認可外公設民営		0	0	0	73	181	79	73	181	79	73	181	79	73	181	79	
	子育て応援隊	-	15	4													
②合計		1,313	887	244	1,314	892	248	1,314	901	248	1,314	907	248	1,314	916	248	
過不足(②-①) +は充足、▲は不足		33	▲136	▲45	68	▲136	▲30	68	▲86	▲19	86	▲43	▲10	103	0	0	

47㍻ (綾瀬/佐野地域)		平成27年度			平成28年度			平成29年度			平成30年度			平成31年度		
		2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳
年度 中 整備	特定教育・保育施設	認可保育所	0	0	0											
		認定こども園(区立)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		認定こども園(私立)	0	0	0											
	特定地域型 保育事業	家庭的保育	-	2	0											
		小規模保育A型	-	0	0											
		小規模保育B型	-	0	0	0	9	0	0	6	0	0	9	0	0	0
		小規模保育C型	-	0	0											
		居宅訪問型保育	0	0	0											
	認可外 保育施設	事業所内保育	0	0	0											
		認証保育所	1	3	4											
認可外公設民営		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	子育て応援隊	-	0	0												
合計		1	5	4	0	9	0	0	6	0	0	9	0	0	0	

※子育て応援隊の確保方策は、ブロックごとの就学前人口比で割り振って算定

※2号：保育を必要とする3～5歳 ※3号：保育を必要とする0～2歳

⑤ 5ブロック（中央本町／保塚・六町／花畑・保木間地域）

ア 平成26年度の施設・事業数

保育施設	園数
認可保育所	19所
認定こども園(区立)	0園
認定こども園(私立)	4園
小規模保育室	4室

保育施設	園数
家庭的保育(保育ママ)	35人
グループ保育室	0室
認証保育所	6所
認可外公設民営	1園
子育て応援隊	20人

※家庭的保育・子育て応援隊は、人数

イ 平成26年4月入所受付実績

2号(3～5歳)	3号(1・2歳)	3号(0歳)
1,375人	935人	194人

ウ 平成27～31年度の量の見込みと確保方策

つくばエクスプレス沿線開発や土地区画整理に伴い、就学前人口・保育需要ともに増加しています。

★平成27年度以降の認定数によって、必要に応じて整備計画を見直します。

【単位:人】

5ブロック (中央本町／保塚・六町/ 花畑・保木間地域)		平成27年度			平成28年度			平成29年度			平成30年度			平成31年度			
		2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	
①量の見込み		1,294	1,037	327	1,277	1,034	320	1,291	1,012	314	1,279	993	307	1,266	975	299	
年度当初定員 確保方策	特定教育・保育施設	認可保育所	1,235	598	105												
	認定こども園(区立)	0	0	0	1,346	642	125	1,346	642	125	1,397	672	134	1,397	672	134	
	認定こども園(私立)	87	25	9													
	特定地域型 保育事業	家庭的保育	-	60	44												
		小規模保育A型	-	0	0												
		小規模保育B型	-	48	24	0	129	76	0	147	92	0	164	103	0	179	113
		小規模保育C型	-	0	0												
		居室訪問型保育	0	0	0												
	認可外 保育施設	事業所内保育	0	0	0												
		認証保育所	9	87	41												
認可外公設民営		0	22	6	9	124	52	9	124	52	9	124	52	9	124	52	
	子育て応援隊	-	15	5													
②合計		1,331	855	234	1,355	895	253	1,355	913	269	1,406	960	289	1,406	975	299	
過不足(②-①) +は充足、▲は不足		37	▲182	▲93	78	▲139	▲67	64	▲99	▲45	127	▲33	▲18	140	0	0	

5ブロック (中央本町／保塚・六町/ 花畑・保木間地域)		平成27年度			平成28年度			平成29年度			平成30年度			平成31年度		
		2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳
年度中整備	特定教育・保育施設	認可保育所	17	22	11											
	認定こども園(区立)	0	0	0	0	0	0	51	30	9	0	0	0	0	0	
	認定こども園(私立)	7	▲3	0												
	特定地域型 保育事業	家庭的保育	-	8	2											
		小規模保育A型	-	0	0											
		小規模保育B型	-	13	6	0	18	16	0	17	11	0	15	10	0	0
		小規模保育C型	-	0	0											
		居室訪問型保育	0	0	0											
	認可外 保育施設	事業所内保育	0	0	0											
		認証保育所	0	0	0											
認可外公設民営		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	子育て応援隊	-	0	0												
合計		24	40	19	0	18	16	51	47	20	0	15	10	0	0	

※子育て応援隊の確保方策は、ブロックごとの就学前人口比で割り振って算定

※2号:保育を必要とする3～5歳 ※3号:保育を必要とする0～2歳

⑥ 6ブロック（梅田／竹の塚／伊興・西新井東側／東伊興地域）

ア 平成26年度の施設・事業数

保育施設	園数
認可保育所	20所
認定こども園(区立)	0園
認定こども園(私立)	0園
小規模保育室	6室

保育施設	園数
家庭的保育(保育ママ)	35人
グループ保育室	0室
認証保育所	15所
認可外公設民営	0園
子育て応援隊	22人

※家庭的保育・子育て応援隊は、人数

イ 平成26年4月入所受付実績

2号(3～5歳)	3号(1・2歳)	3号(0歳)
1,409人	1,172人	246人

ウ 平成27～31年度の量の見込みと確保方策

ブロック全体で就学前人口が減少傾向にあるものの、保育需要は高い状態が続いています。今後は、年齢移行により、保育需要も減少する見込みであることから、今後の保育需要を注視していきます。

★平成27年度以降の認定数によって、必要に応じて整備計画を見直します。

【単位：人】

6ブロック (梅田/竹の塚/伊興・西新井東側/ 東伊興地域)		平成27年度			平成28年度			平成29年度			平成30年度			平成31年度			
		2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	
①量の見込み		1,346	1,119	363	1,345	1,102	354	1,352	1,076	348	1,354	1,058	338	1,333	1,034	329	
年度当初定員 確保方策	特定教育・保育施設	認可保育所	1,448	710	118	1,528	725	139	1,548	709	139	1,550	714	139	1,544	714	139
		認定こども園(区立)	0	0	0												
		認定こども園(私立)	0	0	0												
	特定地域型 保育事業	家庭的保育	-	47	62	0	122	98	0	122	98	0	122	98	0	122	98
		小規模保育A型	-	26	12												
		小規模保育B型	-	49	24												
		小規模保育C型	-	0	0												
		居宅訪問型保育	0	0	0												
	認可外 保育施設	事業所内保育	0	0	0	38	285	112	38	285	112	38	285	112	38	285	112
		認証保育所	38	269	106												
認可外公設民営		0	0	0													
子育て応援隊		-	16	6													
②合計		1,486	1,117	328	1,566	1,132	349	1,586	1,116	349	1,588	1,121	349	1,582	1,121	349	
過不足(②-①) +は充足、▲は不足		140	▲2	▲35	221	30	▲5	234	40	1	234	63	11	249	87	20	

6ブロック (梅田/竹の塚/伊興・西新井東側/ 東伊興地域)		平成27年度			平成28年度			平成29年度			平成30年度			平成31年度			
		2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	
年度中整備	特定教育・保育施設	認可保育所	80	15	21	20	▲16	0	2	5	0	▲6	0	0	▲6	5	0
		認定こども園(区立)	0	0	0												
		認定こども園(私立)	0	0	0												
	特定地域型 保育事業	家庭的保育	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		小規模保育A型	-	0	0												
		小規模保育B型	-	0	0												
		小規模保育C型	-	0	0												
		居宅訪問型保育	0	0	0												
	認可外 保育施設	事業所内保育	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		認証保育所	0	0	0												
認可外公設民営		0	0	0													
子育て応援隊		-	0	0													
合計		80	15	21	20	▲16	0	2	5	0	▲6	0	0	▲6	5	0	

※子育て応援隊の確保方策は、ブロックごとの就学前人口比で割り振って算定

※2号:保育を必要とする3～5歳 ※3号:保育を必要とする0～2歳

⑦ 7ブロック（江北／興野・本木／西新井西側／鹿浜／舎人地域）

ア 平成26年度の施設・事業数

保育施設	園数
認可保育所	20所
認定こども園(区立)	1園
認定こども園(私立)	3園
小規模保育室	3室

保育施設	園数
家庭的保育(保育ママ)	41人
グループ保育室	1室
認証保育所	4所
認可外公設民営	0園
子育て応援隊	22人

※家庭的保育・子育て応援隊は、人数

イ 平成26年4月入所受付実績

2号(3～5歳)	3号(1・2歳)	3号(0歳)
1,437人	892人	219人

ウ 平成27～31年度の量の見込みと確保方策

共働き世帯の流入により、特に舎人地域で保育需要が増加傾向にあります。

★平成27年度以降の認定数によって、必要に応じて整備計画を見直します。

【単位：人】

77㍻㍻ (江北／興野・本木／西新井西側／鹿浜／舎人地域)		平成27年度			平成28年度			平成29年度			平成30年度			平成31年度			
		2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	
①量の見込み		1,189	1,095	348	1,144	1,095	342	1,125	1,068	336	1,105	1,046	329	1,095	1,026	323	
年度当初 確保方策	特定教育・ 保育施設	認可保育所	1,241	591	123	1,461	681	138	1,461	681	138	1,518	715	147	1,575	749	156
		認定こども園(区立)	72	24	0												
		認定こども園(私立)	135	48	9												
	特定地域型 保育事業	家庭的保育	-	71	58	0	125	90	0	147	105	0	167	119	0	187	133
		小規模保育A型	-	23	11												
		小規模保育B型	-	26	12												
		小規模保育C型	-	0	0												
		居宅訪問型保育	0	0	0												
	認可外 保育施設	事業所内保育	0	0	0	25	96	34	25	96	34	25	96	34	25	96	34
		認証保育所	25	79	29												
認可外公設民営		0	0	0													
	子育て応援隊	-	17	5													
②合計		1,473	879	247	1,486	902	262	1,486	924	277	1,543	978	300	1,600	1,032	323	
過不足(②-①) +は充足、▲は不足		284	▲216	▲101	342	▲193	▲80	361	▲144	▲59	438	▲68	▲29	505	6	0	

77㍻㍻ (江北／興野・本木／西新井西側／鹿浜／舎人地域)		平成27年度			平成28年度			平成29年度			平成30年度			平成31年度			
		2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	
年度中 整備	特定教育・ 保育施設	認可保育所	13	18	6	0	0	0	57	34	9	57	34	9	0	0	0
		認定こども園(区立)	0	0	0												
		認定こども園(私立)	0	0	0												
	特定地域型 保育事業	家庭的保育	-	5	9	0	22	15	0	20	14	0	20	14	0	0	0
		小規模保育A型	-	0	0												
		小規模保育B型	-	0	0												
		小規模保育C型	-	0	0												
		居宅訪問型保育	0	0	0												
	認可外 保育施設	事業所内保育	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		認証保育所	0	0	0												
認可外公設民営		0	0	0													
	子育て応援隊	-	0	0													
合計		13	23	15	0	22	15	57	54	23	57	54	23	0	0	0	

※子育て応援隊の確保方策は、ブロックごとの就学前人口比で割り振って算定

※2号：保育を必要とする3～5歳 ※3号：保育を必要とする0～2歳

5 「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みと確保方策

1) 学童保育室

(1) 施設の概要と現状

学童保育は、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校3年生までの児童に対し、授業の終了後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。児童福祉法の改正により、平成27年度から対象児童が小学校6年生までに拡大されます。

平成26年度の状況(平成26年4月1日時点)

	保育室数	利用定員	利用実績
学童保育室	106室	4,210人	3,851人

(2) 学童保育室における量の見込みと確保方策に関する基本的な考え方

- ① 現状は、児童の成長などにより3年生の夏休み以降は退室児童が増えるなど、学年が上がるにつれ申請数が減少しています。

また、学童保育室の増室も困難なことから、学童保育室の利用対象は小学校1～6年生としますが、学童保育の必要性が高い4年生までのニーズ量(※)を学童保育室での確保目標としました。

5年生、6年生は学習塾や習い事などに通う児童が多く、学童保育室よりも自由度の高い児童館利用の方がニーズに即していると考え、学校休業日の児童館開館時間について見直しを図り学童保育ニーズの補完策として整備を行っていきます。

※4年生のニーズ量の算出について

ニーズ調査は学年別で行っていないため、低学年の過去3年間の利用状況や申請状況及び子どもの成長などにより申請率が逡減することを考え、高学年の学童保育ニーズの内訳を4年生は50%、5年生は30%、6年生は20%と想定しました。

【具体例】平成27年度の高学年の量の見込み(1,651人)における学年別の内訳

4年生(50%)	5年生(30%)	6年生(20%)
826人	495人	330人

- ② 各ブロック全体では充足していても、学童保育室によって待機児童が発生したり、逆に定員割れが生じたりしています。また、小学校内や特別延長保育を実施している学童保育室の人气が高く、近隣に空きがあっても待機を選ぶ保護者もいます。

そのため、引き続き、各学童保育室及び小学校学区ごとの申請状況や地域特性などを分析し、増室場所の選定や定数及び学童保育室の配置の見直しなどを行っていきます。

(3) 量の見込みと確保方策 (区全域)

★平成27年度以降の入室申請状況によって、必要に応じて整備計画を見直します。【単位:人】

区全域		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
量の見込み	低学年	4,213	4,254	4,266	4,254	4,232	
	高学年	1,651	1,640	1,637	1,685	1,702	
	合計 A	5,864	5,894	5,903	5,939	5,934	
確保方策	年度中整備	①年度当初定員	4,210	4,465	4,625	4,625	4,705
		②定数見直し・増室	255	160	0	80	0
		合計 (①+②)	4,465	4,625	4,625	4,705	4,705
	その他	③定数弾力化運用	325	333	333	341	341
		児童館特例利用					
	④5・6年	707	640	645	673	672	
	⑤1～4年	381	297	312	247	271	
過不足 ((①+②+③+④+⑤)-A) ※+は充足、▲は不足		14	1	12	27	55	

※1 定数弾力化運用:定員の1割増程度までは受け入れる運用

※2 児童館特例利用:小学校から一旦帰宅せずに直接児童館を利用する特例

(4) 量の見込みと確保方策 (提供区域別)

① 1ブロック (千住地域)

ア 平成26年度の状況(平成26年4月1日時点)

	室数	年度当初定員	利用実績
学童保育室	10室	420人	362人

イ 平成27～31年度の量の見込みと確保方策

千住大橋駅前の大規模開発により周辺エリアの需要が大幅に増加する見通しです。また、千住常東地域も申請率の上昇が見込まれます。こうした状況を踏まえ、人口動態や学童保育室の申請状況を見ながら、小学校の余裕教室を活用しての増室や民間学童保育室の誘致などを検討していきます。

★平成27年度以降の入室申請状況によって、必要に応じて整備計画を見直します。【単位:人】

1ブロック (千住地域)		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
量の見込み	低学年	407	459	484	523	557	
	高学年	149	158	167	187	203	
	合計(A)	556	617	651	710	760	
確保方策	年度中整備	①年度当初定員	420	445	485	485	565
		②定数見直し・増室	25	40	0	80	0
		合計 (①+②)	445	485	485	565	565
	その他	③定数弾力化運用	25	25	25	33	33
		児童館特例利用 (館数4)					
	④5・6年	75	79	84	94	102	
	⑤1～4年	11	28	57	18	60	
過不足 ((①+②+③+④+⑤)-A) ※+は充足、▲は不足		0	0	0	0	0	

② 2ブロック（宮城・小台地域）

ア 平成26年度の状況(平成26年4月1日時点)

	室数	年度当初定員	利用実績
学童保育室	1室	40人	34人

イ 平成27～31年度の量の見込みと確保方策

ニーズ調査では、低学年のニーズが非常に高く出ていますが、現状は定員割れをしています。申請数は平成27年度以降上昇傾向にあるので、今後の申請状況を見ながら、増室について検討していきます。

★平成27年度以降の入室申請状況によって、必要に応じて整備計画を見直します。【単位：人】

2ブロック (宮城・小台地域)			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
量の見込み		低学年	82	82	89	94	92	
		高学年	31	32	30	30	30	
		合計(A)	113	114	119	124	122	
確保方策	年度中整備	①年度当初定員	40	40	40	40	40	
		②定数見直し・増室	0	0	0	0	0	
		合計(①+②)	40	40	40	40	40	
	その他	③定数弾力化運用	4	4	4	4	4	
		児童館 特例利用 (館数1)	④5・6年	16	16	15	15	15
			⑤1～4年	53	54	60	65	63
過不足 (①+②+③+④+⑤) - A ※+は充足、▲は不足			0	0	0	0	0	

③ 3ブロック（新田地域）

ア 平成26年度の状況(平成26年4月1日時点)

	室数	年度当初定員	利用実績
学童保育室	5室	235人	202人

イ 平成27～31年度の量の見込みと確保方策

新田地区の大規模再開発により需要が大幅に増加した地域ですが、既に増室を図っており、おむね需要は満たされています。

★平成27年度以降の入室申請状況によって、必要に応じて整備計画を見直します。【単位：人】

3ブロック (新田地域)			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
量の見込み		低学年	203	209	214	216	204	
		高学年	59	66	70	76	79	
		合計(A)	262	275	284	292	283	
確保方策	年度中整備	①年度当初定員	235	270	270	270	270	
		②定数見直し・増室	35	0	0	0	0	
		合計(①+②)	270	270	270	270	270	
	その他	③定数弾力化運用	6	6	6	6	6	
		児童館 特例利用 (館数1)	④5・6年	0	0	8	16	7
			⑤1～4年	0	0	0	0	0
過不足 (①+②+③+④+⑤) - A ※+は充足、▲は不足			14	1	0	0	0	

④ 4ブロック（綾瀬／佐野地域）

ア 平成26年度の状況(平成26年4月1日時点)

	室数	年度当初定員	利用実績
学童保育室	21室	815人	737人

イ 平成27～31年度の量の見込みと確保方策

綾瀬駅周辺エリアは、学童保育需要が高い地域です。

東綾瀬地区施設用地活用事業による人口動態の変化や学童保育室の申請状況を見ながら、小学校の余裕教室を活用しての増室や民間学童保育室の誘致などを検討していきます。

★平成27年度以降の入室申請状況によって、必要に応じて整備計画を見直します。【単位：人】

4ブロック (綾瀬／佐野地域)		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度		
量の見込み	低学年	928	910	903	871	852		
	高学年	361	360	354	369	364		
	合計(A)	1,289	1,270	1,257	1,240	1,216		
確保方策	年度中整備	①年度当初定員	815	830	910	910	910	
		②定数見直し・増室	15	80	0	0	0	
		合計(①+②)	830	910	910	910	910	
	その他	③定数弾力化運用	67	71	71	71	71	
		児童館 特例利用 (館数10)	④5・6年	181	180	177	185	182
			⑤1～4年	211	109	99	74	53
過不足 ((①+②+③+④+⑤) - A) ※+は充足、▲は不足		0	0	0	0	0		

⑤ 5ブロック（中央本町／保塚・六町／花畑・保木間地域）

ア 平成26年度の状況(平成26年4月1日時点)

	室数	年度当初定員	利用実績
学童保育室	22室	855人	829人

イ 平成27～31年度の量の見込みと確保方策

六町駅周辺エリアの再開発により需要が大幅に増加しています。特に、統合新校の加平小内や近隣の学童保育室の申請数が多くなっています。また、中央本町、五反野駅周辺エリアも同様に需要が高く、新校舎に移転する足立小学校の人气が予想されます。

こうした状況を踏まえ、人口動態や学童保育室の申請状況を見ながら、小学校の余裕教室を活用しての増室や民間学童保育室の誘致などを検討していきます。

★平成27年度以降の入室申請状況によって、必要に応じて整備計画を見直します。【単位：人】

5ブロック (中央本町／保塚・六町／ 花畑・保木間地域)		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度		
量の見込み	低学年	890	891	871	876	867		
	高学年	360	355	356	358	358		
	合計(A)	1,250	1,246	1,227	1,234	1,225		
確保方策	年度中整備	①年度当初定員	855	910	910	910	910	
		②定数見直し・増室	55	0	0	0	0	
		合計(①+②)	910	910	910	910	910	
	その他	③定数弾力化運用	70	70	70	70	70	
		児童館 特例利用 (館数11)	④5・6年	180	178	178	179	179
			⑤1～4年	90	88	69	75	66
過不足 ((①+②+③+④+⑤) - A) ※+は充足、▲は不足		0	0	0	0	0		

⑥ 6ブロック（梅田／竹の塚／伊興・西新井東側／東伊興地域）

ア 平成26年度の状況(平成26年4月1日時点)

	室数	年度当初定員	利用実績
学童保育室	25室	965人	875人

イ 平成27～31年度の量の見込みと確保方策

西新井駅西口の大規模再開発により需要が大幅に増加しています。特に、梅島駅周辺の申請者数が多くなっています。こうした状況を踏まえ、人口動態や学童保育室の申請状況を見ながら、小学校の余裕教室を活用しての増室や民間学童保育室の誘致などを検討していきます。

★平成27年度以降の入室申請状況によって、必要に応じて整備計画を見直します。【単位：人】

6ブロック (梅田／竹の塚／伊興・ 西新井東側／東伊興地域)		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度		
量の見込み	低学年	937	948	956	944	954		
	高学年	382	364	366	367	374		
	合計(A)	1,319	1,312	1,322	1,311	1,328		
確保方策	年度中整備	①年度当初定員	965	1,035	1,035	1,035	1,035	
		②定数見直し・増室	70	0	0	0	0	
		合計(①+②)	1,035	1,035	1,035	1,035	1,035	
	その他	③定数弾力化運用	77	77	77	77	77	
		児童館 特例利用 (館数12)	④5・6年	191	182	183	184	187
			⑤1～4年	16	18	27	15	29
過不足 ((①+②+③+④+⑤)-A) ※+は充足、▲は不足		0	0	0	0	0		

⑦ 7ブロック（江北／興野・本木／西新井西側／鹿浜／舎人地域）

ア 平成26年度の状況(平成26年4月1日時点)

	室数	年度当初定員	利用実績
学童保育室	22室	880人	812人

イ 平成27～31年度の量の見込みと確保方策

ブロック全体では需要は満たされていますが、学童保育室により需要の差が大きい地域です。特に、西新井駅西口再開発エリアに近い学童保育室の需要が高くなっています。鹿浜小学校と上沼田小学校の統合新校の建設も進んでおり、新校は人気が高いため学童保育室の需要の増加も見込まれます。

こうした状況を踏まえ、人口動態や学童保育室の申請状況を見ながら、小学校の余裕教室を活用しての増室や民間学童保育室の誘致などを検討していきます。

★平成27年度以降の入室申請状況によって、必要に応じて整備計画を見直します。【単位：人】

7ブロック (江北／興野・本木／西新井西側／ 鹿浜／舎人地域)		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度		
量の見込み	低学年	766	755	749	730	706		
	高学年	309	305	294	298	294		
	合計(A)	1,075	1,060	1,043	1,028	1,000		
確保方策	年度中整備	①年度当初定員	880	935	975	975	975	
		②定数見直し・増室	55	40	0	0	0	
		合計(①+②)	935	975	975	975	975	
	その他	③定数弾力化運用	76	80	80	80	80	
		児童館 特例利用 (館数12)	④5・6年	64	5	0	0	0
			⑤1～4年	0	0	0	0	0
過不足 ((①+②+③+④+⑤)-A) ※+は充足、▲は不足		0	0	12	27	55		

2) 子育てサロン事業

(1) 事業の概要と現状

子育てサロンは、0歳から3歳までの乳幼児とその保護者が安心して自由に遊ぶことができる場です。また、子育てサロンスタッフが常駐して、子育て相談やアドバイスを通じて、子育てに伴う不安や負担を和らげ、在宅での子育てを支援しています。

公共施設の空きスペース等で実施している単独の子育てサロンは、対象児が0歳から3歳までで、実施時間は10時から16時までです。

児童館子育てサロンは、対象児が0歳から就学前までで、実施時間は小学生以上の子どもたちが学校に行っている時間帯の10時から13時までです。なお、子育てサロンの専用室がある児童館子育てサロンは、10時から18時(4月～9月、10月～3月は17時まで)までの間で利用できます。

平成26年度の施設数と平成25年度の利用実績

	箇所数	延利用人数(平成25年度)
子育てサロン	63箇所	202,494人回/年

(2) 子育てサロンにおける量の見込みと確保方策に関する基本的な考え方

① 各ブロックとも、ニーズ量に対して、5年以内に十分な定員を確保できる状況にあります。

なお、実際の利用状況は、天候や季節、時間帯等によっても利用者数にバラつきがあり、定員に達するまでの利用はなく充足しています。また、定員に達するまでの利用がない理由としては、早期に復職を希望する母親が多く、保育所等の預け先を希望しているなど、利用者がそれぞれの生活実態に応じて子育て支援事業を選択していることが考えられます。

② 平成25年度の利用実績数は、どのブロックもニーズ調査結果を下回っています。そのため、利用者の拡大が課題であり、引き続き子育てサロンのPR及び事業内容の充実を図っていきます。

あわせて、住区センターの大規模改修工事等の際には、子育てサロンの専用室を整備していきます。一方、地域によっては、定員よりもニーズが大幅に下回っているところもあるため、今後は子育てサロンの整理・統合も視野に入れていきます。

(3) 量の見込みと確保方策(区全域)

【単位:人回/年】

区全域	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
子育てサロン数	63箇所	63箇所	63箇所	63箇所	63箇所
①量の見込み	308,508	305,092	297,926	291,082	283,934
②確保方策(年度当初定員)	424,649	403,508	409,460	413,375	421,223
過不足(②-①) ※ +は充足、▲は不足	116,141	98,416	111,534	122,293	137,289

区全域	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
年度中整備	▲21,141	5,952	3,915	7,848	0

(4) 量の見込みと確保方策 (提供区域別)

① 1ブロック (千住地域)

ア 平成26年度の施設数と平成25年度の利用実績

	施設数	延べ利用人数(平成25年度)
子育てサロン	5箇所	12,883人回/年

イ 平成27～31年度の量の見込みと確保方策

ニーズに対し、27年度は定員不足状態ですが、28年度当初に千住あずま住区センターの建て替えが完成し、子育てサロンの専用室ができるため、28年度以降は、定員が充足する見通しです。

【単位:人回/年】

1ブロック (千住地域)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
子育てサロン数	5箇所	5箇所	5箇所	5箇所	5箇所
①量の見込み	27,803	29,124	29,462	29,447	29,212
②確保方策(年度当初定員)	26,884	26,884	29,860	29,860	29,860
過不足(②-①) ※ +は充足、▲は不足	▲ 919	▲ 2,240	398	413	648

1ブロック (千住地域)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
年度中整備	0	2,976	0	0	0

② 2ブロック (宮城・小台地域)

ア 平成26年度の施設数と平成25年度の利用実績

	施設数	延べ利用人数(平成25年度)
子育てサロン	1箇所	1,780人回/年

イ 平成27～31年度の量の見込みと確保方策

宮城・小台地域にある子育てサロンは、江南住区センター児童館子育てサロンのみですが、ニーズに対して定員は充足しています。

【単位:人回/年】

2ブロック (宮城・小台地域)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
子育てサロン数	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
①量の見込み	2,330	2,135	2,071	2,006	1,909
②確保方策(年度当初定員)	3,670	3,670	3,670	3,670	3,670
過不足(②-①) ※ +は充足、▲は不足	1,340	1,535	1,599	1,664	1,761

2ブロック (宮城・小台地域)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
年度中整備	0	0	0	0	0

③ 3ブロック（新田地域）

ア 平成26年度の施設数と平成25年度の利用実績

	施設数	延べ利用人数(平成25年度)
子育てサロン	2箇所	4,062人回/年

イ 平成27～31年度の量の見込みと確保方策

ニーズに対し、27年度は定員不足状態ですが、乳幼児人口の減少が見込まれているため、28年度以降は充足する見通しです。

【単位:人回/年】

3ブロック (新田地域)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
子育てサロン数	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所
①量の見込み	11,486	9,940	9,445	8,970	8,476
確保方策(年度当初定員)	11,446	11,446	11,446	11,446	11,446
過不足(②-①) ※ +は充足、▲は不足	▲ 40	1,506	2,001	2,476	2,970

3ブロック (新田地域)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
年度中整備	0	0	0	0	0

④ 4ブロック（綾瀬/佐野地域）

ア 平成26年度の施設数と平成25年度の利用実績

	施設数	延べ利用人数(平成25年度)
子育てサロン	12箇所	28,624人回/年

イ 平成27～31年度の量の見込みと確保方策

区内でも一番大きく利用者の多い子育てサロン綾瀬が、平成28年度からの東綾瀬地区施設用地活用事業に伴い、平成27年度から一時移転予定です。移転先のスペースが限られることなどから、定員不足状態となる見込みです。

しかし、子育てサロン綾瀬が新施設に移転し、さらに東和住区センターにも大規模改修により子育てサロンの専用室ができるため、定員が充足する見通しです。

【単位:人回/年】

4ブロック (綾瀬/佐野地域)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
子育てサロン数	12箇所	12箇所	12箇所	12箇所	12箇所
①量の見込み	70,301	69,594	66,852	64,421	62,099
②確保方策(年度当初定員)	84,382	63,241	63,241	67,156	75,004
過不足(②-①) ※ +は充足、▲は不足	14,081	▲ 6,353	▲ 3,611	2,735	12,905

4ブロック (綾瀬/佐野地域)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
年度中整備	▲ 21,141	0	3,915	7,848	0

⑤ 5ブロック（中央本町／保塚・六町／花畑・保木間地域）

ア 平成26年度の施設数と平成25年度の利用実績

	施設数	延べ利用人数(平成25年度)
子育てサロン	13箇所	20,959人回/年

イ 平成27～31年度の量の見込みと確保方策

ニーズに対し、定員は充足しています。また、平成28年度には栗島住区センターの改築が終わり、子育てサロンの専用室ができる予定です。

【単位:人回/年】

5ブロック (中央本町／保塚・六町／ 花畑・保木間地域)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
子育てサロン数	13箇所	13箇所	13箇所	13箇所	13箇所
①量の見込み	54,680	54,165	53,068	51,989	50,909
②確保方策(年度当初定員)	70,369	70,369	73,345	73,345	73,345
過不足(②-①) ※ +は充足、▲は不足	15,689	16,204	20,277	21,356	22,436

5ブロック (中央本町／保塚・六町／ 花畑・保木間地域)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
年度中整備	0	2,976	0	0	0

⑥ 6ブロック（梅田／竹の塚／伊興・西新井東側／東伊興地域）

ア 平成26年度の施設数と平成25年度の利用実績

	施設数	延べ利用人数(平成25年度)
子育てサロン	15箇所	73,686人回/年

イ 平成27～31年度の量の見込みと確保方策

住区センター内に専用室がある子育てサロンも多く、ニーズに対し定員は充足しています。

【単位:人回/年】

6ブロック (梅田／竹の塚／伊興・ 西新井東側／東伊興地域)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
子育てサロン数	15箇所	15箇所	15箇所	15箇所	15箇所
①量の見込み	81,507	80,053	78,301	76,698	74,882
②確保方策(年度当初定員)	136,784	136,784	136,784	136,784	136,784
過不足(②-①) ※ +は充足、▲不足	55,277	56,731	58,483	60,086	61,902

6ブロック (梅田／竹の塚／伊興・ 西新井東側／東伊興地域)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
年度中整備	0	0	0	0	0

⑦ 7ブロック（江北／興野・本木／西新井西側／鹿浜／舎人地域）

ア 平成26年度の施設数と平成25年度の利用実績

	施設数	延べ利用人数(平成25年度)
子育てサロン	15箇所	26,269人回/年

イ 平成27～31年度の量の見込みと確保方策

ニーズに対し、定員は充足しています。

【単位：人回/年】

7ブロック (江北／興野・本木／西新井 西側／鹿浜／舎人地域)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
子育てサロン数	15箇所	15箇所	15箇所	15箇所	15箇所
①量の見込み	60,401	60,081	58,727	57,551	56,447
②確保方策(年度当初定員)	91,114	91,114	91,114	91,114	91,114
過不足(②-①) ※ +は充足、▲は不足	30,713	31,033	32,387	33,563	34,667

7ブロック (江北／興野・本木／西新井 西側／鹿浜／舎人地域)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
年度中整備	0	0	0	0	0

3) 平日の定期的な延長保育事業（18時30分以降）

(1) 事業の概要と現状

認可保育所の中には、勤務時間や通勤時間の都合で、基本の保育時間(18時30分まで)以外に保育が必要な世帯を対象に、延長保育を実施している園があります。また、認証保育所や私立認定こども園についても、18時30分より開所時間を長く設定している園については、本事業に位置付けます。

平成25年度実績

	園数	利用人数
認可保育所・認可外公設民営	58園	1,381人
認証保育所	42園	1,283人
私立認定こども園	4園	299人

(2) 量の見込みと確保方策（区全域）

ニーズ調査で把握した利用意向率をもとに、量の見込みを算出しました。国の手引きの考えでは、延長保育の量の見込み・確保方策について「時間別」の概念はなく、この考えに従えば27年度当初の整備量(=預かり終了時間が「19時以上」の施設の定員数)をもって既に量の見込みを上回っており、量的には確保されています(表1のとおり)。

【表1】

【単位：人】

区全域	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	2,640	2,623	2,607	2,565	2,516
②確保方策	7,297	7,297	7,297	7,297	7,297
過不足(②-①) ※+は充足 ▲は不足	4,657	4,674	4,690	4,732	4,781

しかしながら、足立区としては、より詳細にニーズを把握すべく「時間別」の延長保育ニーズについても分析します。

分析結果は、次ページ以降のとおり(①から⑦まで)となっており、区全域では時間別のニーズも確保されていますが、1ブロック(①)及び4ブロック(④)において、「21時まで」の預かり保育の供給量が不足しています。

よって、今後は、既存園での時間延長や新規開設園での21時までの延長保育の実施などを含め、延長保育の充実を目指します。

(3) 量の見込みと確保方策（提供区域別）

① 1ブロック（千住地域）

ア 平成25年度実績

	園数	利用人数
認可保育所・認可外公設民営	6園	155人
認証保育所	7園	227人
私立認定こども園	0園	0人

イ 平成27～31年度の量の見込みと確保方策

【単位：人】

1ブロック (千住地域)		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	19時まで	321	345	364	373	376
	20時まで	62	66	70	72	73
	21時まで	15	17	18	18	18
	合計	398	428	452	463	467
確保方策	19時まで	146	146	146	146	146
	20時まで	827	827	827	827	827
	21時まで	0	0	0	0	0
過不足	19時まで	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要
	20時まで	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要
	21時まで	▲ 15	▲ 17	▲ 18	▲ 18	▲ 18

② 2ブロック（宮城・小台地域）

ア 平成25年度実績

	園数	利用人数
認可保育所・認可外公設民営	1園	33人
認証保育所	0園	0人
私立認定こども園	1園	64人

イ 平成27～31年度の量の見込みと確保方策

【単位：人】

2ブロック (宮城・小台地域)		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	19時まで	20	19	18	17	16
	20時まで	0	0	0	0	0
	21時まで	0	0	0	0	0
	合計	20	19	18	17	16
確保方策	19時まで	140	140	140	140	140
	20時まで	57	57	57	57	57
	21時まで	0	0	0	0	0
過不足	19時まで	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要
	20時まで	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要
	21時まで	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要

③ 3ブロック（新田地域）

ア 平成 25 年度実績

	園数	利用人数
認可保育所・認可外公設民営	5 園	113 人
認証保育所	1 園	41 人
私立認定こども園	0 園	0 人

イ 平成 27～31 年度の量の見込みと確保方策

【単位：人】

3ブロック （新田地域）		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	19時まで	175	160	148	130	118
	20時まで	35	32	29	26	23
	21時まで	0	0	0	0	0
	合計	210	192	177	156	141
確保方策	19時まで	262	262	262	262	262
	20時まで	103	103	103	103	103
	21時まで	0	0	0	0	0
過不足	19時まで	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要
	20時まで	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要
	21時まで	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要

④ 4ブロック（綾瀬／佐野地域）

ア 平成 25 年度実績

	園数	利用人数
認可保育所・認可外公設民営	13 園	277 人
認証保育所	9 園	290 人
私立認定こども園	0 園	0 人

イ 平成 27～31 年度の量の見込みと確保方策

【単位：人】

4ブロック （綾瀬／佐野地域）		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	19時まで	388	381	373	364	355
	20時まで	106	104	102	100	97
	21時まで	15	15	15	14	14
	合計	509	500	490	478	466
確保方策	19時まで	970	970	970	970	970
	20時まで	638	638	638	638	638
	21時まで	0	0	0	0	0
過不足	19時まで	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要
	20時まで	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要
	21時まで	▲ 15	▲ 15	▲ 15	▲ 14	▲ 14

⑤ 5ブロック（中央本町／保塚・六町／花畑・保木間地域）

ア 平成 25 年度実績

	園数	利用人数
認可保育所・認可外公設民営	10 園	227 人
認証保育所	6 園	131 人
私立認定こども園	2 園	119 人

イ 平成 27～31 年度の量の見込みと確保方策

【単位:人】

5ブロック (中央本町／保塚・六町／ 花畑・保木間地域)		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	19時まで	443	438	436	430	423
	20時まで	57	56	56	55	54
	21時まで	0	0	0	0	0
	合計	500	494	492	485	477
確保方策	19時まで	434	434	434	434	434
	20時まで	611	611	611	611	611
	21時まで	28	28	28	28	28
過不足	19時まで	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要
	20時まで	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要
	21時まで	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要

⑥ 6ブロック（梅田／竹の塚／伊興・西新井東側／東伊興地域）

ア 平成 25 年度実績

	園数	利用人数
認可保育所・認可外公設民営	13 園	384 人
認証保育所	15 園	491 人
私立認定こども園	0 園	0 人

イ 平成 27～31 年度の量の見込みと確保方策

【単位:人】

6ブロック (梅田／竹の塚／伊興・ 西新井東側／東伊興地域)		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	19時まで	440	436	432	428	420
	20時まで	252	250	248	246	241
	21時まで	0	0	0	0	0
	合計	692	686	680	674	661
確保方策	19時まで	589	589	589	589	589
	20時まで	1, 173	1, 173	1, 173	1, 173	1, 173
	21時まで	137	137	137	137	137
過不足	19時まで	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要
	20時まで	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要
	21時まで	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要

⑦ 7ブロック（江北／興野・本木／西新井西側／鹿浜／舎人地域）

ア 平成25年度実績

	園数	利用人数
認可保育所・認可外公設民営	10園	192人
認証保育所	4園	103人
私立認定こども園	1園	116人

イ 平成27～31年度の量の見込みと確保方策

【単位：人】

7ブロック (江北／興野・本木／西新井 西側／鹿浜／舎人地域)		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	19時まで	178	174	171	168	165
	20時まで	133	130	127	124	123
	21時まで	0	0	0	0	0
	合計	311	304	298	292	288
確保方策	19時まで	588	588	588	588	588
	20時まで	594	594	594	594	594
	21時まで	0	0	0	0	0
過不足	19時まで	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要
	20時まで	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要
	21時まで	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要

4-1)【幼稚園在園児】一時預かり等の利用

(1) 事業の概要と現状

保護者の希望に応じて、平日(月曜日～金曜日)の4時間を標準とする私立幼稚園・区立認定こども園の教育時間の前後や土曜、長期休暇期間中(春・夏・冬)に、幼稚園での一時預かりを実施しています。

平成 25 年度実績

	実施園数	延利用人数
私立幼稚園・区立認定こども園	55 園	297,804 人日/年

(2) 量の見込みと確保方策 (区全域)

ニーズ調査で把握した利用意向率をもとに、量の見込みを算出しました。26年度当初に実施した調査によると、現在の預かり保育の受入れ可能人数をもって、既に量の見込みに対する十分な供給量が整備されています。

今後も、現在の各園における預かり保育の取り組みが後退しないよう、一時預かり事業(幼稚園型)の制度充実を図っていきます。

【単位：人日/年】

区全域		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量 の 見 込 み	1号認定	39,996	39,685	39,911	39,554	39,037
	2号認定	249,754	247,809	249,227	246,995	243,768
	合計	289,750	287,494	289,138	286,549	282,805
確保方策		465,620	465,620	465,620	465,620	465,620
過不足 ※+は充足、▲は不足		175,870	178,126	176,482	179,071	182,815

4-2)【幼稚園在園児を除く】不定期の一時預かり等の利用

(1) 事業の概要と現状

保護者の通院、冠婚葬祭への出席や急な外出、買い物に出かけたい時、リフレッシュしたい時など、理由を問わず一時的に保育施設に預けられるものです。

認可保育所、認証保育所などの保育施設に預けられるもののほか、利用者宅や支援者宅で一時保育を行うあだち子育て応援隊があります。

平成 25 年度実績

	実施園数	延利用人数
一時預かり事業(認可保育所)	23 所	4,358 人日/年
認証保育所・小規模保育室	63 所	8,008 人日/年
あだち子育て応援隊	-	29,211 人日/年

(2) 量の見込みと確保方策 (区全域)

ニーズ調査で把握した利用意向率をもとに、量の見込みを算出しました。ニーズ量に対して、既に供給量は十分整備されていますが、認可保育所における一時預かりを継続していくほか、今後もホームサポート・トワイライトステイの提供会員を増やし、更なるサービスの充実を図っていきます。

なお、認証保育所や私立認定こども園においては、園児が定員を満たしている場合は一時預かりを利用できないなど、条件付きであるため、確保方策に組み入れないものとします。

【単位:人日/年】

区全域		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
①量の見込み		45,575	45,159	44,518	43,708	42,805	
確保方策	一時預かり事業 (公立・私立保育園)	41,490	41,490	41,490	41,490	41,490	
	あだち 応援隊	ファミサポ	18,870	18,870	18,870	18,870	18,870
		ホームサポート	24,393	27,442	30,491	33,540	36,589
		トワイライトステイ	10,454	11,761	13,068	14,375	15,682
	②合計		95,207	99,563	103,919	108,275	112,631
過不足(②-①) ※+は充足、▲は不足		49,632	54,404	59,401	64,567	69,826	

区全域		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
年度中 整備	一時預かり事業 (公立・私立保育園)	0	0	0	0	0	
	あだち 応援隊	ファミサポ	0	0	0	0	0
		ホームサポート	3,049	3,049	3,049	3,049	3,049
		トワイライトステイ	1,307	1,307	1,307	1,307	1,307
	合計		4,356	4,356	4,356	4,356	4,356

※ ファミサポ(ファミリーサポート)とは、子育ての援助を受けたい人が利用会員になり、子育ての応援をする人が提供会員になり、地域住民が主体となって子育てを応援する仕組み。

※ ホームサポートとは、足立区が認定した子育てホームサポーターが自宅を訪問し一時保育するサービス。

※ トワイライトステイとは、日曜・祝日や平日の午後5時以降の一時保育。

5) こどもショートステイ事業（在宅型・施設型）

(1) 事業の概要と現状

保護者の病気や出産等で子どもの養育ができない時に、養育協力家庭宅又は児童養護施設において、子どもを預かります。

平成 25 年度実績

	延利用人数
養育協力家庭宅(在宅型)	172 人日/年
児童養護施設(施設型)	709 人日/年

(2) 量の見込みと確保方策（区全域）

ニーズ調査で把握した利用意向率をもとに、量の見込みを算出しました。ニーズ量に対して、既に供給量は十分整備されていますが、児童養護施設とともに、引き続き協力家庭による在宅型の育成に努め、こどもショートステイ事業の充実を図っていきます。

【単位:人日/年】

区全域	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	1,545	1,531	1,519	1,496	1,468
②確保方策（年度当初定員）	1,644	1,644	1,644	1,644	1,644
過不足（②－①） ※＋は充足、▲は不足	99	113	125	148	176

6) あだち子育て応援隊 (小学生)

(1) 事業の概要と現状

保護者の通院、冠婚葬祭への出席や急な外出、買い物に出かけたい時、リフレッシュしたい時など、理由を問わず、一時的に利用者宅又は支援者宅で預けられるものです。

平成 25 年度実績

	延利用人数(小学生)
あだち子育て応援隊	15,692 名

(2) 量の見込みと確保方策 (区全域)

ニーズ調査で把握した利用意向率をもとに、量の見込みを算出しました。ニーズ量に対して、既に供給量は十分整備されていますが、今後もホームサポートの提供会員を増やし、更なるサービスの充実を図っていきます。

【単位：人日/年】

区全域			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
①量の見込み			37,923	37,926	37,870	38,358	38,430	
確保方策	年度当初	あだち 応援隊	ファミサポ	20,038	20,038	20,038	20,038	20,038
		ファミサポ	ホームサポート	28,996	32,620	36,244	39,868	43,492
	②合計		49,034	52,658	56,282	59,906	63,530	
	過不足 (②-①) ※+は充足、▲は不足		11,111	14,732	18,412	21,548	25,100	

区全域			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
年度中整備	あだち 応援隊	ファミサポ	0	0	0	0	0
		ホームサポート	3,624	3,624	3,624	3,624	3,624
	合計		3,624	3,624	3,624	3,624	3,624

7) 病気の際の対応

(1) 事業の概要と現状

病気やケガの回復期の児童を預けられる病後児保育については、認可保育園2園のほか、児童者宅または支援宅で預かるあだち子育て応援隊があります。

また、ベビーシッター事業者等が実施する在宅の病児保育サービスを利用したときに、その料金の一部を助成する病児保育利用料金助成があります。

平成25年度実績

	延利用人数
病後児保育(保育所)	134人日/年
病後児保育(あだち応援隊)	40人日/年
病児保育利用料金助成	54人日/年

(2) 量の見込みと確保方策(区全域)

ニーズ調査で把握した利用意向率をもとに、量の見込みを算出しました。ニーズ量に対して、既に供給量は十分整備されていますが、病後児保育については、認可保育園2園での実施を継続するとともに、今後もあだち子育て応援隊の提供会員を増やし、更なるサービスの充実を図っていきます。また、病児保育は、今後の利用助成の状況を見ながら、支援を進めていきます。

【単位:人日/年】

区全域		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み		5,647	5,598	5,553	5,468	5,368
確保方策	年度当初					
	公立保育園	1,160	1,160	1,160	1,160	1,160
	私立保育園	960	960	960	960	960
	病後児保育(あだち応援隊)	4,318	4,858	5,398	5,938	6,478
	病児保育利用料金助成	54	54	54	54	54
②合計		6,492	7,032	7,572	8,112	8,652
過不足(②-①) ※+は充足、▲は不足		845	1,434	2,019	2,644	3,284

区全域		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
年度中整備	公立保育園					
	私立保育園					
	病後児保育(あだち応援隊)	540	540	540	540	540
	病児保育利用料金助成					
	合計	540	540	540	540	540

8) 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

(1) 事業の概要と現状

子育てに関する相談を受け、専門機関や地域との連携・協力し、家庭の支援にあたっています。また、児童虐待や養育困難家庭に対応するための要保護児童対策協議会の開催や児童虐待予防の周知と啓発のための講座・講演会やキャンペーン等を実施しています。

平成 25 年度実績

	延べ利用人数等
①養育支援訪問事業	441 人日/年
②要保護児童対策地域協議会の開催回数	390 回
③児童虐待予防講座の開催回数	8 回

(2) 量の見込みと確保方策 (区全域)

① 養育支援訪問事業

【単位:人日/年】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	462	485	509	535	561
確保方策の考え方	引き続き、支援が必要な家庭に対し、協力家庭 89 人による訪問事業を行い、相談・支援を進めていきます。				

※ニーズ調査によらず、これまでの実績等から量の見込みを算出しました。

→算出根拠:平成 21～25 年度の相談件数の実績から、計画期間中における伸び率を算定(0.05%)。計画期間中、同様の増加率で推移するものと想定し、算出しました。

② 要保護児童対策地域協議会の開催

③ 児童虐待予防講座等の実施

【単位:回】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み ②	430	450	478	478	478
量の見込み ③	9	10	10	10	10
確保方策の考え方	引き続き、要保護児童対策地区会議(年7回)、児相連絡会議(毎月1回)においてネットワーク機関間の連携強化を図るとともに、児童虐待予防講座等を拡充(H26 年度より区民向けの CSP 講座を実施)することで、児童虐待の未然防止を推進します。				

※ニーズ調査によらず、これまでの実績等から量の見込みを算出しました。

→算出根拠:②要保護児童対策地区会議(年7回)+虐待受理会議(前年比 1.05 倍)+個別ケース会議(虐待受理会議の 15%)+児相連絡会議(年 12 回)

③オレンジボンキャンペーン、児童虐待防止講演会、足立区内大学シンポジウム、養育家庭体験発表会、養育家庭パネル展示、NP講座、CSP講座、BP講座の啓発事業(NP講座、CSP講座、BP講座は年数回の実施を見込む)

9) 乳児家庭全戸訪問事業

(1) 事業の概要と現状

生後3か月までの乳児のいる全家庭を助産師・保健師が訪問し、健康相談、育児アドバイスを
行い、母子保健の向上を図っています。

平成25年度実績

	訪問件数(割合)
乳児家庭全戸訪問事業	4,556人(99.4%)

※平成25年度内に出生した訪問希望者(出生通知票届出件数)に対する訪問指導件数・割合

(2) 量の見込みと確保方策(区全域)

【単位:人】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	4,800 (88%)	4,700 (88%)	4,600 (88%)	4,700 (92%)	4,500 (92%)
確保方策の 考え方	○実施体制:委託訪問指導員35名・保健師(正規7名・非常勤2名)が自宅訪問 ○案内:出生通知票を母子手帳に綴じ込み、チラシを一緒に配布しています。 訪問率を高めるため、出生通知票未提出者に勧奨通知を送付するほか、 さらなる周知方法を検討していきます。				

※訪問率は、長期入院などで訪問を希望されない方がいるため、100%ではありません。

※ニーズ調査によらず、これまでの実績等から量の見込みを算出しています。

→算出根拠:人口推計の当年出生数×訪問率

10) 妊婦に対して健康診査を実施する事業

(1) 事業の概要と現状

妊婦健康診査の受診により、健康管理、流・早産の防止、妊産婦・乳幼児死亡率の低下、未熟
児出生防止に努めています。

平成25年度実績

	受診回数
妊婦健康診査	66,702人回/年

(2) 量の見込みと確保方策(区全域)

【単位:人回/年】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	67,300	65,900	64,600	62,900	61,300
確保方策の 考え方	○実施場所:都内委託医療機関・里帰り等助成(都外医療機関・助産所) ○検査項目・実施回数:妊婦健診全14回/超音波検査2回 ○案内:妊娠届出時に妊婦健診の受診勧奨を実施				

※ニーズ調査によらず、これまでの実績等から量の見込みを算出しています。

→算出根拠:(人口推計の当年出生数×1.13)×平均受診回数11回

11) 利用者支援に関する事業

(1) 事業の概要

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

(2) 量の見込みと確保方策（区全域）

【単位：箇所】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	1	1	1	1	1
確保方策の考え方	<p>区では、既に本庁舎の保育窓口において区民への施設案内等の利用者支援に加えて、子育て上の様々な相談に対応できるコンシェルジュ体制を構築しています。</p> <p>今後も、既存の本庁舎における利用者支援を基本に、出先機関への出張相談や本庁舎の他部署との連携も含め、更なる実施体制の強化を検討していきます。</p>				

※ニーズ調査によらず、量の見込みを算出しています。

12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

(1) 事業の概要

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

(2) 確保方策（区全域）

子ども・子育て支援新制度の適用を受ける教育・保育施設に在園する児童の保護者が、園に対して支払うべき給食費・教材費等の実費の一部について、平成27年度以降に低所得世帯を対象として補助していきます。

13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

(1) 事業の概要

新規参入事業者に対する相談・助言等巡回支援や、私学助成(幼稚園特別支援教育経費)や障がい児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れるための職員の加配を促進するための事業です。

(2) 確保方策（区全域）

事業の実施にあたっては、国の動向等を踏まえ検討していきます。

足立区子ども・子育て支援事業計画

平成27年3月発行

発行 足立区教育委員会
編集 足立区教育委員会 子ども家庭部 子ども家庭課
東京都足立区中央本町一丁目17番1号
電話 03-3880-5266

「美しいまち」は「安全なまち」

ビューティフル・ウィンドウズ運動展開中 足立区

